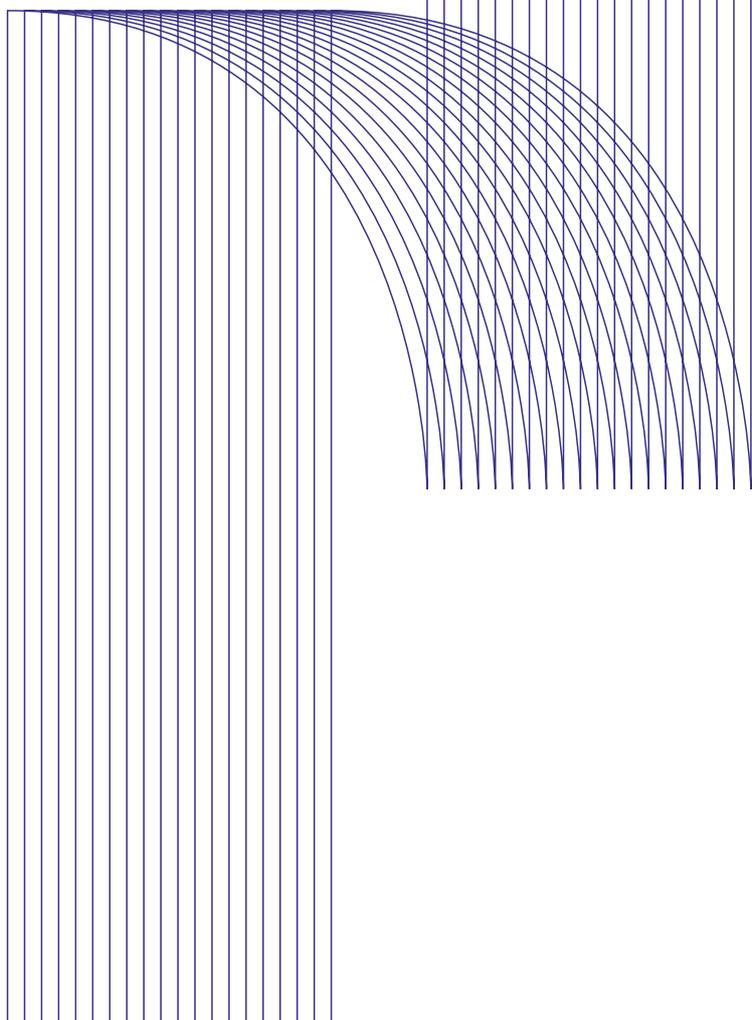


# 日新火災の現状

BUSINESS REPORT 2005



# 日新火災の現状

## BUSINESS REPORT 2005

### 目次

ご挨拶	1
経営方針	2
経営理念	
お客さま本位の会社づくり宣言	
中期経営計画	
平成17年度実行計画	
会社概要	4
平成16年度の代表的な経営指標	
業績の概況	5
営業の経過及び成果と今後の課題	
保険引受の概況	
資産運用の概況	
日新火災の活動	8
トピックス	
日新火災のあゆみ	
お客さまサービスと商品	10
当社の店舗網	
最近の新商品開発と約款・料率の改定	
商品開発	
主な保険商品	
各種サービス	
リスクマネジメントサービス	
保険のしくみと販売制度	19
保険のしくみ	
ご契約の流れ	
事故発生から保険金お受け取りまでの流れ	
代理店	
保険会社の運営	24
資料編	
.会社の概要	32
.主要な業務の状況	40
.経理の状況	50
.企業集団の状況	77
.設備の状況	79
.損害保険用語の解説	80
.店舗所在地の一覧	83

損害保険業界を取り巻く環境は、経済の着実な回復の影響を受け好転の様相を呈しながらも、損害保険業界においては新たな競争要件の出現もあり、価格・サービスや効率化をめぐる競争は一層激化しております。

このような中、当社は常に「一人は万人のために、万人は一人のために」という保険産業の基本理念に立ち返り、お客さま本位に徹し、損害保険産業が持つ社会性・公共性を十分に発揮しつつ、地域社会に密着した事業展開を図っております。

日本国内の保険市場の特徴は、人と人との関係性のよわらかさや温暖な人間関係を共通項として、都市圏においても地方圏においても、地域ごとに固有の歴史的・文化的な条件を有する多様な地域社会が複合している点にあるといえます。当社はこのような国内市場の多様性にきめ細かく対応することにより、「最もお客さまに身近な損害保険会社」「最も誠実でまじめな損害保険会社」とのご評価をいただける企業を目指しています。

その実現のためにも、保険に対するお客さまのニーズを多面的に取り上げ、地域に根ざして活動している多くの代理店とともにお客さまのご期待にそえるよう努めてまいります。同時にリスクマネジメント技術を高め、高齢化・情報化が急速に進展する社会において新たに発生する様々なリスクに対しても、積極的にその解決策をご提案してまいります。

当社は、本当の意味でのお客さま本位の企業として、販売面や損害サービスの更なる向上に励むとともに、お客さまにとってわかりやすく魅力的な商品をご提供いたします。また、引き続きリテール市場に事業基盤の基軸をおきながら、所属代理店数の増加ときめ細かな代理店対応を可能にする営業推進スタッフの増強を中心とした営業力の強化によって、リテールビジネスモデルの構築と増収の実現を図ります。

このように当社は、市場対応力を高め、自己責任に基づくコンプライアンスの一層の徹底を図るとともに、リスク許容度に応じた慎重かつ総合的なリスク管理や資産運用総合収益の確保などを通じて、健全経営を確実に遂行していく所存です。



取締役会長 野田道雄

取締役社長 宮島洋

# 経営方針

## 経営理念

日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。

安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。

健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示に努め、株主の負託に応えます。

代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展をはかります。

従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業風土を築きます。

損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

## お客さま本位の会社づくり宣言

当社は、本当の意味での「お客さま本位」の事業運営を遂行していくため、「お客さま本位の会社づくり宣言」を定めました。全役職員が「すべてはお客さまのために」という考え方を基軸において行動してまいります。

日新火災は、お客さまに新しい感動と満足をお届けできるよう誠心誠意努力することを宣言します。

- 1 日新火災は、全社員・全部門がお客さまの声に真摯に耳を傾け、お客さまの満足の向上に向けて会社業務の改革や改善に不断の努力を行っていきます。
- 2 日新火災は、お客さまにわかりやすい商品の提供や利便性の高いサービスの提供を徹底して行っていきます。
- 3 日新火災は、お客さまに商品を的確にご理解いただけるよう、代理店と共にお客さまの立場に立った販売を行っていきます。
- 4 日新火災は、お客さまの事故発生時には心から安心を実感していただけるよう、的確で誠実な対応を行っていきます。



## 中期経営計画

当社は、平成17年度より3か年の中期経営計画をスタートいたしました。この計画では、平成12年度から推進してまいりました第1期リテール戦略によって確立した当社の基盤と到達点を踏まえ、お客さまの視点ですべての業務を再構築し、本当の意味での「お客さま本位」の会社として、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社となることを目指しています。

中期経営計画の中核戦略である第2期リテール戦略は、「お客さまの信頼を勝ち得る販売網の確立」、「お客さまにわかりやすくご納得いただける商品の提供」、「事故の際のお客さまへのより一層の安心の提供」、「お客さまやマーケットを踏まえた組織運営の確立」の4本の柱を軸に取り組みを進めてまいります。具体的には、お客さまと直に接する代理店が、より一層の信頼を得られるよう、お客さまの声をもとに代理店業務運営の標準型を「お客さま信頼スタンダード」として定め、これを確立・定着させる取り組みを行っております。また、お客さまの視点に立ったわかりやすい商品の

開発・改善、休日・夜間における事故対応体制の充実、お客さまから頂いた貴重なご意見を会社施策に反映させる仕組みの構築など、お客さまのご満足度を高めていくための業務運営の実現に全力を尽くしてまいります。

また、第2期リテール戦略を支える企業基盤の強化のため、「業務インフラの革新」による業務品質の向上や、お客さま本位を実現するための「人材の育成と強化」を図ってまいります。その他、「業務厳正化と内部統制の強化」、「資産運用力の強化」、「総合リスク管理態勢の強化」、「収支管理の強化」などの様々な課題に取り組むとともに、今後も増加が予想される巨大自然災害の発生に備えて異常危険準備金の充実等に積極的に努め、保険金支払能力の一層の向上を図ります。

さらに、企業存続の大前提である個人情報保護を含めたコンプライアンスの推進と、企業の社会的責任(CSR)遂行のための体制を充実させてまいります。

## 平成17年度実行計画

### お客さま本位のリテール戦略の推進

- ・お客さまにわかりやすくご納得いただける商品の提供
- ・お客さまから信頼される高品質代理店の拡充
- ・お客さまの視点に立った付加価値の高い損害サービスの提供
- ・お客さま本位の組織及び組織運営の確立
- ・お客さまに向けたわかりやすいコミュニケーションの強化
- ・営業力の強化

### リテール戦略を支えるインフラの強化

- ・人材の育成と強化
- ・業務インフラの革新
- ・業務の厳正化と内部統制の強化
- ・提携の推進
- ・資産運用力の強化
- ・総合リスク管理態勢の強化
- ・収支管理の強化

### コンプライアンスの推進と企業の社会的責任(CSR)遂行のための体制の充実

- ・コンプライアンス推進態勢の強化
- ・CSRの遂行
- ・働きがいを高める企業風土の確立

# 会社概要

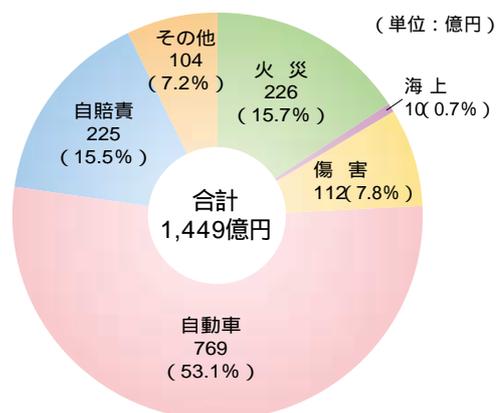
社 名 日新火災海上保険株式会社  
 本店所在地 〒101 8329  
 東京都千代田区神田駿河台2 3  
 取締役社長 宮島 洋  
 創 立 明治41年(1908年)6月  
 資 本 金 156億円  
 従 業 員 数 2,493名  
 代 理 店 数 16,581店

子 会 社 等  
 日新火災損害調査株式会社  
 日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社  
 日新情報システム開発株式会社  
 日新総合サービス株式会社  
 NISSHIN INSURANCE GUERNSEY  
 PCC LIMITED  
 ユニバーサルリスクソリューション株式会社  
 日伸実業株式会社  
 トークビルサービス株式会社

(平成17年6月29日現在)  
 従業員数・代理店数は平成17年3月31日現在

## 平成16年度の代表的な経営指標

正味収入保険料(注1)..... 1,449億円  
 正味損害率(注2)..... 63.4%  
 正味事業費率(注3)..... 35.9%  
 保険引受利益(注4)..... 17億円  
 経常利益(注5)..... 52億円  
 当期純利益(注6)..... 26億円  
 ソルベンシー・マージン比率(注7)..... 1,110.9%  
 総資産額 ..... 4,930億円  
 純資産額 ..... 885億円  
 その他有価証券評価差額(注8)..... 404億円  
 リスク管理債権の対貸付金比率(注9)..... 1.0%



正味収入保険料の種目別構成比

注1 - 契約者から引き受けた保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加える)し、積立保険料を控除したものです。  
 注2 - 保険会社を受け取った保険料(正味収入保険料)に対し、支払った保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したものです。  
 注3 - 保険会社を受け取った保険料(正味収入保険料)に対し、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合を示したものです。  
 注4 - 保険引受に係るものだけを集めて算出した利益。保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支にて算出したものです。  
 注5 - 保険の営業や資産の運用などの通常の活動で生じた利益です。  
 注6 - 経常利益に特別損益・法人税等を加減したものであり、事業年度の最終的な利益をいいます。  
 注7 - P49をご参照ください。  
 注8 - 期末において時価評価されたその他有価証券の貸借対照表計上額と取得原価との差額をいいます。  
 注9 - 貸付金に対するリスク管理債権の割合は1.0%と大変低い水準です。リスク管理債権の詳細についてはP64をご参照ください。

## 営業の経過及び成果と今後の課題

### 当期の業績

経常収益は前期に比べ9億円増加し、1,836億円となりました。一方、経常費用は、相次ぐ台風の被害に伴う損害保険金支払いの影響を受け、正味支払保険金が大幅に増加したことによる保険引受費用の増加を背景に、45億円増加し1,784億円となりました。結果、経常損益は前期と比べ35億円減少し、52億円の経常利益となりました。

また、特別損益は5億円の損失を計上し、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を控除した当期純利益は26億円となりました。

なお、保険会社の経営の健全性を測るうえでの重要な判断指標であるソルベンシー・マージン比率は1,110.9%となり、引き続き健全な水準を維持しております。

### 販売網の強化

「リテール市場におけるビジネスモデル構築と収益力の強化」を重点経営課題として、お客さまとの接点となる代理店の育成・開発に努めるとともに、代理店のサービス力をより向上させるため、地域特性に応じたきめ細やかな対応を行う営業推進スタッフの増強を進めてまいりました。

### お客さまのニーズに基づく商品の開発・提供

火災保険では、賃貸住宅入居者向けの家財専用火災保険「LプランSuper」を平成16年10月に発売いたしました。自動車保険では、平成16年10月に家庭用自動車保険「HAP」を改定し、よりリスク実態に合わせた保険料水準への見直しを行ったのに加え、補償内容の更なる充実を図りました。また、平成17年3月、保険期間5年・満期返れい金付きの医療保険「ジョイエ医療保険」を発売いたしました。

### 損害サービスの充実

自動車事故に遭われたお客さまに、担当者から直接、迅速に電話連絡を差し上げる「ご安心4コール(ご安心コール・リターンコール・経過コール・解決コール)」によるきめ細やかな対応に努めました。また、テレフォンサービスセンターにおける24時間事故受付とあわせて、ドライビングサポート24によるロードサービスの提供など、事故・トラブル時にお客さまに安心をお届けするサービスの充実を図っております。

### コーポレート・ガバナンスの充実

平成14年6月より取締役の任期を1年とし、各事業年度の経営責任の明確化を図りました。さらに、経営の意思決定の迅速化と責任体制の一層の明確化を図るため、平成15年6月より執行役員制度を設け、諸施策の迅速な遂行に努めてまいりました。

### コンプライアンス態勢

コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進方針・態勢・諸規定の審議及び推進状況の検証を行い、一層の徹底に努めております。加えて、平成16年度に新たに個人情報保護管理委員会を設置し、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの策定を行い、社員・代理店の教育研修に取り組んでおります。

### リスク管理の強化

リスク管理委員会において、保険引受リスク及び資産運用リスクといった分野別のリスク管理状況を把握するとともに、会社全体としての事業に係るリスク量を的確に管理していくために、統合リスク管理の強化に取り組んでおります。

### 東京海上日動社との業務提携・資本提携

平成15年3月に合意した東京海上火災保険株式会社(当時)との業務及び資本提携に基づき、同社の確定拠出年金商品(元本確保型商品:401k専用積立傷害保険)の取り扱いを平成16年8月に開始するなど、提携業務の拡大を図ってまいりました。また資本提携は、同社が平成17年2月に当社の発行済株式数の30.99%を取得し、完了しました。

両社は今後も引き続き営業拠点間の共同取り組みを全国で展開し、各々の経営資源を活かしながら、提携課題の推進強化を図ってまいります。

### 富国生命社との業務委託契約の締結

平成16年9月、従来から親密な関係にある富国生命保険相互会社との間で業務委託契約を締結しました。これにより、富国生命社は当社の損害保険募集代理店となり、富国生命社の営業職員を通じて、同社のお客さまに当社の商品を提供することが可能となりました。今後は優れた商品と充実したサービスの提供に努め、両社の提携関係を活かした販路拡大に向けた施策を遂行してまいります。

### 新しい経営理念の策定

真の意味での「お客さま本位」の事業運営を実践していくため、平成17年4月、新たな経営理念「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」を掲げました。この経営理念のもと、お客さま本位の新たなビジネスモデルを構築・推進するとともに、そのビジネスモデルを継続的に改善していくことで、リテール市場における当社の存在感と成長力の確保を目指します。

当社は、これらの諸施策を通じて、業界内でリテール市場における確固たる地位を築いていくとともに、お客さまから選ばれる「人にやさしい、あたたかさ」をもつ企業として、お客さまに最も身近で信頼される損害保険会社を目指し、全社一丸となって努力していく所存です。

# 業績の概況

## 保険引受の概況

保険引受収益1,769億円のうち正味収入保険料につきましては、プロ(専業)代理店、兼業代理店を中心とした募集チャネルの開発を推進しましたが、元受保険料が自動車保険の減収等によって伸び悩み、また、火災保険の受再保険料の減収等により、全種目合計の正味収入保険料は1,449億円と、前期に比べて44億円、3.0%の減収となりました。一方、保険引受費用1,484億円のうち正味支払保険金につきましては、自然災害による支払いが増加したことなどから、全種目合計で845億円と前期に比べて112億円の増加となり、正味損害率は9.5ポイント上昇し、63.4%となりました。

保険引受に係る営業費及び一般管理費につきましては263億円となり、2億円増加しました。一方、諸手数料及び集金費は7億円減少し、その結果、正味事業費率は35.9%となり0.8ポイント上昇しました。これらに収入積立保険料、満期返れい金、支払備金戻入額及び責任準備金戻入額などを加減した保険引受利益は、前期の61億円から17億円に減少しました。

### 保険種目別の概況

#### 火災保険

正味収入保険料は226億円となり、25億円、10.1%の減収となりました。正味損害率は76.3%となり、41.1ポイント上昇しました。

#### 海上保険

正味収入保険料は10億円となり、0.2%の増収となりました。正味損害率は50.2%となり、6.3ポイント低下しました。

#### 傷害保険

正味収入保険料は112億円となり、1億円、1.7%の減収となりました。正味損害率は44.3%となり0.7ポイント上昇しました。

#### 自動車保険

正味収入保険料は769億円となり、16億円、2.1%の減収となりました。正味損害率は前期と同じ63.1%となりました。

#### 自動車損害賠償責任保険

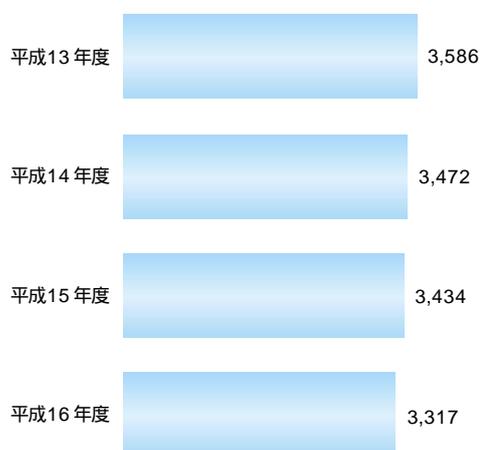
正味収入保険料は225億円となり、3億円、1.7%の増収となりました。正味損害率は60.1%となり、12.8ポイント上昇しました。

#### その他保険

賠償責任保険、動産総合保険、労働者災害補償責任保険、運送保険等が主なものですが、正味収入保険料は104億円となり、4億円、4.0%の減収となりました。正味損害率は65.9%となり、11.1ポイント上昇しました。

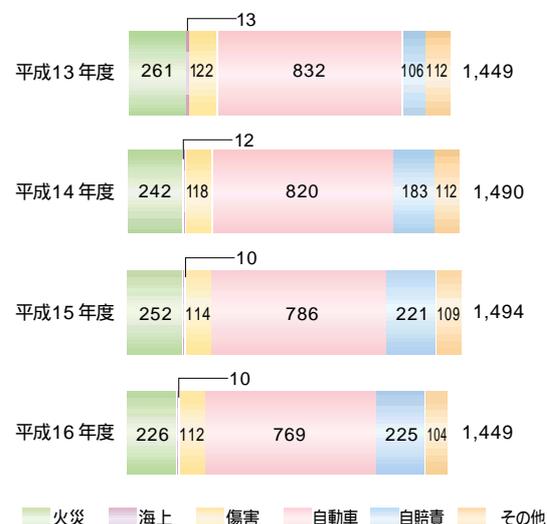
責任準備金の推移

(単位：億円)



種目別正味収入保険料の推移

(単位：億円)



## 資産運用の概況

### 資産運用方針

損害保険会社の資産は、将来の保険金支払への備え、あるいは積立型保険に係る満期返れい金等の支払のための準備金としての性質を有しています。こうした社会性・公共性の高い資産を運用するにあたり、当社では、安全性・有利性・流動性の確保を大原則として、貸付金・債券を中心とした運用を行うとともに、資金の効率的な活用により安定的な収益を確保することを資産運用の基本方針としています。

近年、金融市場の国際化・自由化が進展する中で、資産運用に係るリスクは多様化・複雑化しています。こうした中、当社では、投融資の実行部署と管理・審査部署の分離による相互牽制機能の強化、システムの高度利用によるリスク分析・管理機能の向上、社内のルールに則った業務の厳正処理による内部管理の強化など、総合的なリスク管理態勢の強化に努めています。

また、積立資産の運用にあたっては金利動向等に留意しつつ、資産・負債の両面を考慮したポートフォリオ構築に取り組んでいます。

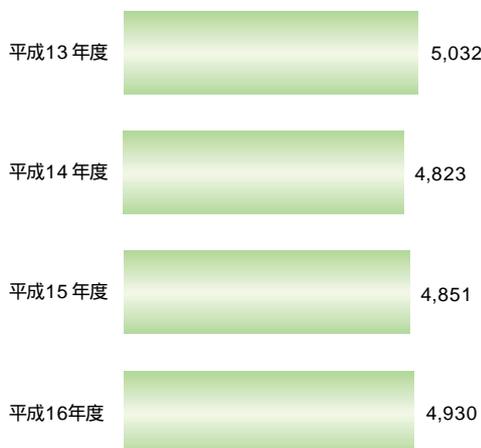
### 資産運用概況

当期末の総資産は4,930億円となり、前期に対し79億円の増加となりました。このうち、運用資産は4,314億円となり、115億円の増加となりました。

資産運用につきましては、安全性、有利性に留意しつつリスク管理の面でも徹底を図り、安定的な運用収益の確保に努めた結果、利息及び配当金収入は前期に対し4.6%、2億円増加し、66億円となりました。これに有価証券売却益、積立保険料等運用益振替などを加減した資産運用収益は10億円減少し、60億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券評価損並びに有価証券売却損等が大幅に減少したことなどから17億円となり、前期に対し19億円の減少となりました。

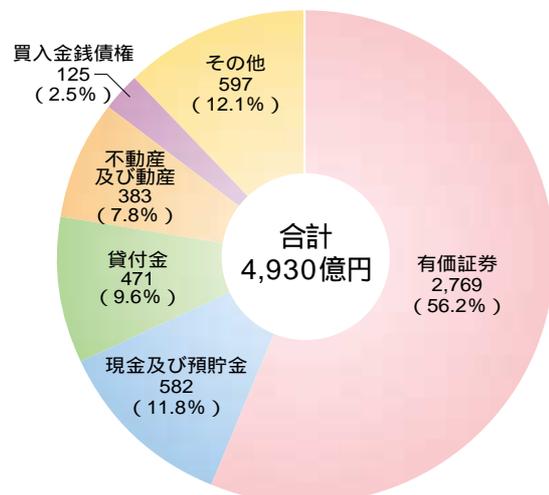
総資産の推移

(単位：億円)



総資産の内訳(平成17年3月31日現在)

(単位：億円)



# 日新火災の活動

## トピックス

### 新コマーシャルの制作

平成16年秋、前年に引き続き俳優の北村総一朗さんを起用した、新しいテレビコマーシャル「草野球篇」を制作しました。北村さんのお人好しでお茶目なキャラクターを生かしながら、多くの人に親しまれている草野球を通して「熱心」「身近」「安心」な日新火災をアピールしており、各方面からご好評をいただいております。

また、平成17年2月より、JAPAN FM NETWORK系列38局のラジオ局において、時報スポットを実施しています。1日7回、10時～16時の毎正時直前に、約9秒のコマーシャルが放送されています。

今後もテレビやラジオ、雑誌を中心に広告展開を行っていく予定です。



### 平成16年度社会貢献活動

平成17年3月、社会貢献活動の一環として、各種団体への寄付活動を行いました。

昨年度1年間に全国の営業所等より集められた、使用済み切手・プライベートカード及び書き損じハガキをとりまとめ、書き損じハガキは郵便局の交換制度により新しい切手に交換したうえで、(社)日本キリスト教海外医療協力をはじめ3団体へ寄贈しました。

これらの団体において、使用済み切手・プライベートカード類は、収集家や取扱業者の協力により換金され、保健医療事情に恵まれない地域への医療従事者の派遣や、現地の医療従事者の学資援助のために利用されています。また、未使用切手は骨髄バンクのドナー登録募集に活用されています。

また、視覚障害者の方の自立支援に役立てていただくべく、毎日新聞東京社会事業団に50万円を寄託しました。当社から同事業団への寄託は今回で31回を数え、寄託金の総額は2,915万8,104円となりました。

当社は、今後も社員の協力のもと、積極的な社会貢献活動を続けてまいります。

### 富国生命社による募集代理開始

平成16年9月7日、従来から親密な関係にある富国生命保険相互会社(以下、富国生命社)が当社との業務の代理・代行に関する認可を取得し、9月15日より富国生命社の営業職員による当社損害保険商品の募集・販売が開始されました。これにより当社は、富国生命社のお客さまに対し自社ブランド商品の供給が可能となり、新たな販路の拡大を図ることができます。

今後も、両社の提携関係を活かした戦略を強化しながら、優れた商品と充実したサービスのご提供に努めてまいります。

### 東京海上日動社による当社株式の取得

平成17年2月23日、東京海上日動火災保険株式会社は、平成15年3月に当社との間で締結した業務・資本提携に基づき、当社株式38,490千株を取得、既保有株式と合わせて、当社発行済株式数の30.99%を保有しました。なお、今回の株式の取得により両社間の資本提携は完了しました。

今後も、それぞれが独立した損害保険会社として両社の強みを活かしながら業務提携関係をより深め、事業の拡大を目指してまいります。

### 「安全 健康 快適フェア

#### - 安全衛生総合展2005 -」に出展

平成17年5月18日より20日まで、東京ビッグサイトで開催された「安全 健康 快適フェア - 安全衛生総合展2005 -」に、当社リスクマネジメント部及び当社関連会社であるユニバーサルリスクソリューション株式会社が参加しました。

このフェアは、「安全」と「健康」をキーワードとして、職場の安全衛生、交通安全、防犯・防災等に関する最新の技術と情報を提供する総合展示会で、約120社が出展したほか、講演会やセミナーも催されました。

当社は、「日新火災の提案する『安全』へのサポート」として、社有車事故防止策を提案しました。自動車に搭載して走行状況を記録する装置「セフトイレコーダ」を活用したコンサルティングの紹介や、ブース内に設置された運転適性診断機器の体験を通じて、社有車事故対策の必要性を呼びかけました。



# 日新火災のあゆみ

年月	事項
明治41年 6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立 〔資本金50万円〕
明治43年 8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
大正 5年 4月	資本金を300万円に増資
大正14年10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
昭和17年 4月	東明火災海上保険株式会社を合併、資本金を 800万円とする
昭和18年 7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会 社の両社と合併して現在の日新火災海上保険 株式会社と改称、資本金を1,300万円とする
昭和24年 5月	東京証券取引所に株式を上場
昭和24年10月	資本金を3,000万円に増資
昭和27年10月	ロンドンのウイリス社に代理店を委嘱、マリンの再 保険取引開始(ノンマリンは昭和34年4月開始)
昭和29年 4月	資本金を3億7,000万円に増資
昭和32年 1月	資本金を7億4,000万円に増資
昭和32年 7月	日新実業株式会社(現日伸実業株式会社)を設立
昭和38年12月	資本金を14億8,000万円に増資
昭和41年 6月	地震保険の発売
昭和45年 4月	株式会社日新損害調査センターを設立(現日新 火災損害調査株式会社)
昭和47年 2月	資本金を30億円に増資
昭和49年 1月	中国人民保険公司及再保険取引開始
昭和49年12月	資本金を55億円に増資
昭和50年 3月	総資産1,000億円を突破
昭和50年 9月	ニューヨークのアトランティック・ミュチュアル社と 提携
昭和51年 1月	自家用自動車保険「PAP」の発売
昭和51年 9月	代理店特別研修生制度発足
昭和53年 7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店 会による連合組織)発足
昭和55年 9月	日新ビジネスサービス株式会社を設立
昭和56年11月	資本金を83億円に増資
昭和57年 6月	ロンドン駐在員事務所開設
昭和57年10月	自家用自動車総合保険「SAP」の発売
昭和61年 4月	日新代理店教育サービス株式会社を設立
昭和61年 8月	香港に保険子会社エイエヌエフ・インシュアランス・ カンパニー・リミテッドを設立
昭和62年 7月	本店を東京都千代田区から港区に移転
昭和63年10月	日新火災浦和センターを開設
昭和63年11月	日新情報システム開発株式会社、日新ライフサー ビス株式会社を設立
昭和63年12月	総合オンラインシステム稼働(愛称「MELON」)
平成 元年 2月	資本金を156億3千万円に増資
平成 元年 4月	国債窓口販売業務を開始
平成 元年 4月	日新火災ファイナンス株式会社を設立

年月	事項
平成 2年 6月	資産運用管理システム稼働(愛称「DREAM」)
平成 2年 7月	総合オンライン第2期システム稼働
平成 3年 4月	日新総合サービス株式会社を設立
平成 4年 2月	東京本社・浦和本社(現さいたま本社)の2本社 体制スタート
平成 4年 7月	日新ビジネスサービス株式会社を日新火災キャリア サービス株式会社へ社名変更
平成 6年 7月	本店(東京本社)を東京都港区から千代田区 に移転
平成 8年 7月	富国生命保険相互会社と業務提携
平成 8年11月	第1回・第2回無担保転換社債(各100億円、合 計200億円)発行
平成 9年 1月	日新火災事務サービス株式会社を設立
平成 9年 8月	「はあべすと」シリーズ(現ジョイエシリーズ)の 発売
平成10年 6月	創立90周年
平成10年12月	全社情報ネットワーク完成(愛称「Vネット」)
平成11年 1月	総合自動車保険「VAP」の発売
平成11年 1月	日新火災デジカメセンターを開設
平成11年10月	明治生命(現明治安田生命)保険相互会社と 業務提携
平成11年12月	本社を東京都千代田区神田駿河台に移転
平成12年 2月	ニッポン・インシュアランス・ガーデン・ピーシーシー ・リミテッドを設立
平成12年 4月	日新ライフサービス株式会社と日新火災キャリア サービス株式会社を合併して日新火災キャリア アントライフサービス株式会社を設立
平成13年 3月	自動車保険「無事故円満」の発売
平成13年 4月	日伸実業株式会社を存続会社として日伸実業 株式会社と日新火災ファイナンス株式会社を合併
平成13年 4月	米国ミネソタ州セント・ポール社と業務提携
平成13年 7月	「がん保険」の発売
平成14年 4月	日新総合サービス株式会社を存続会社とし、日新総 合サービス株式会社、日新代理店教育サービス株式 会社及び日新火災事務サービス株式会社を合併
平成15年 3月	東京海上火災(現東京海上日動火災)保険株式 会社と業務提携・資本提携
平成15年 4月	住宅ローン利用者向け火災保険「すまいの保 険・住自在(じゆうざい)」の発売
平成15年 7月	家庭用自動車保険「HAP」の発売
平成16年 3月	第1回無担保転換社債満期償還
平成16年 9月	エイエヌエフ・インシュアランス・カンパニー・リミテ ッド(香港)清算
平成16年10月	賃貸入居者向け家財専用火災保険「L(エル) プランSuper」の発売
平成17年 3月	積立型医療保険「ジョイエ医療保険」の発売

# お客さまサービスと商品

## 当社の店舗網

### 海外ネットワーク

(平成17年6月29日現在)



### 国内営業店舗及び損害サービス拠点数

支店	94	営業所	5	損害サービス拠点	100
支社	42	事務所	17		



●.....営業店・損害サービス拠点(併設)

●.....営業店

上記のほか、営業所・事務所を各地に設置しております。

「店舗所在地の一覧(P.83~85)」をご覧ください。

## 最近の新商品開発と約款・料率の改定

年 月	事 項
平成 12年 2月	「車両新価保険」発売
平成 12年 2月	「介護・福祉事業者補償制度」発売
平成 12年 2月	「デビットカード盗難保険」発売
平成 12年 4月	介護費用保険約款改定
平成 12年 6月	自動車保険「等級プロテクト特約」、「子供運転特約」、「臨時運転者特約」発売
平成 12年 6月	指定居宅介護支援事業者・指定居宅サービス事業者賠償責任保険を「介護総合賠償責任保険」に改定
平成 12年 7月	交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、国内旅行傷害保険料率改定
平成 12年 7月	「商売安心」(新テナント総合保険)発売
平成 12年 8月	「公務員賠償責任保険」発売
平成 12年 10月	「食品総合保険」発売
平成 12年 10月	「ホールインワン懸賞金保険」発売
平成 13年 1月	自動車保険フリート制度改定
平成 13年 1月	新「海外旅行傷害保険」発売
平成 13年 3月	自動車保険「ノンフリート多数割引」創設
平成 13年 3月	「無事故円満」(長期無事故払戻金特約付自動車保険)発売
平成 13年 3月	「バスジャック対応費用保険」発売
平成 13年 4月	「生活大臣」(生活安全総合保険)発売
平成 13年 4月	「学生・生徒総合補償保険」(こども総合保険)発売
平成 13年 5月	「共済等運営費用保険」(フリーガン被害共済制度運営費用保険等)発売
平成 13年 6月	普通傷害保険「企業・事業者等包括付保契約特約」発売
平成 13年 7月	「がん保険」発売
平成 13年 9月	自動車保険フリートの特約自由方式の実施
平成 13年 10月	「VAP」(総合自動車保険)の改定
平成 13年 10月	プライムAA「100・30・mini」発売

年 月	事 項
平成 13年 10月	傷害保険付帯「医療基本特約」、「がん基本特約」発売
平成 13年 11月	火災保険「リスクサーベイ割引」導入
平成 14年 1月	「PCプロテクション」(コンピュータ総合保険)発売
平成 14年 1月	「学費免除費用保険」発売
平成 14年 2月	「コミュニティ活動補償制度費用保険」発売
平成 14年 3月	銀行窓販用商品の一般代理店での販売開始
平成 14年 4月	海外旅行傷害保険の改定
平成 14年 6月	「無事故円満」(長期無事故払戻金特約付自動車保険)改定
平成 14年 7月	「オールキーパー」(企業総合賠償責任保険)発売
平成 14年 11月	リサイクル部品・指定修理工場入庫条件付自動車保険「Eco・ひいき」発売
平成 14年 11月	「39Harvest」(積立普通傷害保険)「39Harvest Smile」(新積立女性保険)発売
平成 15年 4月	「ろうむキーパー」(企業向け傷害保険)発売
平成 15年 4月	「すまいの保険・住自在」(住宅ローン利用者向け火災保険)発売
平成 15年 5月	建設工事保険の改定
平成 15年 7月	「HAP」(家庭用自動車保険)発売
平成 15年 8月	「住宅ローン利用者等長期火災保険」を改定、「いえすまいホーム」に名称変更
平成 16年 2月	「VAP」(総合自動車保険)の改定
平成 16年 2月	火災保険工場物件料率改定
平成 16年 4月	「レジャーの保険」発売
平成 16年 5月	「生活大臣」(生活安全総合保険)の改定
平成 16年 10月	「LプランSuper」(生活安全総合保険)発売
平成 16年 10月	「HAP」(家庭用自動車保険)の改定
平成 16年 12月	「個人情報賠償責任保険」発売
平成 17年 2月	自動車保険「ノンフリート多数割引」の改定
平成 17年 3月	「ジョイエ医療保険」(積立型医療保険)発売
平成 17年 6月	「生活大臣」(生活安全総合保険)の改定

# お客さまサービスと商品

## 商品開発

当社では、お客さまのニーズに合った様々な商品を開発しています。

### 家庭用自動車保険

エイチエイビー  
HAP



一般的に複雑化する傾向にある商品戦略とは一線を画した新しいタイプの家庭用自動車保険「HAP」を、平成15年7月より販売しています。

「HAP」は、国内上場損保初となる「地域別」「使用目的別」といったリスク区分を取り入れ、対人・対物・人身傷害保険をあらかじめセットした

パッケージ型商品です。さらに、日常生活を取り巻く賠償リスクや保管物賠償リスクも補償され、万が一の事故の際は自動車事故と同様の示談代行サービスをご提供いたします。お客さまにとっては「安心」で「わかりやすい」、代理店にとっては「販売しやすい」商品としてご好評を得ております。

平成16年10月には、保険料水準を全面的に見直し、よりリスク実態に近づけました。加えて、日常生活における偶然な事故によって被害者となった場合の弁護士費用等を補償する「被害事故弁護士費用等担保特約(日常生活補償用)」を新設するなど、補償内容の充実を図っております。

### フレキシブルな設計が可能な総合補償型の火災保険

生活大臣



平成13年4月に発売された生活安全総合保険「生活大臣」は、ご家庭における様々なリスクを1契約で補償する総合補償タイプの火災保険です。

「生活大臣」は、オールリスク型の補償範囲の広い商品である一方、お客さまのご希望に応じて補償内容を自由に選択することができる商品です。

傷害保険やホールインワン保険、各種の費用補償など、特約も充実しているうえ、別体系のマンション共用部分用専用プランを設定し、幅広い補償と低廉な保険料を実現しています。また、鍵の紛失やトイレ詰まりなどの、住まいのトラブルに無料で対応するサービス「すまいのサポート24」も付帯されています。

平成17年6月には、補償内容や料率体系を見直し、従来以上にお客さまのニーズとリスク実態に合った商品内容としました。

### 安全運転でお金が戻る自動車保険

無事故円満



“自動車保険でも、満期時には払戻金が欲しい”“長年無事故の契約者にはもっとメリットを提供して欲しい”といったお客さまの声をもとに開発した当社のオリジナル自動車保険「無事故円満」を平成13年3月より販売しています。

加入時に無事故払戻金を設定し、保険期間中無事故であればその全額が、万が一事故を起こしてしまった場合でも、所定の回数以内であれば一定割合まで戻る仕組みとなっています。保険料は、無事故の場合1年契約を継続するよりも割安となっており、かつ保険期間が2年または3年の長期のため、毎年の継続手続きの煩わしさもありません。

「無事故円満」は、お客さまの安全運転意識を高め、交通事故の発生を抑制する社会貢献度の高い当社の主力商品の一つとして、今後も積極的に販売してまいります。

### 賃貸住宅ご入居者専用の家財専用火災保険

エル  
スーパー  
LプランSuper



平成16年10月1日、賃貸用のマンション・アパートにお住まいの方向けの家財専用

火災保険「LプランSuper」を発売しました。この商品は、賃貸住宅入居者に必要な補償をパッケージ化した商品で、火災や盗難などによる家財の損害を補償するほか、家主に対する賠償責任や修理費用、日常生活における第三者への賠償責任などもまとめて補償します。

また、鍵の紛失や水漏れなどの住まいに関するトラブルへの対応サービスも、24時間・365日無料でご提供します。

さらに、独自の「保険料のコンビニ払い収納方式」を導入し、コンビニエンスストアを通じた保険料の支払いを可能としました。これにより、お客さまの利便性を向上させるとともに、代理店の事務軽減にも寄与しています。

## 満期返れい金付き医療保険

### Joy-e<sup>ジョイエ</sup>医療保険



平成17年3月1日、「現在加入している医療保険だけでは不安だ」といったお客様の声をもとに、保険期間5年・満期返れい金付き医療保険「ジョイエ医療保険」を発売しました。この商品は、ケガ・病気のときの入院費用・手術費用を中心としたシンプルな設計で、保険料を低く抑える一方、日帰り入院もお支払いの対象とするなど補償内容も充実させ、お客さまにご安心いただける内容となっています。一時的に補償を上乘せたいという働き盛りの方ももちろん、初めて医療保険に加入される方にもお勧めできる商品です。

また、フリーダイヤルによる24時間・365日医療相談サービス「医療のサポート24」が付帯されています。突然の病気やケガなど、緊急時の対処方法について常駐の救急専門医がアドバイスする「緊急医療相談サービス」を始め、「予約制専門医相談サービス」「医療機関案内サービス」といった業界最高水準のサービスで、お客さまの「もしも」をサポートいたします。

\*「ジョイエ(Joy-e)」とは、「喜び」を表す「joy」と「every time」「every one」の「e」を組み合わせて、「いつもみんな・嬉しい」という意味を表しています。

## 地球にやさしい環境重視型自動車保険

### Eco-ひいき



平成14年11月に発売された「Eco-ひいき」は、車両事故の際、当社指定の工場でリサイクル部品を使用し修理をしていただく、環境重視型の自動車保険です。自動車修理の際、当社が定める一定のサービス基準を満たした指定修理工場に入庫していただくことにより、質の高い修理とご満足いただけるサービスの提供を可能とします。

当社は、リサイクル部品を使った修理を推進することによって「循環型社会」形成の一翼を担うとともに、新品の部品とリサイクル部品との価格の差額相当分を、保険料を割り引くことでお客さまに還元します。なお、ロードサービスとして、最寄りの指定修理工場までの無料レッカーサービスが付帯されています。

## 企業・事業者向け傷害保険

### ろうむキーパー



全従業員の労災リスクを無記名で包括的に補償する、企業向け傷害保険「ろうむキーパー」を平成15年4月より販売しています。

この商品は、従業員の入れ替わりの多い業種や業務従事者数の把握が困難な建設業などでも、売上高や請負金額から保険の対象者数を換算して保険料の算出ができるため、合理的かつ簡便な保険設計が可能です。また各種手続きを簡略化したり、政府労災の支給決定を待たずに保険金をお支払いするなど、お客さまの利便性を重視した商品です。

## 企業総合賠償責任保険

### オールキーパー

企業の様々な賠償リスクを総合的に補償する企業総合賠償責任保険「オールキーパー」を、平成14年7月より販売しています。この商品は、施設の所有・使用・管理に起因する事故、業務中の事故、生産物の事故による賠償責任などをあらかじめセットし、売上高のみで保険料算出を可能にするなど、包括的な補償を簡便に設計することができます。また、人格権侵害、使用不能損害、見舞費用、リコール費用なども幅広く補償しています。

## 建設工事に係るリスクをサポート

### 建設工事保険

平成15年5月、建設中の建物や資材などを補償する「建設工事保険」を大幅にリニューアルしました。保険料水準を引き下げ一方、水災・雪災などを補償する特約や各種費用保険金を拡充する特約を標準セットとしたり、従来は対象外であった建物付帯設備工事も補償するなど、内容を充実させました。また1年間に施工する建設工事を1契約として引き受ける「総括契約」では、年間の請負金額のみで保険料算出を可能とし、毎月のお客さまから保険会社への通知を不要とするなど、利便性を格段に向上させました。

# お客さまサービスと商品

## 主な保険商品

### 住まいと生活の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

#### [掛け捨て型]

生活安全総合保険  
(一般住宅用 = 生活大臣)  
(マンション共用部分用)  
(賃貸住宅ご入居者用 = LプランSuper)  
住宅火災保険  
住宅総合保険  
団地保険  
すまいの保険(住自在)

金融機関融資住宅特約付火災保険  
(いえすまいホーム)  
地震保険  
家財総合保険  
個人賠償責任保険  
セーフリーファイヤー  
ボランティア活動保険  
車いす利用者総合補償保険

#### [積立型]

積立生活総合保険  
ジョイエ火災保険



### くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

#### [掛け捨て型]

総合自動車保険(VAP)  
家庭用自動車保険(HAP)

自動車運転者損害賠償責任保険  
(ドライバー保険)  
自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

#### [無事故払戻型]

無事故円満

### からだの保険

お客さまご自身やご家族などの予測できない事故や病気に対して、確かな補償をお届けします。

#### [掛け捨て型]

普通傷害保険  
家族傷害保険  
総合補償保険  
交通事故傷害保険  
ファミリー交通傷害保険  
学生・生徒総合補償保険  
自転車総合保険  
所得補償保険  
医療費用保険  
がん保険

#### [積立型]

積立ファミリー交通傷害保険  
積立家族・普通傷害保険  
悠(積立普通傷害保険・動産総合保険・  
個人賠償責任保険 特約)のセット商品)  
新積立女性保険(まゆみ)  
積立こども総合保険  
積立いきいき生活傷害保険(プライムAA)  
年金払積立傷害保険  
ジョイエ医療保険  
ジョイエ傷害保険  
ジョイエ傷害保険 レディースプラン

ジョイエ傷害保険 キッズプラン  
ジョイエ傷害保険 ファミリープラン  
ジョイエ傷害保険 アクティブプラン



## スポーツ・レジャーの保険

スポーツやレジャーの間の事故、用品の損害を補償して、楽しい余暇をサポートします。

### [掛け捨て型]

旅行傷害保険(国内、海外、国内航空傷害)  
 ゴルファー保険  
 テニス保険  
 スキー・スケート総合保険  
 レジャーの保険

### [積立型]

ナイスプレイG&T  
 (積立普通傷害保険・ゴルファー  
 保険・テニス保険のセット商品)



## 企業・店舗の保険

店舗や事業にかかわる損害、従業員の災害補償など、ビジネスにかかわる事故を補償します。

### [掛け捨て型]

普通火災保険  
 店舗総合保険  
 店舗休業保険  
 利益保険  
 動産総合保険  
 賠償責任保険  
 (施設所有[管理]者、請負業者、  
 生産物[PL]旅館、保管者、  
 自動車管理者、会社役員など)  
 オールキーパー(企業総合賠償責任保険)  
 個人情報賠償責任保険  
 公務員賠償責任保険  
 ろうむキーパー(企業向け傷害保険)  
 労働災害総合保険  
 (法定外補償保険、使用者賠償責任保険)  
 団体長期障害所得補償保険(GLTD)  
 機械保険

### [積立型]

積立店舗休業保険  
 積立家賃保険

組立保険  
 盗難保険  
 入札保証保険  
 履行保証保険  
 公共工事履行保証証券  
 (公共工事履行ボンド)  
 建設工事保険  
 テナント総合保険  
 福利厚生見舞金費用保険  
 運送保険  
 船舶保険  
 貨物海上保険  
 国内物流総合保険



このほか、各種の危険に対して様々な保険をご用意しております。

# お客さまサービスと商品

## 各種サービス

### 事故時のサービス

当社では、全国のサービスセンターで専門スタッフが丁寧な損害サービスを提供しております。また、テレホンサービスセンター「サービス24」では、次の通り多様なサービスを展開しております。

#### サービス24

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付及び事故相談など、様々なサービスをご提供しています。

フリーダイヤル  
0120-25-7474



#### ドライビングサポート24

ロードサービス(レッカー急行、けん引、緊急軽修理、高速道路上でのガス欠時給油、脱輪・落輪引き上げ)を必要とするお客さまから「サービス24」にご連絡をいただいた場合、提携業者にお取り次ぎします(24時間・365日)。

無料ロードサービスの対象車種は下記の通りです。

- 人身傷害補償保険付きのご契約車両
- 無事故円満のご契約車両
- Eco-ひいきのご契約車両
- HAPのご契約車両
- すべてのフリートご契約車両

#### 自動車事故 休日急行サービス

休日に「サービス24」で受け付けた自動車事故のうち、相手方が死亡・入院された事故で、お客さまが訪問によるアドバイスを希望された場合、お客さまを訪問し、今後の事故解決の流れをご説明します。

東京・名古屋・大阪地区の13都府県にて実施中

#### 休日代車手配サービス

休日に「サービス24」で受け付けた自動車事故のうち、相手方から代車要求があった場合に、一定の条件のもと代車を手配いたします。

#### 休日安心ダイヤル

休日に「サービス24」で受け付けた自動車事故についても、すぐに修理工場や病院に連絡し、確認をとります。

車物事故: 修理工場へ入庫の有無や損害の程度を確認  
対人事故: 病院へ入通院の有無やケガの程度を確認

#### 火災・漏水事故 休日急行サービス

休日に「サービス24」で受け付けた火災・水漏れ事故について、専門のスタッフが現場へと急行し、事故対応をします。

首都圏・名古屋・京阪神・札幌・仙台・広島・九州地区(沖縄を除く)にて実施中

#### すまいのサポート24

生活安全総合保険(生活大臣・LプランSuper)をご契約のお客さまが、トイレ・台所等の給配水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けを必要とした場合、「サービス24」にご連絡をいただければ、提携業者に無料でお取り次ぎします(24時間・365日)。

#### 日新火災デジカメセンター

全国の修理工場よりフリーダイヤルで送られる事故車両の写真画像を受信します(24時間・365日)。受信した画像は「社内ネットワーク」により、送信された修理工場の最寄りのサービスセンターに転送され、アジャスター(車両損害鑑定人)が損害額を協定します。土日祝休日には、テレホンサービスセンターに駐在しているアジャスターが担当します。

#### 入院事故クイックサービス

事故受付日から3営業日以内にお客さまと相手方に対して面談を行い、お客さまの不安を取り除きます。

#### ご安心コール・事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問、電話、ハガキ等により、お客さま及び関係者の方に随時事故解決までの進捗状況をお知らせしています。

### 海外旅行傷害保険をご契約のお客さま向けサービス

海外旅行傷害保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付センターを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスをご提供しています。

#### 日本語救急医療サービス

医師・看護師の派遣

最寄りの医療施設や適切な治療が受けられる病院への移送  
現地に必要な薬品がない場合の薬品の送付 等

#### キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり病院へお支払いします。

#### 医師・病院紹介サービス

病気やケガ等により、お客さまが医師の診断を希望された場合、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な医師・病院をご紹介します。

#### その他のアシスタンスサービス

弁護士の手配

通訳の手配

緊急帰国のための航空券の手配 等

#### 海外安全情報サービス

海外にお出かけのお客さまに、わが国の在外公館が収集した情報を、「海外ネットワーク」を利用してご提供しています。

最新の渡航情報・現地ニュース

世界120カ国の安全のための基礎情報

世界180都市の交通安全情報

安全のための実用情報

### ジョイエ医療保険をご契約のお客さま向けサービス

#### 医療のサポート24

医療に関する様々なご質問について、専門スタッフが24時間・365日フリーダイヤルにてご相談に応じます。ジョイエ医療保険をご契約のお客さまとご家族であれば、いつでも本サービスをご利用いただけます。

突然の病気やケガへの対処方法についての救急専門医によるアドバイス

日ごろのお体の不調やお悩みに関するご相談

夜間・休日の救急医療機関、旅先での最寄りの医療機関のご案内 等

### 顧客システムサービス

お客さまの生年月日からバイオリズムを診断いたします。お客さまが現在どのような種類の保険にご加入しているかがわかる一覧表を作成します。

#### 保険相談サービス

東京本社内に「お客さま相談室」を設置して、お客さまからの保険に関するご相談、ご照会に応じています(前年度受付件数3,399件)。またテレフォンサービスセンターにおいても、24時間体制で事故の受付と併せ保険に関する各種ご相談、ご照会に応じています(前年度受付件数87,349件)。

また、インターネットホームページ上にも照会窓口を開設しています(<http://www.nisshinfire.co.jp>)。

さらに、全国の各部には苦情相談担当者を配置し、広く損害保険全般についての理解と普及に努めています。

当社の保険相談サービスの他、次の相談窓口もあります。

#### 損害保険調停委員会

(社)日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室が、損害保険会社への解決の依頼やあっせんなど適正な解決に努めたにもかかわらず、当事者間で問題の解決が見つからない場合、公平な立場から調停を行うことを目的として損害保険調停委員会が設けられています。個人の方から苦情の申立を受け、原則として3ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申立人の希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご参照ください。

<http://www.sonpo.or.jp>

#### (財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)及び自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の公正かつ確かな解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページをご参照ください。

<http://www.jibai-adr.or.jp>

## ■ お客さまサービスと商品

### リスクマネジメントサービス

企業や個人を取り巻く様々なリスクに対し、各リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極め、費用対効果を考えた適切な対策をご提案いたします。



#### 自動車防災サービス

企業や団体における交通事故防止・安全運転管理をサポートするため、お客さまのニーズに合わせた以下のサービスを実施しています。

運転適性診断サービス

自動車事故分析診断サービス

安全運転講習・研修会の実施

交通安全ビデオ・DVDの貸出し

安全運転管理資料の提供

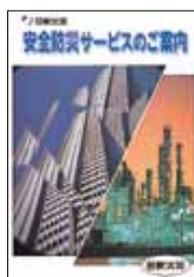
セ이프ティレコーダコンサルティングサービス



#### 防災診断サービス及び保険診断サービス

##### 防災診断サービス

当社専門スタッフが設備を調査し、企業活動を阻害する火災・爆発、労働災害、賠償責任などのリスクを洗い出し、建物の防災対策、従業員の労働災害の予防などの予防対策・損害軽減や安全管理体制などを検討後、「防災診断書」を作成し、改善策をご提案します。



##### 保険診断サービス

企業活動に伴い発生する各種リスクを分析し、現在のリスクに見合った「最も合理的な保険設計」のアドバイスを行っています。また、ビルや工場の新設・増改築の際に、設計段階で、建築基準法や消防法に加えて、防火設計や消火設備について検討をし、防火対策や火災保険の保険料軽減策をご提案します。

##### 中小企業・法人向けリスク診断サービス

アンケートへのご回答をもとにリスクマネジメント診断、保険・防災診断を行い、リスク分類に応じた対策等をご提案します。

#### PL防災サービス

企業活動に伴うPL(製造物賠償責任)事故対策として、法律事務所やPLコンサルタント会社と提携し、以下のPL防災サービス(有料)を実施しています。

PL事故訴訟の予防策として、製品の「パンフレット」「取扱説明書」「警告ラベル」などの消費者向け文書のチェックサービス

万一、PL訴訟に巻き込まれた場合のPL専門弁護士の選任・手配や訴訟手続の指示などのバックアップ・サービス

#### 財務リスク診断サービス

企業活動上の財務リスクについて、コンサルタント会社と提携し、財務諸表をもとに財務分析サービスを行っています。また、運送業者のお客さまに対しては、決算資料をもとにシステムソフトを用いた財務面における簡易リスク診断を行っています。

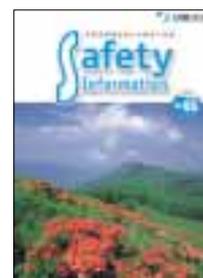
#### 日新セーフティビデオライブラリー

企業のトップ・安全管理の推進者・従業員向けに、各種のリスクに対する事故防止策や軽減策に関するビデオ等を取り揃え、防災教育の支援サービスを行っています。

#### リスクマネジメント情報の提供

##### Safety Informationの発行

情報ネットワークの拡大、技術の高度化、社会環境の変化等により、企業リスクはますます多様化・巨大化しています。リスクマネジメントジャーナル『Safety Information』(季刊)では、リスクから企業をどう守っていくのか、そのヒントとなる最新情報を様々な角度から取り上げてお届けしています。



##### 防災資料の作成

火災・爆発、交通災害、賠償事故などの各種リスクに対する事故例や、防災対策に関する資料を、お客さまのご依頼に応じて作成し、ご提供します。

# 保険のしくみと販売制度

## 保険のしくみ

### 損害保険のしくみ

損害保険とは、同じ種類の経済上の危険にさらされている多数の人々が一定の保険料を出しあって、万一事故に遭った場合に、その損害に対して一定の基準による給付(保険金)を受ける相互扶助制度です。その幅広い普及により、個人や企業などを様々な危険や災害から守り、個人生活や企業の安定を図るといった重要な社会的役割を担っています。

### 保険料率

「保険料率」は保険の価格のもとになる数値であり、保険金の支払原資に相当する「純保険料率」と、保険会社の事業運営のコストに相当する「付加保険料率」があります。

保険の販売価格に相当するものは「営業保険料率」で、「純保険料率」と「付加保険料率」をもとに算出されたものです。

「純保険料率」には、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された「損害保険料率算出機構」が算出し参考値として各損害保険会社に提供される「参考純率」と、各損害保険会社が独自に算出する「純保険料率」があります。各損害保険会社はこれに自社で算出した「付加保険料率」を加えて「営業保険料率」を算出し、保険業法の規定に基づき、各社ごとに金融庁に認可または届出の手続きを行っています。

なお、公共性がより高い地震保険並びに自動車損害賠償責任保険は、「損害保険料率算出機構」がそれぞれ「営業保険料率(基準料率)」の算出を行うとともに、金融庁への届出の手続きを行っています。

### 約款

保険契約の具体的な内容を取り決めたものが「約款」です。「約款」には保険種類ごとに「普通保険約款」と「特別約款」「特約条項」があり、保険会社が作成し、金融庁に届出あるいは認可を取得しているものです。

具体的には「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」「保険金のお支払いの基準」などの保険の効力に関する事項や、「お客さまからご通知・告知いただく事項」「保険契約の解約・解除・無効の場合」などの保険契約の維持管理に関する事項等について、ご契約者・被保険者と保険会社の双方の権利・義務を定め、双方を拘束するものとなっています。

### 保険料の収受、請求・返還

保険料は保険契約締結と同時にその全額を領収することが原則となっており、保険種類によっては各種の特約条項を付帯することで、分割払を利用することができます。

また、保険契約が締結されても、保険料あるいは分割払保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金が支払われないことが、保険約款に定められています。

保険期間中に生じた、お客さまのお申し出による保険契約の条件変更やお客さまのご都合による解約、保険会社が行う解除・無効などの場合は、約款の定めその他、それぞれ所定の計算式により計算した保険料を請求または返還することとしています。なお、所定の計算式については、金融庁に届出・認可を取得した各種の書類を基に保険会社が定めたものとなっています。

積立普通傷害保険などの積立型保険では、ご契約時に定めた満期返れい金が保険契約の満期時にご契約者に支払われます。加えて、保険期間中の運用利回りがあらかじめ予定した利率を上回った場合には、契約者配当金が支払われます。

### 再保険

損害保険事業においては、毎年安定した保険事業成績をあげることが重要です。そのためには、「大数の法則」に則り、均質のリスクを多数募集する必要があります。

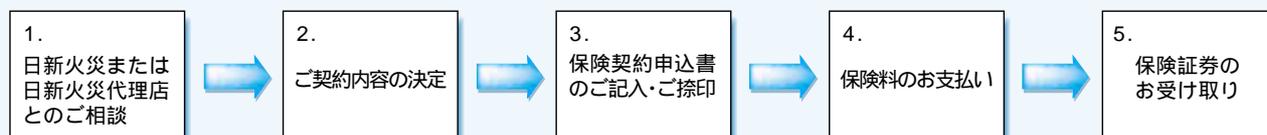
しかし実際には、大型船舶・航空機・超高層ビル・ハイテク工場等のような高額物件の保険契約を引き受けた結果、巨額の損害が発生してしまったり、風水害・地震等の自然災害により広域大災害が発生した場合には、その年の保険引受に対する収支が大幅に左右されることもあります。

このような事態を避けるため、当社では引き受けた契約について、保険金支払責任の一部をあらかじめ国内外の他の保険会社に転嫁すること(出再)により、リスクの平均化・分散化を図っています。

また、一方で国内外の他の保険会社のリスクを引き受けること(受再)により、当社が保有するリスクの分散化にも努めています。

# 保険のしくみと販売制度

## ご契約の流れ



### 1. 日新火災または日新火災代理店とのご相談

損害保険の契約は、代理店による募集、保険仲立人(保険ブローカー)の媒介による保険会社の直接引受、保険会社の役職員による直接の募集、のいずれかの方法によりご契約いただいております。

当社が取り扱っている保険商品のほとんどは「代理店による募集」であり、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店が、当社の代理人としてお客さまとの保険契約の締結にあたっています。

### 2. ご契約内容の決定

#### ご契約内容をご確認ください

損害保険は目に見えない商品であり、契約の内容は「約款」や「特約条項」により定められています。ご契約前にはこれらをよくお読みいただき、当社代理店・社員から十分な説明をお受けください。

なお、当社ではパンフレット・重要事項説明書の他、主な保険商品について、商品内容をわかりやすく解説した「しおり」を作成していますので、あわせてご覧ください。

#### 適切な保険金額でご契約ください

保険契約は、保険事故によって被った損害を保険金で補うことを目的としていますので、適切な保険金額でご契約いただくことが重要です。例えば、火災保険をご契約いただく場合、保険の目的となる建物などの評価額を超過した保険金額でご契約になっても、超過部分の保険金はお支払いできません。また、評価額を下回るご契約の場合も「一部保険」となり、十分な補償が受けられないことがあります。

### 3. 保険契約申込書のご記入・ご捺印

#### 申込書は正しくご記入ください

保険契約は、ご契約者による契約のお申し込みと保険会社による承諾という双方の合意により成立し、申込書に記載された事項がご契約者と当社の双方を拘束するものとなります。

したがって、申込書の記載内容が事実と異なる場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### 4. 保険料のお支払い

#### 保険料はご契約と同時にお支払いください

保険料は、ご契約と同時に全額(分割払の場合は初回保険料)を現金または小切手(クレジットカードやデビットカードは除く)でお支払いください。その際には、保険料受領の証として当社所定の保険料領収証を発行いたします。

保険料または分割保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### 5. 保険証券のお受け取り

#### 証券の内容をご確認ください

保険契約後、ご契約の証として保険証券を発行いたしますので、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

#### ご契約後にご注意いただきたいこと

#### ご契約内容に変更が生じた時は、すぐにご連絡ください

ご契約後に保険証券に記載されている内容に変更が生じたときは、直ちに当社代理店または当社にご連絡ください。

ご連絡をいただくまでの期間に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできない場合があります。

#### 保険証券はときどき見直してください

事故が起きた時、すでに保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更のご連絡を忘れていたということのないよう、保険証券を定期的に見直し、保険期間や契約内容をご確認いただくことをおすすめいたします。

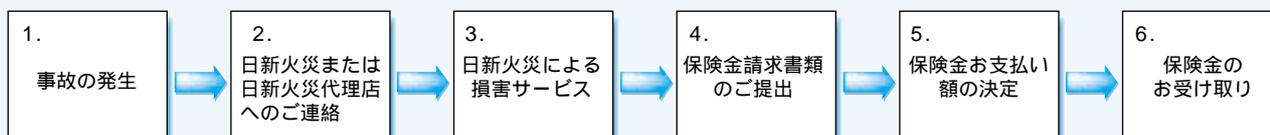
なお、ご契約内容は、全国の当社営業課支店にてご照会いただけます。

#### クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、「保険期間が1年を超える個人契約」で、かつ「お申し込み日または『クーリングオフ説明書』が交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内」であれば、書面によりお申し込みの撤回、またはご契約の解除(クーリングオフ)を行える場合があります(一部例外もあります)。

ご契約時には「クーリングオフ説明書」を必ずお受け取りください。

## 事故発生から保険金お受け取りまでの流れ



不幸にしてお客さまが事故に遭われた場合、お客さまの立場になって、迅速で適切な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、平成11年10月にワークフローによる損害サービス業務支援システム「S(しんらい)ネット」を導入し、損害サービス業務の細部にまでわたる工程管理を強化しました。

また、リテール損害サービスに向けた対応の一貫として「ご安心4コール」を実施しています。「ご安心4コール」とは、お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目で、お電話による経過等のご連絡を行うサービスです。

### <ご安心4コール>

#### ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(ご契約者・当事者)とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の措置から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当者の連絡先をご案内し、事故処理に関する不明な部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

#### リターンコール

ご安心コール後、相手方・修理工場・病院等との打合せ内容を迅速にご報告します。

#### 経過コール

進捗状況を節目節目でご報告します。

#### 解決コール

事故が解決(示談完了)したことを、いち早くお客さまにご報告します。また、確定した支払保険金額についてもお知らせします。

### 1 事故の発生

万一事故が発生したら、まず負傷者救護等の緊急措置や損害の拡大防止行動を必ずとり、同時に、警察署・消防署などへ速やかにご通報ください。また、自動車事故の場合は、相手方の住所・氏名・勤務先・保険会社などの確認も必要となります。

### 2 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、直ちに当社または当社代理店まで、お名前(ご契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名などをお知らせください。

テレホンサービスセンターでは、夜間・休日を問わず、24時間体制で多様な事故対応サービスを実施しています。事故現場での適切な対処についてのアドバイスも行っています。

テレホンサービスセンター  0120-25-7474

### 3 日新火災による損害サービス

当社の各サービスセンターでは、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに保険料の入金状況・担保条件・特約条項等のご契約内容を確認します。

その後、当社の社員、関連会社のアジャスター(車両損害鑑定人)、日本損害保険協会に登録された鑑定人などが、事故物件・罹災現場の調査や修理業者・病院等への照会など、様々な調査活動を行います。事故の状況や損害の程度によっては、資料のご提出をお願いすることがあります。

なお、解決までの相手方との示談交渉は、お客さまとご相談の上、進めていきます。

### 4 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただきます。

### 5 保険金お支払い額の決定

ご契約者、被害者、修理業者、病院などの関係者と交渉し、修理見積書、診療報酬明細書、領収証などの資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

### 6 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、安全で迅速な銀行あるいは郵便貯金口座振込等をご指定いただきます。

# 保険のしくみと販売制度

## 代理店

当社では、全国約16,500の代理店が、お客さまの安心と安全をお守りするため、適切な保険ときめ細やかなサービスをご提供いたしております。

### 代理店の役割と業務内容

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

#### 代理店の役割

代理店は、保険会社の委託を受けて保険契約の募集・締結の代理を行うことを基本業務としていますが、お客さまを取り巻く様々な危険に対して最適な保険をご提供することも重要な仕事です。

当社では代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展を図ることを推進しています。

#### 代理店の業務

代理店の主な業務は次の通りです。

##### 1. 保険契約の取り扱い

- 保険契約の締結
- 保険料の領収または返還
- 保険料領収証の発行・交付
- 保険会社への契約報告
- 保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- 保険料の保管・保険会社への精算
- 保険証券の交付

##### 2. 事故発生時の取り扱い

- お客さまからの事故連絡の受付
- 保険会社への通知
- 保険金請求手続の援助

##### 3. 保険に関する各種サービスのご提供

- お客さまのニーズに合った保険の企画・設計
- 保険の内容に関する相談

### 損害保険代理店制度

損害保険代理店制度は、保険業法や当社の定める募集関係諸規定等に基づいて実施・運営されています。

#### 代理店の登録・届出

代理店を始めるには「保険業法」第276条に基づいて主務官庁に登録し、また代理店として保険募集をする者は同法第302条に基づいて届出をすることが義務づけられています。

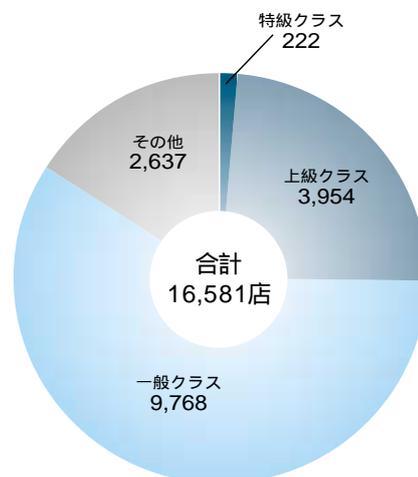
#### 代理店クラス制度の概要

平成13年4月より、当社は従来の代理店種別制度に代わる代理店クラス制度を実施しています。代理店クラス制度は、自動車損害賠償責任保険などを専門に取り扱う代理店以外を対象とし、損害保険代理店資格の取得状況や取扱保険料など、当社所定のクラス判定要件により次の通り区分されます。

- 特級クラス代理店
- 上級クラス代理店
- 一般クラス代理店

#### クラス別代理店数の内訳

(平成17年3月31日現在)



## 代理店の教育

### 代理店資格講習の開催

損害保険代理店資格を取得するためには、資格試験に合格しなければなりません。当社は損害保険代理店資格取得希望者のための講習を全国で実施しています。

### 独自の資格制度・講習制度の充実

当社は商品知識を中心とした損害保険代理店資格の他にも、当社独自の資格・講習制度として、事故対応力(SA)資格制度と実務講習制度を実施しています。高度な商品知識と優れた業務能力、迅速かつ適切な事故対応を通じて、お客さまの信頼に応える代理店を育成しています。

### 各種研修・セミナーの開催

代理店としての商品知識、販売技法、経営手法等の習得だけでなく、金融・経済情勢の研究や、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

### 営業部・営業課支店等における教育

全国の営業部・営業課支店等において、代理店の業務能力、商品知識の向上を目的とした研修を随時開催しています。

## 代理店の育成

当社は、お客さまの様々なニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、商品知識や業務知識を習得し、一般クラス代理店として保険募集を行います。そして高度な商品知識を習得することで、契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる上級クラス代理店へ、さらに最高位である特級クラス代理店へとクラスアップしていきます。



## 代理店経営者養成制度

### プロ代理店の養成制度

当社の専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー - 社員として在籍し、契約募集及びこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要な様々な知識と実務を習得する制度です。

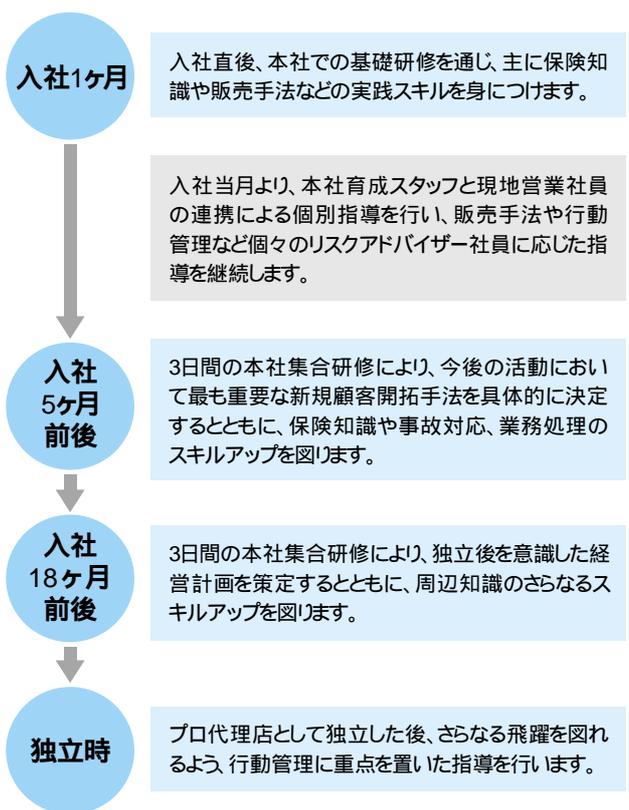
当社の制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修効果を高めるため、研修内容や待遇面など、制度を効果的に組み立て運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一環した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険のプロフェッショナルへと導きます。さらに独立後のセミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店の活動を応援しています。

### やる気にこたえる待遇制度

給与は固定給 + 歩合給制度(各種手当あり)をとり、やる気が持てる待遇制度となっています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。



## リスク管理態勢

金融自由化の一層の進展など事業環境が大きく変化している中で、損害保険会社はその社会的・公共的役割を十分に発揮するためには、経営の健全性の維持と安定した収益構造の確保を図っていかねばなりません。このためには、会社を取り巻く複雑化・多様化する様々なリスクを総合的に把握し、厳格な管理体制のもと、適切な対策を講じていくことがますます重要になっています。

こうしたことから、当社では引き続き「リスク管理委員会」のもと、事業運営に係るリスクを計量化した上で、保有するリスク量が当社の体力に見合ったものになっているか、あるいは効率的なリスク保有(資本の有効活用)が行われているかなどを検証する統合リスク管理手法の検討を進めるとともに、それぞれのリスクに応じた検討体制を設けるなど、全社的な取り組みを進めています。

## 保険引受リスク

損害保険業には、地震や台風などの自然災害による巨大大リスクへの対応が求められていること、費用である保険金が事後に確定するということや、商品によっては契約期間が長期間にわたるといったことなど、他産業にはない特有のリスクがあります。

そこで、当社では、各種規程の整備等により契約引受時に適正なリスク判断を行うとともに、大災害時やテロ行為で予想される最大損失額を算定し、それを踏まえて再保険によるリスク分散を図るなど、引受能力を最大限効率的に発揮できる保険ポートフォリオの構築に努めています。また、特に契約期間が長期間にわたる商品については、社会・経済環境の変化の可能性も踏まえ、料率設定リスクを十分意識しながら商品開発や販売を行っています。

一方で、異常危険準備金を中心とした内部留保の一層の充実により、担保力の強化に努めています。

さらに、積立型保険の販売にあたっては、その予定利率リスクが資産運用リスクと密接な関係があることから、資産・負債の総合管理(ALM)を行う中で、リスクの最小化を図っています。

## 再保険について

### 1 保有・出再の基本的な方針

地震や台風などの自然災害の集積リスクについては、同一年度内に、地震は関東大震災規模、台風は伊勢湾台風規模相当の自然災害が発生しても異常危険準備金によって十分にまかなえる範囲内で慎重に保有を定め、超過する部分について最適かつ安定的な再保険カバーの設定に努めています。

火災保険や自動車保険等における通常リスクについては、リスクの内容や特性、これまでの保険成績、再保険市場の動向等を十分に考慮し、発生頻度の低い大口の事故が発生しても保険ポートフォリオの損害率が単年度で大きく変動することがないような範囲で保有を定め、超過する部分については十分かつ最適な再保険カバーを確保し、安定的なリスク転嫁に努めることとしています。

なお、出再にあたっては、確実に再保険金を回収できるよう、外部格付機関による一定以上の格付を有している受再者を基本に、かつ受再者間の分散についても考慮しながら、慎重に受再者の選定を行っています。出再後も定期的に受再者の格付の変動の有無に留意し、信用リスクに不安が生じた際に適切な対応ができるように努めています。

### 2 受再の基本的な方針

受再にあたっては、慎重な引受を行っています。これは、受再の場合個々のリスク判断が難しく、また海外保険受再については成績の変動が激しいことから、安定した収益基盤とすることが難しいためです。

ただ、受再の中にも安定した利益の見込まれるものもあるため、引受可能なリスクの外延を定めた規程の枠内で、毎年方針を定めています。その方針に基づき、引受条件・責任額・成績等を十分精査し、地理的分散やリスクの集積をも考慮して、優良な受再を慎重に選択して引受を行うことで、当社保有リスクの分散化を図っています。なお、一般的にリスクが高いとされる再保険代理店を通じた引受や、米国の賠償責任保険のみの引受は行っていません。

また、引受後も成績管理やリスクの変化について監視・検証を行い、リスク管理に努めています。

## 資産運用リスク

資産運用リスクには、大別して市場関連リスク・信用リスク・不動産投資リスクがあります。当社では、資産運用部門内において実行部門と審査及びリスク管理部門を分離して、これらのリスクの適正な管理を行っております。

### 1.市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・為替・株価などの変動によって損失を被るリスクです。当社では、各種規程の整備において、保有限度額やロスカットルール等を設けることで損失発生の可能性を制限するとともに、リスク量を算定する代表的な手法であるバリュー・アット・リスク (VaR) を導入して、リスク・リターン最適化を目指しつつ、より望ましい運用資産ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

### 2.信用リスク

信用リスクとは、与信先の倒産等に伴い貸付金・債券等の元金の回収が困難になるリスクです。当社では、相手先の信用度を判定する「社内格付制度」の充実を図って信用力判定の体制を強化するとともに、特定業種や特定企業グループに集中するリスクを回避するために、与信枠に制限を設けて厳格に運営しています。

### 3.不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等による不動産収益の減少、または市況の変化等による不動産価格減少のリスクです。当社では不動産の投資利回りや含み損の状況などを的確に管理し、リスクの軽減、効率的な活用に努めています。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害に伴う多額の保険金支払や市場の混乱等により資金繰りが悪化し損失を被るリスクです。当社では、保険金支払に十分な流動性資産と多様な資金調達手段の確保に努めています。

## 事務リスク

社員・代理店等の不適正な事務処理や事故により発生するリスクであり、契約者保護を徹底するためにも重要な課題です。当社では、社員・代理店別に対策を整理し、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における業務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、検査部門を中心とした社内検査を全社において着実に実施することにより、リスクの最小化に努めています。

## システムリスク

システム関連のリスクは、コンピュータのシステムダウンや誤作動等により発生するリスク、コンピュータの不正使用・犯罪行為に伴うリスクなど、ますます大きくなっています。当社では、システム戦略や関連投資について、経営戦略上の重要な判断事項として慎重に検討を進めるとともに、社外とのネットワーク接続面も含めた様々なセキュリティ対策の強化や有事・災害対策を整備しています。

## 経営管理リスク

企業活動に伴う、外部からの損害賠償請求に係るリスク、著作権や特許権の侵害に係るリスク、労務管理上の問題、関係者の犯罪行為など関連会社も含め経営管理上想定される様々なリスクについて、対応策の整備・強化に努めています。

## 地震総合対策

地震保険を販売している損害保険会社として、大規模地震発生時において会社の業務を円滑に遂行できる体制を整備しておくことは、当然かつ極めて重要な課題です。当社では、全国のいかなる地において巨大地震が発生しても、迅速な損害サービスや保険金支払を可能とするシステム・事務処理対策等の他、東京圏における大規模地震の際の東京・さいたま両本社機能の維持・確保に向けての諸対策を講じています。

# 保険会社の運営

## 法令遵守の体制

当社は、損害保険会社としての社会的責任と公共的使命を果たしていくために、業務執行については、その最高意思決定機関である取締役会での決定を踏まえて行い、監査役会による監査を受け、その記録を取締役会議事録、監査役会議事録として整備しています。

本格的な自由化時代においては、自己責任体制を明確にし、公正かつ透明な企業行動・事業運営が求められます。当社では、コンプライアンスに関する重要な事項は、取締役会において審議・決定しており、経営トップをはじめ全役員に対する法令遵守徹底の基本方針として「日新火災行動規範」を制定しました。またコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進諸施策の立案などを行うとともに、傘下にコンプライアンス推進責任者及び推進担当者、並びに推進リーダー及び推進スタッフを配置し、コンプライアンス推進体制を確立しています。

## 基本方針(日新火災行動規範)

当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために行動規範を定め、全役員はこれを誠実に遵守・実践します。

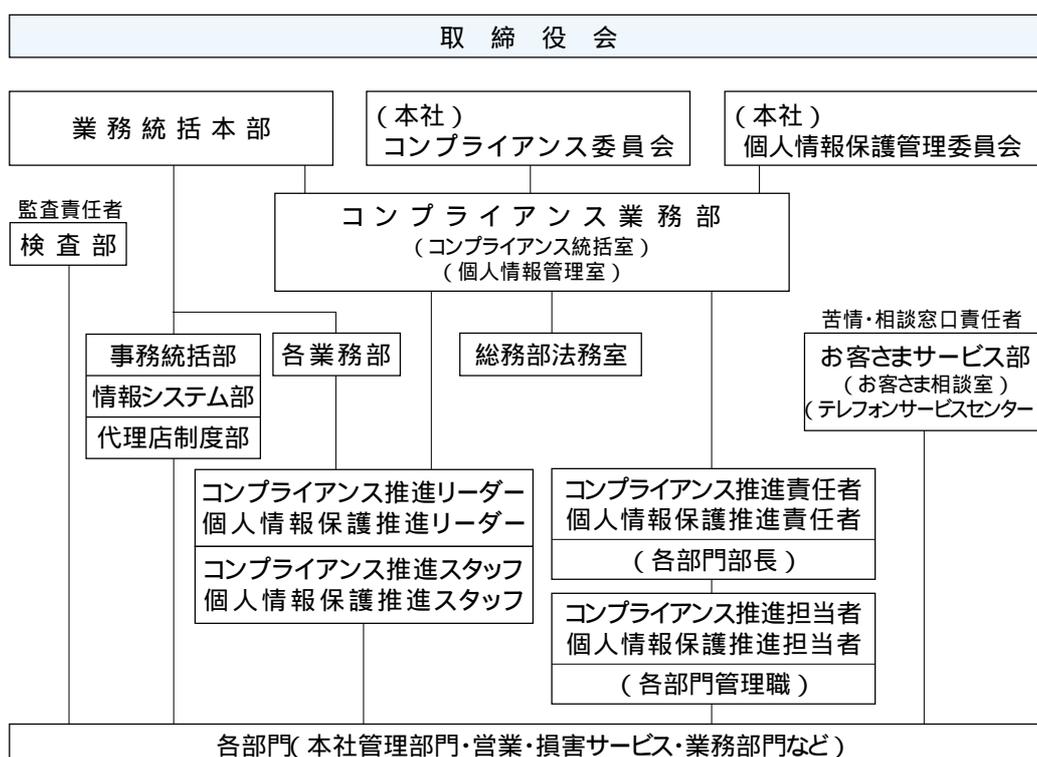
- 人間尊重の原則
- 法令等遵守
- 適切な事業活動
- 積極的な社会参画

全役員には行動規範を記載した「コンプライアンスカード」を配布し、各自が署名の上、常時携帯することを義務づけることにより、その徹底を図っています。

## コンプライアンス・マニュアル

日新火災行動規範、コンプライアンス規程、社内報告ルール、コンプライアンスホットライン、コンプライアンスルール等の内容を掲載したコンプライアンス・マニュアルを社員全員に配布し、研修等を通じコンプライアンス・マインドの高揚を図っています。

## 〔コンプライアンス推進体制図〕



## 勧誘方針

平成13年4月より「金融商品の販売等に関する法律」が施行されました。当社では常に同法を遵守するとともに、以下の勧誘方針を定めて全国の営業所で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守及び勧誘方針の策定、公表を指導しています。

### 当社の勧誘方針

- 1 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法及びその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
- 2 保険商品の販売に際しましては、お客さまに重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- 3 お客さまの保険商品に関する知識、加入経験、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に適合した保険商品の説明と提供に努めます。
- 4 保険商品の販売・勧誘にあたっては、深夜や早朝などお客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- 5 保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するように努めます。
- 6 お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、商品開発や保険販売に生かしてまいります。
- 7 保険商品の適切な販売を確保するために、社内体制の整備と販売に当たる者の研修に取り組みます。
- 8 お客さまに関する情報については、業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏洩防止等の管理を厳格に行います。
- 9 お客さまのご質問、苦情等につきましては、お客さま相談室にて速やかに対応させていただきます。

## 社外・社内の監査・検査体制

### 1 社外の監査・検査

当社は、保険業法の定めにより、金融庁検査局の検査並びに財務省財務局の検査を受けることになっています。

このほか、商法特例法・証券取引法に基づく監査法人(中央青山監査法人)による会計監査を受けています。

### 2 社内の監査・検査体制

当社は、監査役が行う商法上の監査と、業務の実施部署から独立した組織である検査部による内部監査を実施しています。

検査部が行う内部監査は、取締役会の承認を受けた内部監査計画・方針に基づき、法令等遵守態勢及び内部管理態勢の適切性・有効性の検証に重点を置いて実施されており、内部監査の結果は、代表取締役及び検査部担当取締役に報告されています。

## 個人情報の保護

平成17年4月から「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が全面施行されました。当社は、本法、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損保指針等に従って適切な措置を講じています。

お預りしたお客さまの個人情報の取り扱いが適正に行われるように、代理店及び従業者等への教育・指導を徹底していきます。また、個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善していきます。

当社の個人情報に対する取組方針等を「個人情報保護宣言」(お客さま情報の取り扱いについて)としてホームページに常時掲載するとともに、当社各店舗の店頭に掲示・備え付けをし、広く一般に公表しています。

### <個人情報保護宣言>

平成17年4月1日

日新火災海上保険株式会社  
代表取締役社長 宮島 洋

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや(社)日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び(社)日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取り扱いが適正に行われるように、弊社代理店及び弊社業務に従事している従業者等への教育・指導の徹底に努めます。また、弊社の個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

#### 1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

なお、個人情報のご提供はお客さまのご意思によりますが、必要な情報をご提供いただけない場合は、保険契約の締結等手続きができないことがあります。

#### 2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、以下の目的並びに後記4.及び5.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、これらの目的以外に利用することは一切ございません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合

には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約のお申し込みに係る保険契約の適正な引受やリスクの審査及び管理
- (2) 保険契約の履行及び付帯サービスのご提供
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (4) 弊社が取り扱う当該契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供
- (5) 弊社関連会社・提携先企業が取り扱う商品・サービスのご案内
- (6) 請求に係る保険事故の調査(関係先への照会を含む)
- (7) 請求に係る保険金のお支払い
- (8) 弊社が有する債権の回収
- (9) 保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- (10) 弊社が取り扱う融資、国債窓販の各種手続き及び管理
- (11) 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (12) 市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (13) 弊社社員の採用・雇用管理、販売網基盤(代理店等)の新設・維持管理
- (14) 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (15) その他、上記(1)~(14)に付随する業務並びにお客さまのお取り扱い、及び弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときには、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

#### 3. 個人データの外部への提供・委託

当社では、以下の場合を除いて、個人データを外部に提供・委託することはありません。

- (1) お客さまが同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 医師等の第三者に対して、申込内容・告知事項に関する事実確認を行う場合
- (4) 保険金請求時において、他損害保険会社等へ必要な範囲内で照会を行う場合
- (5) 他の損害保険会社と共同で保険契約を引き受ける場合
- (6) 上記2.の利用目的を達成するために必要な業務の全部または一部を、弊社関連会社・代理店を含む業務委託先等に委託する場合
- (7) 複数の代理店にて共同で契約を募集する場合
- (8) 再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を行う場合
- (9) 弊社関連会社・提携先企業が提供する商品・サービス

等をご案内する場合(以下「4. 関連会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください)

- (10) 損害保険会社等の中で共同利用を行う場合(以下「5. 情報交換制度等」をご覧ください)
- (11) 損害保険料率算出機構との間で共同利用を行う場合(以下「5. 情報交換制度等」をご覧ください)
- (12) 国土交通省との間で共同利用を行う場合(以下「5. 情報交換制度等」をご覧ください)

**4. 関連会社・提携先企業との共同利用**

弊社及び弊社関連会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービス等のご提供・ご案内及び契約締結・契約内容変更・保険金支払い等の可否を判断するために、各社間で以下の条件により、個人データの共同利用をいたします。

- (1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容
- (2) 管理責任者：弊社  
弊社の関連会社・提携先企業は、下記一覧表のとおりです。

**【関連会社】**

会社名	事業内容
日新火災損害調査株式会社	自動車保険、新種保険等の損害調査
日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社	人材派遣、給与厚生事務
日新情報システム開発株式会社	情報システムの開発、運用
日新総合サービス株式会社	帳票管理と発送、印刷
ユニバーサルリスクソリューション株式会社	保険引受のためのリスク調査、防災
トークビルサービス株式会社	不動産管理、物品販売
日伸実業株式会社	損害保険代理業

**【提携先企業】**

- ・東京海上日動火災保険株式会社及び子会社、関連会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社・ミアグループ各社

**5. 情報交換制度等**

- (1) 損保業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。下記窓口までお問い合わせください。

**【お問い合わせ窓口】**  
 (社)日本損害保険協会 / そんがいほけん相談室  
 所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地  
 電話：(03)3255-1467(受付時間/午前9時～午後5時)※  
 ホームページ：http://www.sonpo.or.jp

- (2) 損害保険料率算出機構との共同利用について

弊社は、自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という)に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。下記窓口までお問い合わせください。

**【お問い合わせ窓口】**  
 損害保険料率算出機構 / 総務企画部 個人情報相談窓口  
 所在地：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地  
 電話：(03)3233-4141(受付時間/午前9時～午後5時)※  
 ホームページ：http://www.nliro.or.jp

- (3) 代理店等情報確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の社員採用等のために、損害保険会社との間で損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店の委託等のために、(社)日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

**【お問い合わせ窓口】**  
 (社)日本損害保険協会  
 所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地  
 ホームページ：http://www.sonpo.or.jp  
 業務企画部 企画・安全技術グループ  
 (損害保険代理店等の従業者に係る個人データについて)  
 電話：(03)3255-1942(受付時間/午前9時～午後5時)※  
 業務運営部 試験運営グループ  
 (損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データについて)  
 電話：(03)3255-1481(受付時間/午前9時～午後5時)※

- (4) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

弊社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

共同利用する個人データの項目は、以下のとおりです

- ・契約者の氏名、住所・証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別 ・車台番号、標識番号または車両番号

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。下記窓口までお問い合わせください。

**【お問い合わせ窓口】**  
 国土交通省 / 自動車交通局 保障課自動車事故対策係  
 所在地：〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番地3号  
 電話：(03)5253-8111(内線41417)  
 (受付時間/午前9時30分～午後5時45分)※  
 ホームページ：http://www.jibai.jp

## 6. 信用情報のお取り扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます)から提供を受けた情報を、個人である資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

## 7. センシティブ情報のお取り扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報(以下「センシティブ情報」と言います)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者に提供する場合
- (2) 相続手続きを伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者に提供する場合
- (3) 保険料収納事務の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者に提供する場合
- (4) 法令に基づく場合
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 8. ご契約内容・事故等に関するご照会

ご契約内容や事故に関するご照会については、保険証券記載もしくは最寄りの弊社支店・支社・損害サービスセンター、またはご契約の取扱代理店までお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

## 9. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「11 お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日原則として書面でご回答いたします。

## 10. 個人データの安全管理等

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。

また、弊社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

## 11. お問い合わせ窓口

弊社は、お客さま情報の取り扱いに関する苦情やご相談に対し、適切・迅速に対応いたします。

弊社の個人情報の取り扱いや個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスのご案内について、ご希望ならぬ場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

### 【お問い合わせ先】

	電話番号	受付時間
テレフォンサービスセンター	(0120)25-7474	24時間・年中無休
お客さま相談室	(03)3292-8000	午前9時～午後5時(※)
弊社支店・支社・損害サービスセンター	お手元の保険証券もしくは保険約款に記載しております。	午前9時～午後5時(※)

弊社は、認定個人情報保護団体である(社)日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

### 【お問い合わせ窓口】

(社)日本損害保険協会 / そんがいはけん相談室  
所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地  
電話：(03)3255-1470(受付時間 / 午前9時～午後5時(※))  
ホームページ：http://www.sonpo.or.jp

### 【個人情報全般に関するご連絡先】

電話：(03)5282-5699(個人情報管理室長)

(※)土日祝休日及び年末年始を除く

# 資料編

## 目 次

### ・会社の概要

- 1. 株主及び株式の状況 ..... 32
- 2. 組織図 ..... 36
- 3. 役員 の 状況 ..... 37
- 4. 従業員 の 状況 ..... 39

### ・主要な業務の状況

- 1. 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移 ..... 40
- 2. 保険引受の状況 ..... 41
- 3. 資産運用の状況 ..... 45
- 4. 特別勘定に関する指標 ..... 48
- 5. ソルベンシー・マージン比率 ..... 49

### ・経理の状況

- 1. 計算書類 ..... 50
- 2. 資産の明細 ..... 59
- 3. 負債・資本の明細 ..... 67
- 4. 損益の状況 ..... 70
- 5. 時価情報等 ..... 72

### ・企業集団の状況

- 1. 主要な事業の内容及び組織の構成 ..... 77
- 2. 子会社等 ..... 78
- 3. 連結財務諸表 ..... 78

### ・設備の状況

- 1. 設備投資等の概要 ..... 79
- 2. 主要な設備の状況 ..... 79

### ・損害保険用語の解説

- ..... 80

### ・店舗所在地の一覧

- 1. 店舗所在地の一覧 ..... 83
- 2. サービスセンター一覧 ..... 85

# 会社の概要

## 1 株主及び株式の状況

当社の発行する株式は、平成17年3月31日現在の授權株式数389,957千株、発行済株式総数189,159千株、資本金156億円です。

### (1) 基本事項

決算期日 毎年3月31日  
定時株主総会 毎年4月1日から4ヵ月以内に開催  
基準日 定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主とします。  
公告掲載新聞 東京都において発行する日本経済新聞  
なお、決算公告に代えて、貸借対照表及び損益計算書を、当社ホームページ (<http://www.nisshinfire.co.jp>) に掲載しています。  
1単元の株式数 1,000株  
名義書換代理人 三菱信託銀行株式会社

### (2) 第98期定時株主総会

第98期定時株主総会が、本年6月29日、東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地東京本社ビル12階大会議室において開催されました。報告事項及び決議事項は以下のとおりです。

報告事項 平成16年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告しました。

#### 決議事項

第1号議案 平成16年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)利益処分案承認の件  
本件は、原案どおり承認可決され、株主配当金は、前期と同様1株につき7円と決定しました。

第2号議案 取締役10名選任の件  
本件は、原案どおり、野田道雄、宮島洋、水上誠、多田佳嗣、矢野隆男、駒形昌義、福島良平、徳本政幸、上月和夫、大園恵美の10氏が選任され、就任しました。  
なお、大園恵美氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

第3号議案 監査役1名選任の件  
本件は、原案どおり、新たに萩原祥元氏が選任され、就任しました。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件  
本件は、原案どおり、退任監査役 瀬戸勝彦氏に対し、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任することで承認可決されました。

### (3) 株主の状況

#### 所有者別分布状況

(平成17年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況 (1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株 主 数	1名	66	23	236	66	4	7,615	8,011	
所有株式数	14単元	125,684	691	12,606	12,215	9	36,072	187,291	1,868,475株
割 合	0.01%	67.10	0.37	6.73	6.52	0.01	19.26	100.00	

(注)1.自己株式2,173,075株は、「個人その他」に2,173単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれています。

2.「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、103単元含まれています。

#### 所有株数別分布状況

(平成17年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況								単元未満株式の状況
	1,000単元以上	500単元以上	100単元以上	50単元以上	10単元以上	5単元以上	1単元以上	計	
株 主 数	22名	12	73	33	780	1,140	5,951	8,011	
割 合	0.27%	0.15	0.91	0.41	9.74	14.23	74.29	100.00	
所有株式数	131,077単元	8,166	15,869	2,118	12,754	7,199	10,108	187,291	1,868,475株
割 合	69.99%	4.36	8.47	1.13	6.81	3.84	5.40	100.00	

#### 地域別分布状況

(平成17年3月31日現在)

地 域 別	株 主 数	株主総数に対する割合	株 式 数	株式総数に対する割合
北 海 道	188名	1.76%	8,319千株	4.40%
東 北	332	3.12	5,346	2.84
関東(東京を除く)	2,561	23.97	9,872	5.21
東 京	2,085	19.52	115,607	61.11
中 部	2,121	19.85	14,832	7.84
近 畿	2,114	19.79	10,837	5.73
中 国	462	4.32	1,665	0.89
四 国	287	2.69	1,303	0.69
九 州	473	4.44	9,529	5.03
外 国	58	0.54	11,845	6.26
合 計	10,681	100.00	189,159	100.00

(注)1.株主数には単元未満株主数を含めています。

2.1,000株未満は切り捨てて表示しています。

#### (4)大株主(上位10位まで)

(平成17年3月31日現在)

氏名又は名称	所在地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	58,621 <sup>千株</sup>	30.99%
富国生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	8,500	4.49
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西三丁目11番	7,801	4.12
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	7,181	3.80
株式会社親和銀行	長崎県佐世保市島瀬町10番12号	6,900	3.65
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市呉服町一丁目10番地	6,303	3.33
日新火災社員持株会	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	4,465	2.36
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,601	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,550	1.88
ザチースマンハッタンバンクエヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	3,273	1.73
合計		110,198	58.26

(注)1 .1,000株未満は切り捨てて表示しています。

2 .明治安田生命保険相互会社の株主名簿上の所有株式数は、7,182千株です。

3 .東京海上日動火災保険株式会社は、平成16年10月1日に東京海上火災保険株式会社と日動火災海上保険株式会社が合併したものです。

#### (5)配当政策

当社は、損害保険業の基盤となる担保力を一層強化するために、内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としています。

以上の基本方針に基づき、平成17年3月期の株主配当金については、前期同様1株につき7円としました。この結果、平成17年3月期の配当性向は41.7%、株主資本当期純利益率は3.3%、株主資本配当率は1.5%となりました。

また、内部留保資金につきましては、諸準備金の積み増しなどにより、担保力の増強や事業展開のための経営基盤の強化に努めることとしました。

今後とも、着実な業績の進展を図り、関係各位の期待にお応えするよう努力していく所存です。

## (6) 発行済株式総数及び資本金の推移

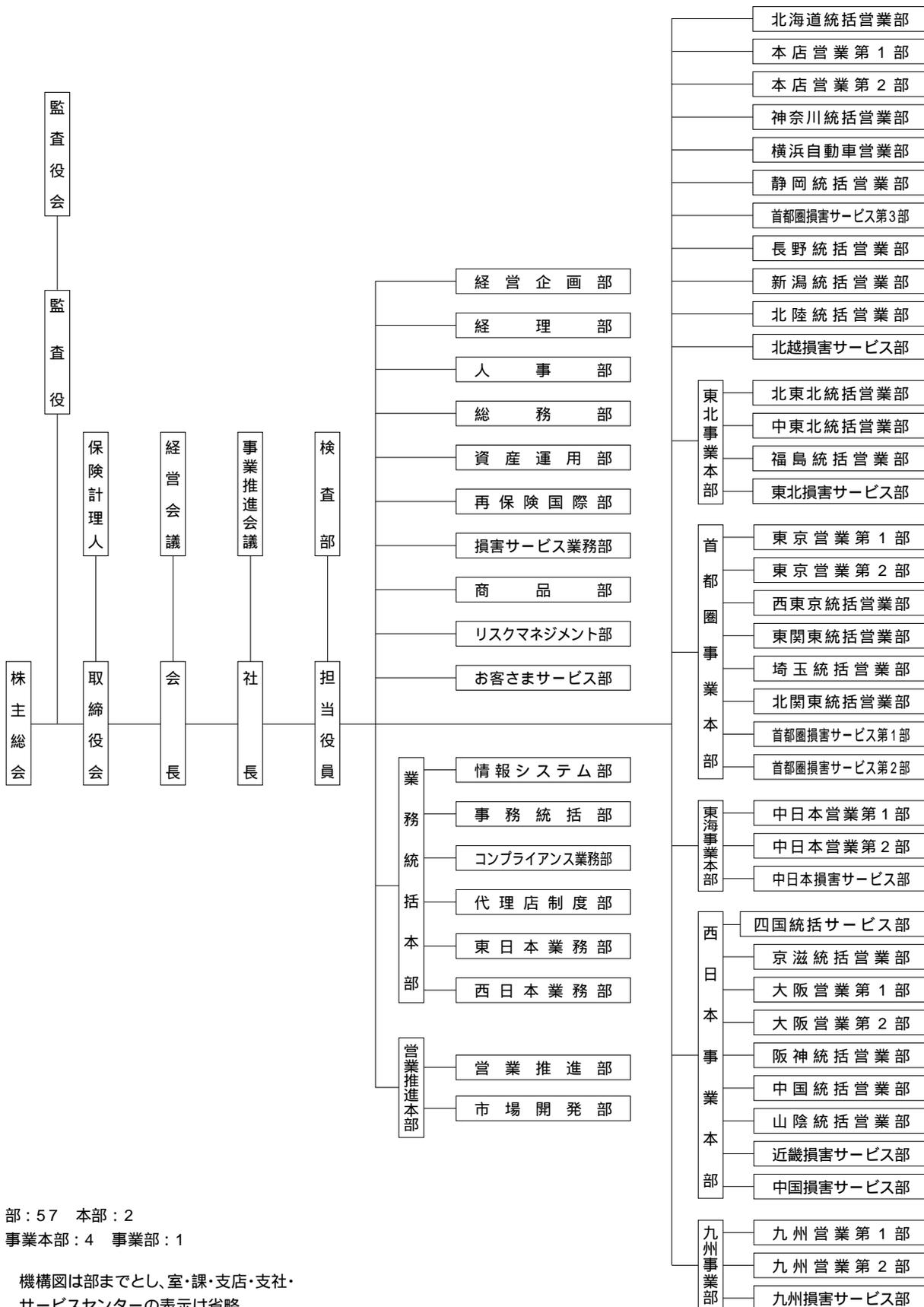
年 月 日	発行済株式総数		資本金		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 額	残 高	
平成12年3月31日	2,453 <sup>千株</sup>	196,747 <sup>千株</sup>		15,634,652 <sup>千円</sup>	利益による株式の消却 (平成11年4月1日～平成12年3月31日)
平成13年3月31日	1,942	194,805		15,634,652	利益による株式の消却 (平成12年4月1日～平成13年3月31日)
平成14年3月31日	5,648	189,157		15,634,652	利益による株式の消却 (平成13年4月1日～平成14年3月31日)
平成17年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)

## (7) 最近の社債発行

銘 柄 (発行年月日)	発行総額	発行の内容等
第1回無担保転換社債 〔転換価額下方修正条項及び〕 〔転換社債間限定同順位特約付〕 (平成8年11月22日)	10,000百万円	利 率 年0.65% 転 換 価 額 404円 償 還 期 限 平成16年3月31日 残 高
第2回無担保転換社債 〔転換価額下方修正条項及び〕 〔転換社債間限定同順位特約付〕 (平成8年11月22日)	10,000百万円	利 率 年0.75% 転 換 価 額 404円 償 還 期 限 平成18年3月31日 残 高 9,736百万円

(注) 転換価額及び残高は、平成17年3月31日現在のものです。  
第1回無担保転換社債は、平成16年3月31日に償還済です。

## 2 組織図(平成17年6月29日現在)



部：57 本部：2  
事業本部：4 事業部：1

機構図は部までとし、室・課・支店・支社・サービスセンターの表示は省略

### 3 役員 の 状 況 ( 平 成 1 7 年 6 月 2 9 日 現 在 )

#### ( 1 ) 取 締 役

取 締 役 会 長 ( 代 表 取 締 役 )

野 田 道 雄 ( 昭 和 1 7 年 5 月 1 3 日 生 )

昭和	40年	4月	当社入社
			以後 営業企画部長を経て、
平成	元年	6月	取締役営業企画部長
平成	3年	4月	取締役総合企画部長
平成	5年	6月	常務取締役
平成	7年	3月	常務取締役情報システム部長
平成	8年	6月	専務取締役(代表取締役)
平成	12年	4月	取締役社長(代表取締役)
平成	14年	4月	取締役社長(代表取締役)営業推進本部長
平成	16年	4月	取締役社長(代表取締役)
平成	17年	4月	取締役会長(代表取締役)(現職)

取 締 役 社 長 ( 代 表 取 締 役 )( 営 業 推 進 本 部 長 )

宮 島 洋 ( 昭 和 2 5 年 5 月 4 日 生 )

昭和	49年	4月	当社入社
			以後 総合企画部長を経て、
平成	12年	6月	取締役総合企画部長
平成	13年	4月	取締役人事総務部長
同	年	11月	取締役人事総務部長兼改革推進室長
平成	14年	4月	取締役人事部長兼改革推進室長
平成	15年	4月	常務取締役営業推進本部副本部長
同	年	6月	専務取締役(代表取締役)専務執行役員 営業推進本部副本部長
平成	16年	4月	専務取締役(代表取締役)専務執行役員 営業推進本部長
平成	17年	4月	取締役社長(代表取締役) 営業推進本部長(現職)

専 務 取 締 役 ( 代 表 取 締 役 )( 業 務 統 括 本 部 長 )

水 上 誠 ( 昭 和 2 4 年 7 月 2 6 日 生 )

昭和	48年	4月	当社入社
			以後 人事総務部長を経て、
平成	12年	6月	取締役人事総務部長
平成	13年	4月	取締役営業企画部長
平成	14年	4月	取締役営業推進部長
平成	15年	4月	常務取締役
同	年	6月	専務取締役(代表取締役)専務執行役員 業務統括本部長兼経営企画部長
平成	16年	6月	専務取締役(代表取締役)専務執行役員 業務統括本部長(現職)

常 務 取 締 役

多 田 佳 嗣 ( 昭 和 2 2 年 7 月 1 1 日 生 )

昭和	46年	4月	当社入社
			以後 資産運用部長を経て、
平成	13年	6月	取締役資産運用部長
平成	15年	4月	常務取締役人事部長兼改革推進室長
同	年	6月	常務取締役常務執行役員 構造改革本部長兼人事部長兼改革推進室長
平成	16年	6月	常務取締役常務執行役員 構造改革本部長
平成	17年	4月	常務取締役常務執行役員(現職)

常 務 取 締 役

矢 野 隆 男 ( 昭 和 2 5 年 1 2 月 2 9 日 生 )

昭和	49年	4月	東京海上火災保険株式会社入社
平成	11年	6月	同社東京企業第三本部公務開発部長
平成	13年	7月	東京海上あんしん生命保険株式会社企画部長
平成	15年	6月	当社常務取締役常務執行役員(現職)

取 締 役 ( 西 日 本 事 業 本 部 長 )

駒 形 昌 義 ( 昭 和 2 1 年 1 2 月 1 5 日 生 )

昭和	44年	4月	当社入社
			以後 埼玉統括営業部長を経て、
平成	12年	6月	取締役九州本部長
平成	15年	6月	取締役常務執行役員 西日本事業本部長兼西日本本部長
平成	17年	4月	取締役常務執行役員 西日本事業本部長(現職)

取 締 役

福 島 良 平 ( 昭 和 2 3 年 6 月 1 0 日 生 )

昭和	47年	4月	当社入社
			以後 東海北陸本部長を経て、
平成	13年	6月	取締役東海北陸本部長
同	年	9月	取締役東海北陸本部長兼中日本業務部長
平成	15年	6月	取締役常務執行役員 業務統括本部副本部長
平成	16年	4月	取締役常務執行役員(現職)

取 締 役 ( 業 務 統 括 本 部 副 本 部 長 兼 業 務 統 括 本 部 室 長 )

徳 本 政 幸 ( 昭 和 2 3 年 1 0 月 9 日 生 )

昭和	49年	4月	当社入社
			以後 経営企画部長を経て、
平成	15年	6月	取締役執行役員業務統括本部副本部長
平成	16年	6月	取締役執行役員業務統括本部副本部長兼 経営企画部長
平成	17年	4月	取締役常務執行役員業務統括本部副本部長兼 業務統括本部室長兼経営企画部長
同	年	6月	取締役常務執行役員業務統括本部副本部長兼 業務統括本部室長(現職)

取 締 役 ( 営 業 推 進 本 部 副 本 部 長 兼 首 都 圏 事 業 本 部 長 )

上 月 和 夫 ( 昭 和 2 7 年 2 月 1 2 日 生 )

昭和	51年	4月	東京海上火災保険株式会社入社
平成	13年	7月	同社中部・北陸本部富山支店長
平成	15年	6月	当社取締役執行役員 営業推進本部副本部長
平成	17年	4月	当社取締役常務執行役員 営業推進本部副本部長兼首都圏事業本部長(現職)

取 締 役

大 園 恵 美 ( 昭 和 4 0 年 8 月 8 日 生 )

平成	12年	4月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科専任講師
平成	14年	10月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授(現職)
平成	16年	6月	当社取締役(現職)

( 注 ) 取 締 役 大 園 恵 美 は 、 商 法 第 1 8 8 条 第 2 項 第 7 号 ノ 2 に 定 め る 社 外 取 締 役 で す 。

## (2) 監査役

### 常勤監査役

高橋 諒(昭和23年1月23日生)

昭和 47年 4月 当社入社  
以後 関連事業室長を経て、  
平成 16年 6月 常勤監査役(現職)

### 常勤監査役

萩原 祥元(昭和25年6月4日生)

昭和 48年 4月 当社入社  
以後 検査部長を経て、  
平成 17年 6月 常勤監査役(現職)

### 監査役

大嶋 邦男(昭和17年12月2日生)

昭和 41年 4月 富国生命保険相互会社入社  
平成 10年 7月 同社取締役  
平成 13年 7月 同社常務取締役(現職)  
平成 15年 6月 当社監査役(現職)

### 監査役

平尾 和之(昭和15年11月25日生)

昭和 39年 4月 株式会社静岡銀行入行  
平成 3年 6月 同行取締役  
平成 5年 4月 同行常務取締役  
平成 11年 6月 静岡保険総合サービス株式会社取締役社長  
(代表取締役)  
平成 13年 6月 同社取締役会長(代表取締役)(現職)  
平成 15年 6月 当社監査役(現職)

(注) 監査役 大嶋邦男及び監査役 平尾和之は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役です。

## (3) 執行役員

### 社長

宮島 洋

「取締役」の欄をご参照ください。

### 専務執行役員

水上 誠

「取締役」の欄をご参照ください。

### 常務執行役員

多田 佳嗣

「取締役」の欄をご参照ください。

### 常務執行役員

矢野 隆男

「取締役」の欄をご参照ください。

### 常務執行役員

駒形 昌義

「取締役」の欄をご参照ください。

### 常務執行役員

福島 良平

「取締役」の欄をご参照ください。

### 常務執行役員

徳本 政幸

「取締役」の欄をご参照ください。

### 常務執行役員

上月 和夫

「取締役」の欄をご参照ください。

### 執行役員(神奈川統括営業部長)

有賀 克明(昭和24年10月15日生)

昭和 47年 4月 当社入社  
以後 静岡統括営業部長を経て、  
平成 15年 6月 執行役員静岡統括営業部長  
平成 17年 4月 執行役員神奈川統括営業部長(現職)

### 執行役員(営業推進部長兼お客さまサービス部長)

秋元 茂夫(昭和25年1月21日生)

昭和 48年 4月 当社入社  
以後 営業推進部長を経て、  
平成 15年 6月 執行役員営業推進部長  
平成 17年 4月 執行役員営業推進部長兼  
お客さまサービス部長(現職)

### 執行役員(東海事業本部長)

板谷 進(昭和25年9月21日生)

昭和 48年 4月 当社入社  
以後 商品部長を経て、  
平成 15年 6月 執行役員東海本部長  
平成 17年 4月 執行役員東海事業本部長(現職)

### 執行役員(東北事業本部長)

松本 千二(昭和26年2月5日生)

昭和 48年 4月 当社入社  
以後 北海道統括営業部長を経て、  
平成 17年 4月 執行役員東北事業本部長(現職)

### 執行役員(損害サービス業務部長)

福山 雅朝(昭和26年9月28日生)

昭和 49年 4月 当社入社  
以後 損害サービス業務部長を経て、  
平成 17年 4月 執行役員損害サービス業務部長(現職)

## 4 従業員の状況

### (1) 従業員数等

(平成17年3月31日現在)

区 分	総 合 職	一 般 職	嘱託職員・他
従 業 員 数	1,018名	798名	677名
	2,493名		
平 均 年 齢	39.7歳		
平 均 勤 務 年 数	10.2年		
平 均 年 間 給 与	5,607,578円		

- (注)1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

### (2) 新規採用数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年 度	総 合 職	一 般 職	合 計
平成13年度	13名	60名	73名
平成14年度	12名	134名	146名
平成15年度		40名	40名
平成16年度	17名	65名	82名
平成17年度	32名	63名	95名

- (注)職種転換者及び関連会社からの移籍者は除く

### (3) 社員の採用と教育

損害保険事業を通じ社会の発展に寄与するという当社の企業理念を理解するとともに、21世紀を切り拓く、既成概念にとらわれない豊かな発想とそれを実現する実行力を備えた人材の確保を目指しています。

採用後の社員教育は、社員個々人の個性を最大限に発揮させ、企業全体としての人材の育成と社員の能力開発に努め、組織の活性化を図ることを目的として進めています。そのため、能力開発体系に基づく基礎研修、部門別研修、さらには自己啓発カリキュラムを通じ、各分野で必要とされる専門知識をもった損害保険のプロフェッショナルの育成に努めています。

### (4) 福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度の他、以下の諸制度を実施しています。

- ・財形貯蓄制度
- ・住宅資金貸付制度
- ・持株制度
- ・共済会
- ・各種保養施設 他

# 主要な業務の状況

## 1 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項 目	年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		147,520 ( 1.69%)	144,966 ( 1.73%)	149,067 ( 2.83%)	149,422 ( 0.24%)	144,962 ( 2.98%)
経常収益 (対前期増減率)		218,825 ( 5.50%)	200,410 ( 8.42%)	193,492 ( 3.45%)	182,724 ( 5.57%)	183,689 ( 0.53%)
保険引受利益 (対前期増減率)		1,243 ( 69.96%)	2,711 ( 318.02%)	7,692 ( %)	6,122 ( 20.41%)	1,793 ( 70.70%)
経常利益又は経常損失( ) (対前期増減率)		7,816 ( 41.24%)	13,294 ( 270.07%)	4,849 ( %)	8,819 ( 81.85%)	5,254 ( 40.43%)
当期純利益又は当期純損失( ) (対前期増減率)		2,511 ( 15.88%)	11,581 ( 561.20%)	2,317 ( %)	3,010 ( 29.93%)	2,659 ( 11.65%)
正味損害率		60.90%	58.51%	53.89%	53.88%	63.37%
正味事業費率		39.85%	39.49%	35.40%	35.14%	35.88%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)		10,279 ( 22.00%)	7,851 ( 23.62%)	6,952 ( 11.45%)	6,398 ( 7.97%)	6,694 ( 4.62%)
運用資産利回り (インカム利回り)		2.15%	1.71%	1.64%	1.57%	1.70%
資産運用利回り (実現利回り)		%	1.13%	0.58%	1.69%	1.94%
資本金 (発行済株式総数)		15,634 (194,805千株)	15,634 (189,157千株)	15,634 (189,157千株)	15,634 (189,157千株)	15,635 (189,159千株)
純資産額		83,207	62,467	57,141	70,338	88,551
総資産額		543,208	503,283	482,374	485,133	493,070
積立勘定として経理された資産額		177,855	162,442	143,211	127,159	114,969
責任準備金残高		378,752	358,659	347,226	343,446	331,739
貸付金残高		48,066	49,831	40,174	36,470	47,158
有価証券残高		305,355	265,367	259,436	277,047	276,959
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)		941.0%	837.3%	846.0%	1,010.4%	1,110.9%
自己資本比率		15.32%	12.41%	11.85%	14.50%	17.96%
自己資本利益率(ROE)		3.29%	15.90%	3.87%	4.72%	3.35%
株価収益率(PEP)		19.17倍	倍	17.99倍	20.55倍	24.72倍
配当性向		54.30%	%	55.73%	39.41%	41.69%
従業員数		2,581名	2,487名	2,261名	2,350名	2,493名

(注)保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)の算出方法については、「P.49 主要な業務の状況 5.ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

## 2 保険引受の状況

### (1) 保険料の推移

#### 正味収入保険料

(単位:百万円)

種 目	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	24,295	16.3 %	7.0 %	25,219	16.9 %	3.8 %	22,684	15.7 %	10.1 %
海 上	1,237	0.8	10.1	1,045	0.7	15.5	1,046	0.7	0.2
傷 害	11,853	8.0	3.3	11,422	7.7	3.6	11,229	7.8	1.7
自 動 車	82,066	55.1	1.5	78,653	52.6	4.2	76,986	53.1	2.1
自動車損害賠償責任	18,376	12.3	72.5	22,146	14.8	20.5	22,522	15.5	1.7
そ の 他	11,238	7.5	0.2	10,934	7.3	2.7	10,493	7.2	4.0
合 計	149,067	100.0	2.8	149,422	100.0	0.2	144,962	100.0	3.0

(注)正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

#### 元受正味保険料(含む積立保険料)

(単位:百万円)

種 目	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	30,837	17.7 %	5.6 %	30,532	18.0 %	1.0 %	31,203	18.5 %	2.2 %
海 上	1,100	0.6	12.7	933	0.5	15.2	948	0.6	1.7
傷 害	26,138	15.0	0.7	23,561	13.9	9.9	23,490	14.0	0.3
自 動 車	81,696	46.9	2.6	79,099	46.7	3.2	77,418	46.0	2.1
自動車損害賠償責任	22,725	13.1	23.6	23,913	14.1	5.2	24,306	14.4	1.6
そ の 他	11,609	6.7	1.6	11,446	6.8	1.4	11,013	6.5	3.8
合 計	174,108	100.0	0.1	169,487	100.0	2.7	168,381	100.0	0.7
従業員一人当たり 元受正味保険料(含む積立保険料)	77		9.9	72		6.3	67		6.4

(注)1.元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返れい金及び元受その他返れい金を控除したものをいいます。

2.従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) = 元受正味保険料(含む積立保険料) ÷ 従業員数

#### 受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	3,521	18.2 %	11.8 %	3,951	18.1 %	12.2 %	1,385	7.2 %	64.9 %
海 上	403	2.1	12.2	341	1.6	15.4	297	1.5	12.8
傷 害	5	0.0	133.1	8	0.0	57.1	10	0.0	15.9
自 動 車	1,115	5.8	307.1	63	0.3	94.3	54	0.3	15.1
自動車損害賠償責任	13,133	68.0	149.8	16,621	75.9	26.6	16,885	87.4	1.6
そ の 他	1,142	5.9	15.1	898	4.1	21.4	690	3.6	23.1
合 計	19,321	100.0	76.0	21,885	100.0	13.3	19,323	100.0	11.7

(注)受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返れい金及び受再その他返れい金を控除したものをいいます。

支払再保険料

(単位:百万円)

種 目	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	4,665	18.8%	6.0%	4,824	18.9%	3.4%	5,778	21.9%	19.8%
海 上	266	1.1	22.2	229	0.9	14.0	199	0.8	12.9
傷 害	117	0.5	3.9	161	0.6	37.0	144	0.5	10.3
自 動 車	746	3.0	11.0	509	2.0	31.6	486	1.8	4.7
自動車損害賠償責任	17,483	70.6	34.6	18,389	72.0	5.2	18,669	70.6	1.5
そ の 他	1,484	6.0	0.6	1,413	5.6	4.8	1,152	4.4	18.5
合 計	24,763	100.0	19.5	25,528	100.0	3.1	26,431	100.0	3.5

(注)支払再保険料とは、再保険料から再保険返れい金及びその他再保険収入を控除したものをいいます。

〔国内契約・海外契約別の収入保険料の割合〕

区 分	平成16年度
国 内 契 約	99.7%
海 外 契 約	0.3%

(注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

(2)解約返れい金

(単位:百万円)

種 目	平成14年度	平成15年度	平成16年度
火 災	2,384	2,343	1,798
海 上	51	50	48
傷 害	3,974	3,299	2,466
自 動 車	970	922	894
自動車損害賠償責任	444	645	737
そ の 他	697	644	442
合 計	8,522	7,906	6,388

(注)解約返れい金とは、元受解約返れい金、受再解約返れい金及び積立解約返れい金の合計額をいいます。

(3)保険引受利益

(単位:百万円)

種 目	平成14年度	平成15年度	平成16年度
火 災	2,969	392	5,729
海 上	219	272	252
傷 害	573	333	835
自 動 車	5,013	5,680	5,892
自動車損害賠償責任			
そ の 他	1,084	556	543
合 計	7,692	6,122	1,793

(4) 保険金の推移

正味支払保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	金 額	構成比	正 味 損害率	金 額	構成比	正 味 損害率	金 額	構成比	正 味 損害率
火 災	8,032	11.0 %	34.3 %	8,592	11.7 %	35.2 %	16,690	19.7 %	76.3 %
海 上	590	0.8	51.5	548	0.7	56.5	490	0.6	50.2
傷 害	4,785	6.6	43.9	4,589	6.3	43.6	4,520	5.3	44.3
自 動 車	46,630	63.9	62.6	45,009	61.4	63.1	44,185	52.3	63.1
自動車損害賠償責任	7,437	10.2	47.3	9,172	12.5	47.3	12,250	14.5	60.1
そ の 他	5,504	7.5	54.3	5,415	7.4	54.8	6,392	7.6	65.9
合 計	72,980	100.0	53.9	73,327	100.0	53.9	84,529	100.0	63.4

(注)1 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

元受正味保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	6,662	8.3 %	7,166	9.0 %	20,559	22.5 %
海 上	434	0.5	309	0.4	286	0.3
傷 害	4,785	5.9	4,587	5.8	4,517	4.9
自 動 車	46,395	57.6	45,355	57.0	44,855	49.0
自動車損害賠償責任	16,865	21.0	16,857	21.2	15,859	17.3
そ の 他	5,370	6.7	5,245	6.6	5,526	6.0
合 計	80,515	100.0	79,521	100.0	91,605	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

受再正味保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	1,789	17.1 %	2,212	18.2 %	1,319	8.8 %
海 上	306	2.9	380	3.1	287	1.9
傷 害	2	0.0	2	0.0	4	0.0
自 動 車	737	7.0	40	0.4	48	0.3
自動車損害賠償責任	7,437	70.8	9,172	75.5	12,250	82.0
そ の 他	229	2.2	337	2.8	1,037	7.0
合 計	10,503	100.0	12,147	100.0	14,946	100.0

(注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

## 回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		420	2.3 %	787	4.3 %	5,188	23.5 %
海 上		151	0.9	141	0.8	82	0.4
傷 害		2	0.0	0	0.0	0	0.0
自 動 車		503	2.8	386	2.1	718	3.3
自動車損害賠償責任		16,865	93.5	16,857	91.9	15,859	72.0
そ の 他		96	0.5	167	0.9	172	0.8
合 計		18,038	100.0	18,341	100.0	22,022	100.0

(注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

## 〔未収再保険金の推移〕

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成15年度	平成16年度
年度開始時の未収再保険金		385	337
当該年度に回収できる事由が発生した額		1,199	5,353
当該年度回収等		1,248	3,549
年度末の未収再保険金	= + -	337	2,140

(注)地震保険・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

## (5) 積立保険(貯蓄型保険)の契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者様に対して、満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします(運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません)。

従いまして契約者配当金は毎月変動しますが、平成16年5月及び平成17年5月に満期を迎えた積立ファミリー交通傷害保険のご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

## 〔満期返れい金100万円の例〕

満期月 及び保険期間	払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
		平成16年5月	3年	0円	0円	0円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円
平成17年5月	3年	0円	0円	0円	0円	0円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円

## (6) 正味損害率及び正味事業費率の推移

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
正 味 損 害 率		53.89%	53.88%	63.37%
正 味 事 業 費 率		35.40%	35.14%	35.88%

(注)正味事業費率 = (保険引受に係る営業費及び一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷ 正味収入保険料

### 3 資産運用の状況

#### (1) 総資産及び運用資産の推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
		構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率
総 資 産		482,374	100.0%	485,133	100.0%	493,070	100.0%
運 用 資 産		405,667	84.1	419,943	86.6	431,478	87.5
運 用 資 産 内 訳	預 貯 金	41,769	8.7	50,564	10.4	58,107	11.8
	買入金銭債権	25,632	5.3	18,349	3.8	12,561	2.5
	金銭の信託		100.0				
	有価証券 (うち株式)	259,436 (70,580)	53.8 (14.6)	277,047 (88,375)	57.1 (18.2)	276,959 (93,962)	56.2 (19.1)
	貸付金	40,174	8.3	36,470	7.5	47,158	9.6
	土地・建物	38,654	8.0	37,512	7.8	36,692	7.4

#### (2) 利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)の推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
			利回り		利回り		利回り
預 貯 金		28	0.05%	39	0.07%	54	0.10%
買入金銭債権		171	1.78	57	0.30	40	0.47
金銭の信託		7	0.48				
有価証券 (うち株式)		5,398 (967)	2.02 (1.21)	5,195 (1,017)	2.05 (1.66)	5,462 (1,073)	2.18 (1.81)
貸付金		798	1.94	603	1.72	637	1.68
土地・建物		435	1.10	393	1.02	402	1.08
小 計		6,840	1.64	6,289	1.57	6,597	1.70
そ の 他		119		109		96	
合 計		6,959		6,398		6,694	

(注)運用資産利回り(インカム利回り)...運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

### (3) 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区 分	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り %	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り %	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り %
預 貯 金	4	57,174	0.01	43	54,891	0.08	116	53,230	0.22
買入金銭債権	228	9,661	2.36	57	18,833	0.30	40	8,554	0.47
金銭の信託	222	1,531	14.51						
有価証券	683	266,859	0.26	4,778	253,468	1.89	6,396	251,012	2.55
(うち公社債)	( 2,223)	( 90,532)	( 2.46)	( 1,361)	( 77,464)	( 1.76)	( 1,279)	( 74,488)	( 1.72)
(うち株式)	( 4,208)	( 79,989)	( 5.26)	( 1,346)	( 61,385)	( 2.19)	( 3,051)	( 59,418)	( 5.13)
(うち外国証券)	( 2,861)	( 90,702)	( 3.15)	( 1,861)	( 99,497)	( 1.87)	( 1,662)	( 93,748)	( 1.77)
(うちその他の証券)	( 193)	( 5,635)	( 3.44)	( 209)	( 15,120)	( 1.38)	( 404)	( 23,356)	( 1.73)
貸付金	798	41,082	1.94	608	35,107	1.73	671	37,981	1.77
土地・建物	435	39,731	1.10	393	38,422	1.02	402	37,392	1.08
金融派生商品	503			809			188		
その他	0			85			92		
合 計	2,430	416,039	0.58	6,775	400,722	1.69	7,530	388,171	1.94

(注) 資産運用利回り(実現利回り)... 資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標。

- ・資産運用損益(実現ベース) = 資産運用収益 + 積立保険料等運用益 - 資産運用費用 ± 特別損益のうち資産運用関連損益
- ・平均運用額(取得原価ベース) = 取得原価又は償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均。ただし、買入金銭債権は日々残高の平均)

### (4) 参考 時価総合利回り

(単位:百万円)

区 分	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り %	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り %	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り %
預 貯 金	4	57,174	0.01	43	54,891	0.08	116	53,230	0.22
買入金銭債権	21	9,911	0.22	57	18,833	0.30	40	8,554	0.47
金銭の信託	222	1,031	21.53						
有価証券	4,992	277,618	1.80	30,753	258,345	11.90	15,769	281,961	5.59
(うち公社債)	( 2,705)	( 93,663)	( 2.89)	( 187)	( 81,078)	( 0.23)	( 1,396)	( 76,927)	( 1.82)
(うち株式)	( 10,259)	( 90,365)	( 11.35)	( 26,141)	( 65,710)	( 39.78)	( 10,422)	( 88,538)	( 11.77)
(うち外国証券)	( 3,078)	( 87,953)	( 3.50)	( 3,510)	( 96,759)	( 3.63)	( 3,424)	( 92,757)	( 3.69)
(うちその他の証券)	( 517)	( 5,634)	( 9.18)	( 914)	( 14,796)	( 6.18)	( 525)	( 23,738)	( 2.21)
貸付金	798	41,082	1.94	608	35,107	1.73	671	37,981	1.77
土地・建物	435	39,731	1.10	393	38,422	1.02	402	37,392	1.08
金融派生商品	190			1,854			1,544		
その他	0			85			92		
合 計	3,808	426,549	0.89	33,795	405,599	8.33	15,547	419,120	3.71

(注) 時価総合利回り... 時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・資産運用損益等(時価ベース) = (資産運用収益 + 積立保険料等運用益 - 資産運用費用 ± 特別損益のうち資産運用関連損益) + (当期末評価差額(\*) - 前期末評価差額(\*) + 繰延ヘッジ損益増減)
- ・平均運用額(時価ベース) = 取得原価又は償却原価による平均残高 + その他有価証券に係る前期末評価差額(\*) + 売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(\*) 税効果控除前の金額によっています。

## (5) 海外投融資残高の内訳と利回りの推移

(単位:百万円)

区 分		平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
			構成比		構成比		構成比
外貨建	外国公社債	21,374	23.5	22,797	25.7	26,981	30.6
	外国株式	638	0.7	638	0.7		
	その他	7,687	8.5	7,395	8.4	7,236	8.2
	計	29,700	32.7	30,831	34.8	34,218	38.8
円貨建	非居住者貸付	1,465	1.6	1,265	1.4	525	0.6
	外国公社債	39,643	43.7	35,629	40.2	26,465	30.0
	その他	20,023	22.0	20,906	23.6	27,046	30.6
	計	61,132	67.3	57,800	65.2	54,037	61.2
合 計		90,832	100.0	88,632	100.0	88,255	100.0
インカム利回り		2.79%		2.77%		2.96%	
実現利回り		3.33%		1.91%		1.84%	
時価総合利回り		3.07%		4.64%		2.29%	

- (注) 1. 外貨建及び円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。  
 2. インカム利回り... 利息・配当金収入から示す利回り  
 3. 実現利回り、時価総合利回り... P.46(3)(4)をご参照ください。

## (6) 公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区 分		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
			構成比		構成比		構成比
公 社 債	国 債	751	59.8	715	50.9	541	36.9
	地 方 債	86	6.8				
	公 社・公 団 債	3	0.3	17	1.3	14	1.0
	小 計	840	66.9	733	52.2	556	37.9
貸 付	公 共 団 体			148	10.5		
	公 社・公 団	416	33.1	523	37.3	911	62.1
	小 計	416	33.1	671	47.8	911	62.1
合 計		1,256	100.0	1,404	100.0	1,467	100.0

(7)各種ローン金利

(単位:%)

貸出の種類		利 率											
平成15年度	一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	平成15年 4月1日	平成15年 4月10日	平成15年 5月9日	平成15年 6月10日	平成15年 7月10日	平成15年 8月8日	平成15年 9月10日	平成15年 10月10日	平成15年 11月11日	平成15年 12月10日	平成16年 2月10日	平成16年 3月10日
		1.50	1.40	1.35	1.25	1.60	1.50	1.85	1.65	1.80	1.70	1.60	1.65
平成15年度	消費者ローン	平成15年 4月1日			平成15年 6月5日						平成15年 12月5日		
		5.46			5.26						5.61		
平成16年度	一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	平成16年 4月1日	平成16年 4月9日		平成16年 6月10日	平成16年 7月9日	平成16年 8月10日	平成16年 9月10日			平成16年 12月10日		平成17年 3月10日
		1.65	1.70		1.90	1.80	1.75	1.70			1.55		1.65
平成16年度	消費者ローン	平成16年 4月1日			平成16年 6月7日						平成16年 12月6日		
		5.61			5.41						5.46		

(8)公共債窓販状況

該当ありません。

## 4 特別勘定に関する指標

(1)特別勘定資産残高

該当ありません。

(2)特別勘定資産

該当ありません。

(3)特別勘定の運用収支

該当ありません。

## 5 ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
(A)ソルベンシー・マージン総額		134,830	160,233	177,496
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額を除く)		52,632	49,385	61,424
価格変動準備金		191	2,473	2,876
異常危険準備金		60,235	64,764	61,881
一般貸倒引当金		418	253	174
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		4,607	27,985	36,420
土地の含み損益		1,399	877	2,126
負債性資本調達手段等				
控除項目				
その他		15,343	16,249	16,845
(B)リスクの合計額		31,874	31,717	31,955
$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2 + R_4 + R_5}$				
一般保険リスク( $R_1$ )		8,520	7,950	7,710
予定利率リスク( $R_2$ )		224	196	187
資産運用リスク( $R_3$ )		12,325	13,666	14,150
経営管理リスク( $R_4$ )		740	736	739
巨大災害リスク( $R_5$ )		15,964	15,000	14,935
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B) × 1/2}] × 100		846.0%	1,010.4%	1,110.9%

(注)上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

### ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返れい金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上記の表(C))です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を(一般保険リスク) 除く)

予定利率上の危険：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生(予定利率リスク) し得る危険

資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等(資産運用リスク)

経営管理上の危険：業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び 以外のもの(経営管理リスク)

巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険(巨大災害リスク)

「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

# 経理の状況

- (1) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書について、中央青山監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。
- (2) 証券取引法第193条の2の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書について、中央青山監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

## 1 計算書類

### (1) 貸借対照表

(単位:百万円)

年 度 科 目	平成15年度 (平成16年3月31日現在)	平成16年度 (平成17年3月31日現在)	年 度 科 目	平成15年度 (平成16年3月31日現在)	平成16年度 (平成17年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	50,730	58,282	保険契約準備金	384,553	372,212
現 金	166	174	支 払 備 金	41,106	40,473
預 貯 金	50,564	58,107	責 任 準 備 金	343,446	331,739
買入金銭債権	18,349	12,561	転 換 社 債	9,737	9,736
有 価 証 券	277,047	276,959	そ の 他 負 債	15,298	16,578
国 債	25,193	20,581	共 同 保 険 借	578	556
地 方 債	1,742	1,455	再 保 険 借	5,892	6,072
社 債	54,021	49,191	外 国 再 保 険 借	1,505	1,810
株 式	88,375	93,962	借 入 金	0	
外 国 証 券	86,589	87,010	未 払 法 人 税 等	971	2,199
そ の 他 の 証 券	21,124	24,758	預 り 金	537	674
貸 付 金	36,470	47,158	前 受 収 益	82	60
保 険 約 款 貸 付	998	856	未 払 金	1,572	1,129
一 般 貸 付	35,472	46,301	仮 受 金	2,942	3,110
不 動 産 及 び 動 産	39,322	38,392	金 融 派 生 商 品	209	355
土 地	21,087	21,032	繰 延 ヘ ッ ジ 利 益	1,002	606
建 物	16,425	15,659	そ の 他 の 負 債	2	2
動 産	1,810	1,700	退 職 給 付 引 当 金	2,025	2,456
そ の 他 資 産	41,368	41,517	賞 与 引 当 金	707	658
未 収 保 険 料	37	33	価 格 変 動 準 備 金	2,473	2,876
代 理 店 貸	9,619	9,405	負 債 の 部 合 計	414,795	404,518
共 同 保 険 貸	507	491	(資本の部)		
再 保 険 貸	6,706	6,334	資 本 金	15,634	15,635
外 国 再 保 険 貸	2,431	3,230	資 本 剰 余 金	7,866	11,747
未 収 金	3,111	3,245	資 本 準 備 金	7,865	7,865
未 収 収 益	740	707	そ の 他 資 本 剰 余 金	1	3,882
預 託 金	1,650	1,425	(自己株式処分差益)	( 1)	( 3,882)
地 震 保 険 預 託 金	8,003	8,466	利 益 剰 余 金	34,688	36,233
仮 払 金	3,566	3,564	利 益 準 備 金	4,635	4,935
金 融 派 生 商 品	927	233	任 意 積 立 金	25,806	27,093
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失	283	1,242	( 特 別 準 備 金 )	( 2,100)	( 19,840)
そ の 他 の 資 産	3,783	3,136	( 配 当 引 当 積 立 金 )	( 5,400)	( 5,700)
繰 延 税 金 資 産	22,458	19,047	( 退 職 慰 労 積 立 金 )	( 640)	( )
貸 倒 引 当 金	614	848	( 特 別 危 険 積 立 金 )	( 16,100)	( )
			( 不 動 産 圧 縮 積 立 金 )	( 1,566)	( 1,553)
			当 期 未 処 分 利 益	4,246	4,204
			( 当 期 純 利 益 )	( 3,010)	( 2,659)
			株 式 等 評 価 差 額 金	19,838	25,818
			自 己 株 式	7,689	882
			資 本 の 部 合 計	70,338	88,551
資 産 の 部 合 計	485,133	493,070	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	485,133	493,070

平成16年度の注記事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
  - (1)子法人等株式及び関連法人等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っています。
  - (2)その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。  
なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
  - (3)その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っています。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
3. 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法により行っています。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
5. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。  
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部及び審査所管部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。なお、当該部署から独立した検査部が資産の自己査定結果を監査しています。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。  
なお、一時費用処理を行った退職給付信託への資産の時価による拠出額控除後の会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しています。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしています。  
上記のほか、役員の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当期末の要支給額403百万円を退職給付引当金に含めて計上しています。  
(会計方針の変更)  
当期より「退職給付に係る会計基準の一部改正(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「退職給付に係る会計基準の一部改正に関する適用指針(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)が、平成17年3月31日に終了する会計年度に係る財務諸表から適用できることに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用しています。これにより、経常利益及び税引前当期純利益は、92百万円それぞれ増加しています。
7. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しています。
8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
9. 外貨建債券取得に係る為替リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引について繰延ヘッジ処理を適用しています。ヘッジ手段に係る利益は繰延ヘッジ利益として、ヘッジ手段に係る損失は繰延ヘッジ損失として表示しています。
10. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
12. 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法により行っています。
13. (1)貸付金のうち、破綻先債権額は200百万円、延滞債権額は98百万円です。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
- (2)貸付金のうち、3か月以上延滞債権に該当するものはありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (3)貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は188百万円です。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (4)破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は487百万円です。

14. 貸付金のうち、ローン・パーティシペーション契約における参加利益の購入を債権譲渡を受けたものとして取り扱い、原債務者に対する貸付債権として会計処理した参加元本金額の期末残高の総額は1,000百万円です。
15. 不動産及び動産の減価償却累計額は22,647百万円、圧縮記帳額は6,209百万円です。
16. 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産の額は25,636百万円です。
17. 子会社に対する金銭債権総額は207百万円、金銭債務総額は82百万円です。
18. 子会社株式の額は3,580百万円です。
19. 担保に供している資産は、預貯金1,061百万円です。これは、信用状発行の目的により差し入れているものです。
20. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、株式に31百万円含まれています。

21. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	37,552百万円
同上に係る出再支払備金	2,405百万円
差引(イ)	35,147百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	5,325百万円
計(イ+口)	40,473百万円

22. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	120,518百万円
同上に係る出再責任準備金	10,444百万円
差引(イ)	110,073百万円
払戻積立金(出再責任準備金控除前)	115,364百万円
同上に係る出再責任準備金	0百万円
差引(ロ)	115,364百万円
その他の責任準備金(ハ)	106,301百万円
計(イ+ロ+ハ)	331,739百万円

23. 貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は6,239百万円です。

24. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 退職給付債務及びその内訳

イ. 退職給付債務	22,073百万円
ロ. 年金資産	9,082百万円
ハ. 退職給付信託	12,641百万円
ニ. 未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	349百万円
ホ. 未認識数理計算上の差異	1,754百万円
ヘ. 未認識過去勤務債務	1,103百万円
ト. 貸借対照表計上額の純額(ニ+ホ+ヘ)	301百万円
チ. 前払年金費用	2,354百万円
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	2,052百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	2.0%
過去勤務債務の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年
会計基準変更時差異の処理年数	5年

(3) 退職一時金制度、適格退職年金制度及び自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金	適格退職年金	自社年金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	5,705	109	5,466	11,062
退職給付信託の年金資産	3,652	1,726	5,984	11,364
退職給付引当金(純額)	2,052			2,052
前払年金費用(純額)		1,835	518	2,354

25. 繰延税金資産の総額は36,132百万円、繰延税金負債の総額は16,805百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は280百万円です。

繰延税金資産の発生の主原因別の内訳は、責任準備金27,122百万円、退職給付引当金4,011百万円、有価証券評価損1,527百万円、ソフトウェア1,044百万円及び価格変動準備金1,041百万円です。

繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金14,649百万円です。

26. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## (2) 損益計算書

(単位:百万円)

区 分	年 度 科 目	平成15年度	平成16年度	
		(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)	(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)	
		金 額	金 額	
経 常 の 部	経 常 収 益	182,724	183,689	
	保 険 引 受 収 益	174,599	176,961	
	正 味 収 入 保 険 料	149,422	144,962	
	収 入 積 立 保 険 料	16,422	16,311	
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	3,415	3,296	
	支 払 備 金 戻 入 額	1,545	633	
	責 任 備 金 戻 入 額	3,779	11,707	
	為 替 差 益		42	
	そ の 他 保 険 引 受 収 益	12	7	
	資 産 運 用 収 益	7,043	6,010	
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	6,398	6,694	
	有 価 証 券 売 却 益	2,978	2,364	
	有 価 証 券 償 還 益	241	45	
	金 融 派 生 商 品 収 益	809		
	為 替 差 益		90	
	そ の 他 運 用 収 益	31	113	
	積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	3,415	3,296	
	そ の 他 経 常 収 益	1,081	717	
	損 益 の 部	経 常 費 用	173,904	178,435
		保 険 引 受 費 用	142,284	148,499
正 味 支 払 保 険 金		73,327	84,529	
損 害 調 査 費		7,181	7,326	
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		26,420	25,648	
満 期 返 戻 金		35,155	30,884	
契 約 者 配 当 金		13	9	
為 替 差 損		91		
そ の 他 保 険 引 受 費 用		94	100	
資 産 運 用 費 用		3,683	1,776	
有 価 証 券 売 却 損		1,801	1,142	
有 価 証 券 評 価 損		1,766	19	
有 価 証 券 償 還 損		34	388	
金 融 派 生 商 品 費 用			188	
為 替 差 損		6		
そ の 他 運 用 費 用		75	36	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		27,438	27,613	
そ の 他 経 常 費 用		497	545	
支 払 利 息		137	73	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額			283	
貸 倒 損 失	0			
そ の 他 の 経 常 費 用	359	188		
経 常 利 益	8,819	5,254		
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	525	1,495	
	不 動 産 動 産 処 分 益	525	1,495	
	特 別 損 失	4,279	1,996	
	不 動 産 動 産 処 分 損	174	270	
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	2,281	403	
	不 動 産 評 価 損	212	1	
	退 職 給 付 会 計 基 準 変 更 時 差 異 償 却	1,320	1,320	
そ の 他 特 別 損 失	290			
法 人 税 等 調 整 額	税 引 前 当 期 純 利 益	5,065	4,753	
	法 人 税 及 び 住 民 税	680	2,074	
	法 人 税 等 調 整 額	1,373	18	
当 期 純 利 益	3,010	2,659		
前 当 期	前 期 繰 越 利 益	1,235	1,544	
	当 期 未 処 分 利 益	4,246	4,204	

平成16年度の注記事項

1. 子会社との取引による収益総額は551百万円、費用総額は4,973百万円です。

2.(1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	171,393百万円
支払再保険料	26,431百万円
差引	144,962百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	106,552百万円
回収再保険金	22,022百万円
差引	84,529百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	26,743百万円
出再保険手数料	1,094百万円
差引	25,648百万円

(4) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	54百万円
買入金銭債権利息	40百万円
有価証券利息・配当金	5,462百万円
貸付金利息	637百万円
不動産賃貸料	402百万円
その他利息・配当金	96百万円
計	6,694百万円

3. 金融派生商品費用中の評価損益は339百万円の損です。

4. 1株当たりの当期純利益は16円79銭です。

算定上の基礎である当期純利益は2,659百万円、このうち普通株主に帰属しないものはありません。普通株主に係る当期純利益は2,659百万円、普通株式の期中平均株式数は158,408千株です。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費並びに特別損失中の退職給付会計基準変更時差異償却に計上した退職給付費用は2,580百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	706百万円
利息費用	461百万円
期待運用収益	170百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	1,320百万円
数理計算上の差異の費用処理額	392百万円
過去勤務債務の費用処理額	129百万円
計	2,580百万円

6. 当期における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は44.0%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額5.7%、受取配当等の益金不算入額 4.4%、交際費等の損金不算入額5.1%、住民税均等割等2.8%です。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	
	平成15年度 (平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)	平成16年度 (平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)
	金 額	金 額
.営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	5,065	4,753
減価償却費	1,909	1,810
支払備金の増加額	1,545	633
責任準備金の増加額	3,779	11,707
貸倒引当金の増加額	205	283
退職給付引当金の増加額	709	431
賞与引当金の増加額	96	48
価格変動準備金の増加額	2,281	403
利息及び配当金収入	6,398	6,694
有価証券関係損益( )	382	260
支払利息	137	73
為替差損益( )	3	82
不動産動産関係損益( )	138	1,223
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額	1,250	233
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額	144	305
その他	995	136
小 計	1,090	12,685
利息及び配当金の受取額	6,726	6,698
利息の支払額	137	73
法人税等の支払額	40	828
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,457	6,888
.投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増加額	65	482
買入金銭債権の取得による支出	54,270	31,274
買入金銭債権の売却・償還による収入	46,258	37,061
有価証券の取得による支出	112,093	113,910
有価証券の売却・償還による収入	119,903	123,600
貸付けによる支出	15,950	29,245
貸付金の回収による収入	19,668	18,558
小 計	3,582	5,271
( + )	( 9,040)	( 1,617)
不動産及び動産の取得による支出	909	978
不動産及び動産の売却による収入	781	1,691
その他	788	695
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,242	5,288
.財務活動によるキャッシュ・フロー		
転換社債の償還による支出	9,726	0
自己株式の取得による支出	5,152	3,175
自己株式の売却による収入		13,862
配当金の支払額	1,242	1,111
その他	5	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,115	9,575
.現金及び現金同等物に係る換算差額	9	58
.現金及び現金同等物の増加額	6,405	8,034
.現金及び現金同等物期首残高	53,787	47,382
.現金及び現金同等物期末残高	47,382	55,416

平成16年度の注記事項

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資から構成されています。

2. (1)現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成17年3月31日現在)

現金及び預貯金	58,282百万円
買入金銭債権	12,561百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	6,865百万円
現金同等物以外の買入金銭債権	8,562百万円
現金及び現金同等物	55,416百万円

(2)投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

(表示方法の変更)

前期において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「自己株式の売却による収入」(9百万円)は重要性が増加したため、当期より区分掲記しています。

(4)貸借対照表の推移

(単位:百万円)

科 目		平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
資 産 の 部	現金及び預貯金	41,907	50,730	58,282
	買入金銭債権	25,632	18,349	12,561
	有価証券	259,436	277,047	276,959
	貸付金	40,174	36,470	47,158
	不動産及び動産	40,620	39,322	38,392
	その他資産	42,360	41,368	41,517
	繰延税金資産	33,235	22,458	19,047
	貸倒引当金	992	614	848
資産の部合計		482,374	485,133	493,070
負 債 及 び 資 本 の 部	保険契約準備金	389,878	384,553	372,212
	転換社債	19,463	9,737	9,736
	その他負債	13,771	15,298	16,578
	退職給付引当金	1,316	2,025	2,456
	賞与引当金	611	707	658
	価格変動準備金	191	2,473	2,876
負債の部合計		425,232	414,795	404,518
資 本 の 部	資本金	15,634	15,634	15,635
	資本剰余金	7,865	7,866	11,747
	利益剰余金	32,920	34,688	36,233
	当期純利益	(2,317)	(3,010)	(2,659)
	株式等評価差額金	3,266	19,838	25,818
	自己株式	2,544	7,689	882
	資本の部合計		57,141	70,338
負債及び資本の部合計		482,374	485,133	493,070

## (5) 損益計算書の推移

(単位:百万円)

区分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
経常損益の部	経常収益	193,492	182,724	183,689
	保険引受収益	183,809	174,599	176,961
	正味収入保険料	149,067	149,422	144,962
	収入積立保険料	19,599	16,422	16,311
	積立保険料等運用益	3,692	3,415	3,296
	支払備金戻入額		1,545	633
	責任準備金戻入額	11,433	3,779	11,707
	その他保険引受収益	17	12	50
	資産運用収益	8,502	7,043	6,010
	利息及び配当金収入	6,952	6,398	6,694
	有価証券売却益	4,640	2,978	2,364
	その他運用収益	602	1,082	248
	積立保険料等運用益振替	3,692	3,415	3,296
	その他経常収益	1,179	1,081	717
	経常費用	188,642	173,904	178,435
	保険引受費用	150,827	142,284	148,499
	正味支払保険金	72,980	73,327	84,529
	損害調査費	7,356	7,181	7,326
	諸手数料及び集金費	27,571	26,420	25,648
	満期返戻金	41,951	35,155	30,884
契約者配当金	8	13	9	
支払備金繰入額	845			
その他保険引受費用	112	185	100	
資産運用費用	10,429	3,683	1,776	
有価証券売却損	3,139	1,801	1,142	
有価証券評価損	6,219	1,766	19	
その他運用費用	1,071	115	614	
営業費及び一般管理費	26,614	27,438	27,613	
その他経常費用	770	497	545	
経常利益	4,849	8,819	5,254	
特別損益の部	特別利益	1,036	525	1,495
	不動産動産処分益	351	525	1,495
	価格変動準備金戻入額	19		
	その他特別利益	665		
	特別損失	1,864	4,279	1,996
	不動産動産処分損	239	174	270
	価格変動準備金繰入額		2,281	403
その他特別損失	1,625	1,824	1,321	
税引前当期純利益	4,021	5,065	4,753	
法人税及び住民税	302	680	2,074	
法人税等調整額	1,401	1,373	18	
当期純利益	2,317	3,010	2,659	
前期繰越利益	1,372	1,235	1,544	
当期末処分利益	3,689	4,246	4,204	

(6) 利益処分推移

(単位:百万円)

科 目 \ 年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
当 期 未 処 分 利 益	3,689	4,246	4,204
任 意 積 立 金 取 崩 額	66	16,753	11
計	3,755	20,999	4,216
利 益 処 分 額	2,519	19,454	2,664
利 益 準 備 金	300	300	300
株 主 配 当 金	1,242	1,114	1,308
任 意 積 立 金	977	18,040	1,055
次 期 繰 越 利 益	1,235	1,544	1,552

(7) 1株当たり配当金等の推移

項 目 \ 年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1 株 当 た り 配 当 金	7円00銭	7円00銭	7円00銭
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	12円56銭	17円76銭	16円79銭
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 た り 当 期 純 利 益	10円33銭	14円23銭	14円83銭
配 当 性 向	55.7%	39.4%	41.7%
1 株 当 た り 純 資 産 額	321円88銭	441円76銭	473円57銭
従 業 員 一 人 当 た り 総 資 産	213百万円	206百万円	197百万円

(注) 1株当たり当期純利益は  $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均発行済株式の総数(加重平均)}} \times 100$  により算出しています。

( )期中平均発行済株式の総数は、平成14年度は184,427千株、平成15年度は169,506千株、平成16年度は158,408千株です。

## 2 資産の明細

### (1) 現金及び預貯金の内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
		構成比		構成比		構成比
現 金	137	0.3	166	0.3	174	0.3
預 貯 金	41,769	99.7	50,564	99.7	58,107	99.7
(郵便振替・郵便貯金)	( 388)	( 0.9)	( 412)	( 0.8)	( 593)	( 1.0)
(当座預金)	( 633)	( 1.5)	( 710)	( 1.4)	( 925)	( 1.6)
(普通預金)	( 28,673)	( 68.4)	( 38,091)	( 75.1)	( 45,935)	( 78.8)
(通知預金)	( 4,040)	( 9.7)	( 3,520)	( 6.9)	( 3,200)	( 5.5)
(定期預金)	( 7,034)	( 16.8)	( 6,530)	( 12.9)	( 6,152)	( 10.6)
(譲渡性預金)	( 1,000)	( 2.4)	( 1,300)	( 2.6)	( 1,300)	( 2.2)
合 計	41,907	100.0	50,730	100.0	58,282	100.0

### (2) 商品有価証券

該当ありません。

### (3) 商品有価証券平均残高及び売買高

該当ありません。

### (4) 保有有価証券の内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
		構成比		構成比		構成比
国 債	27,250	10.5	25,193	9.1	20,581	7.4
地 方 債	2,128	0.8	1,742	0.6	1,455	0.5
社 債	65,934	25.4	54,021	19.5	49,191	17.8
株 式	70,580	27.2	88,375	31.9	93,962	33.9
外 国 証 券	88,980	34.3	86,589	31.3	87,010	31.4
そ の 他 の 証 券	4,561	1.8	21,124	7.6	24,758	9.0
合 計	259,436	100.0	277,047	100.0	276,959	100.0

(5) 保有有価証券利回りの内訳と推移

区 分		平 成 14 年 度	平 成 15 年 度	平 成 16 年 度
インカム利回り	公 社 債	2.19 %	1.67 %	1.61 %
	株 式 債	1.21	1.66	1.81
	外 国 証 券	2.65	2.76	2.96
	そ の 他	0.78	0.95	1.78
	合 計	2.02	2.05	2.18
実現利回り	公 社 債	2.46 %	1.76 %	1.72 %
	株 式 債	5.26	2.19	5.13
	外 国 証 券	3.15	1.87	1.77
	そ の 他	3.44	1.38	1.73
	合 計	0.26	1.89	2.55
時価総合利回り	公 社 債	2.89 %	0.23 %	1.82 %
	株 式 債	11.35	39.78	11.77
	外 国 証 券	3.50	3.63	3.69
	そ の 他	9.18	6.18	2.21
	合 計	1.80	11.90	5.59

(注) 1. インカム利回り ... 利息・配当金収入から示す利回り  
 2. 実現利回り、時価総合利回り ... P.4(3)4 をご参照ください。

(6) 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		期 間	1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	10 年 超 期 間 の 定 め の な い も の を 含 む	合 計
平成 15 年 度 末	国 債		2,321	6,163	2,549		2,091	12,067	25,193
	地 方 債		41	920	558	198	22		1,742
	社 債		8,395	18,060	10,523	5,872	2,954	8,215	54,021
	株 式 債							88,375	88,375
	外 国 証 券		5,999	23,754	9,660	19,842	5,451	21,881	86,589
	そ の 他 の 証 券		23	666	1,796	140	4,637	13,860	21,124
	合 計		16,782	49,565	25,088	26,054	15,157	144,400	277,047
平成 16 年 度 末	国 債		6,130	50	1,021		1,018	12,360	20,581
	地 方 債		169	734	520	30			1,455
	社 債		7,094	16,020	10,846	6,897		8,331	49,191
	株 式 債							93,962	93,962
	外 国 証 券		8,724	14,235	18,126	22,192	9,297	14,434	87,010
	そ の 他 の 証 券		618	685	1,010	1,088	3,853	17,501	24,758
	合 計		22,736	31,727	31,526	30,208	14,169	146,591	276,959

(7) 保有株式の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成14年度末			平成15年度末			平成16年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
金 融 保 険 業	67,442	25,326	35.9	65,690	28,797	32.6	63,285	30,155	32.1
陸 運 業	25,009	8,246	11.7	20,223	8,030	9.1	20,066	8,669	9.2
商 業	24,214	6,719	9.5	13,120	9,217	10.4	13,496	8,544	9.1
電 気 ・ ガ ス 業	2,920	5,131	7.2	2,921	5,623	6.4	2,921	6,265	6.7
輸 送 用 機 器	9,775	3,230	4.6	9,722	4,874	5.5	9,735	5,632	6.0
鉄 鋼	22,121	1,665	2.6	21,640	4,441	5.0	21,573	4,981	5.3
食 料 品	6,707	3,381	4.8	6,127	4,310	4.9	6,127	4,759	5.1
建 設 業	10,014	2,804	4.0	9,900	4,123	4.7	10,005	4,723	5.0
機 械	13,625	2,361	3.3	13,616	4,108	4.6	13,618	4,565	4.9
金 属 製 品	3,929	1,328	1.8	3,914	2,351	2.7	3,914	2,731	2.9
そ の 他	25,935	10,384	14.6	23,119	12,498	14.1	22,500	12,932	13.7
合 計	211,696	70,580	100.0	189,997	88,375	100.0	187,246	93,962	100.0

(注)1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業及び小売業は商業として、銀行業、保険業及びその他金融業は金融保険業として記載しています。

(8) 貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	期 間	期間						期間の定め のないもの	合 計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
平成 15 年度末	貸 付 金	6,615	12,062	2,296	2,262	6,039	5,194	1,000	35,472
	変 動 金 利	2,111	6,659	592	1,823	5,498	1,893	1,000	19,578
	固 定 金 利	4,504	5,403	1,703	439	541	3,301		15,893
	うち国内企業向け	5,673	11,186	1,370	1,575	5,560	1,370	1,000	27,736
	変 動 金 利	1,987	6,659	591	1,319	5,460	1,370	1,000	18,387
	固 定 金 利	3,686	4,527	778	256	100			9,349
	う ち そ の 他	942	876	926	687	479	3,824		7,735
	変 動 金 利	124		1	504	37	523		1,191
	固 定 金 利	817	876	924	183	441	3,301		6,544
	平成 16 年度末	貸 付 金	9,400	16,880	4,995	5,130	3,424	5,469	1,000
変 動 金 利		4,253	10,807	3,107	4,212	2,849	2,512	1,000	28,743
固 定 金 利		5,147	6,073	1,887	918	575	2,957		17,558
うち国内企業向け		9,242	16,200	4,215	4,424	2,815	2,002	1,000	39,901
変 動 金 利		4,253	10,806	3,107	3,690	2,815	2,002	1,000	27,676
固 定 金 利		4,989	5,393	1,107	734				12,225
う ち そ の 他		157	680	779	705	609	3,467		6,400
変 動 金 利			0		522	34	509		1,067
固 定 金 利		157	679	779	183	575	2,957		5,333

(注)約款貸付は含みません。

(9) 貸付金担保別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
		構成比		構成比		構成比
担 保 貸 付	3,734	9.3 %	5,773	15.8 %	6,145	13.0 %
有価証券担保貸付	445	1.1	554	1.5	823	1.7
不動産・動産・財団担保貸付	3,289	8.2	5,218	14.3	5,233	11.1
指名債権担保貸付					89	0.2
保 証 貸 付	9,017	22.4	8,272	22.7	6,864	14.6
信 用 貸 付	25,702	64.0	20,701	56.8	32,221	68.3
そ の 他	505	1.3	725	2.0	1,070	2.3
一 般 貸 付 計	38,961	97.0	35,472	97.3	46,301	98.2
約 款 貸 付	1,213	3.0	998	2.7	856	1.8
合 計	40,174	100.0	36,470	100.0	47,158	100.0
(うち劣後特約貸付)	( 6,500)	( 16.2)	( 6,500)	( 17.8)	( 7,000)	( 14.8)

(10) 貸付金使途別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
		構成比		構成比		構成比
設 備 資 金	6,732	16.8 %	7,645	21.0 %	9,684	20.5 %
運 転 資 金	33,442	83.2	28,824	79.0	37,473	79.5
合 計	40,174	100.0	36,470	100.0	47,158	100.0

(11) 貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
		構成比		構成比		構成比
農 林 ・ 水 産 業	1,000	2.5 %		%		%
鉱 業						
建 設 業	513	1.3	32	0.1	1,022	2.2
製 造 業	2,251	5.6	1,961	5.4	3,078	6.5
卸 ・ 小 売 業	1,003	2.5	3,477	9.5	6,535	13.8
金 融 ・ 保 険 業	18,742	46.6	16,245	44.5	17,541	37.2
不 動 産 業	1,034	2.6	1,200	3.3	5,551	11.8
情 報 通 信 業						
運 輸 業	10	0.0	8	0.0	6	0.0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	2,164	5.4	1,843	5.1	1,793	3.8
サ ー ビ ス 業 等	4,239	10.5	2,222	6.1	3,301	7.0
そ の 他	7,500	18.7	7,757	21.3	6,400	13.6
(うち個人住宅・消費者ローン)	( 5,941)	( 14.8)	( 6,416)	( 17.6)	( 5,811)	( 12.3)
小 計	38,459	95.7	34,748	95.3	45,231	95.9
公 共 団 体			148	0.4	135	0.3
公 社 ・ 公 団	501	1.3	575	1.6	934	2.0
約 款 貸 付	1,213	3.0	998	2.7	856	1.8
合 計	40,174	100.0	36,470	100.0	47,158	100.0

(注)業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

(12) 貸付金企業規模別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
		構成比		構成比		構成比
大 企 業	27,308	70.1%	23,532	66.4%	31,083	67.1%
中 堅 企 業	1,500	3.9	1,679	4.7	5,801	12.6
中 小 企 業	2,651	6.8	2,354	6.6	2,880	6.2
そ の 他	7,500	19.2	7,905	22.3	6,536	14.1
一 般 貸 付 計	38,961	100.0	35,472	100.0	46,301	100.0

- (注)1.大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。  
 2.中堅企業とは1の「大企業」及び3の「中小企業」以外の企業をいいます。  
 3.中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます)。  
 4.その他とは非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等です。

(13) 貸付金地域別内訳の推移

(単位:百万円)

区 分	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末		
		構成比		構成比		構成比	
国 内	首 都 圏	24,160	73.2%	21,866	75.3%	34,749	85.8%
	近 畿 圏	1,299	4.0	1,058	3.6	504	1.3
	上記以外の地域	6,084	18.4	4,861	16.7	4,707	11.6
	国 内 計	31,545	95.6	27,786	95.6	39,962	98.7
海 外 計	1,465	4.4	1,265	4.4	525	1.3	
合 計	33,010	100.0	29,051	100.0	40,487	100.0	

- (注)1.個人ローン・約款貸付等は含みません。  
 2.国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

(14) 住宅関連融資の推移

(単位:百万円)

区 分	平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末	
		構成比		構成比		構成比
個人向ローン 地方住宅供給公社貸付	516	100.0%	464	100.0%	422	100.0%
合 計	516 ( 1.3%)	100.0	464 ( 1.3%)	100.0	422 ( 0.9%)	100.0
総 貸 付 残 高	40,174		36,470		47,158	

- (注)「合計」欄の( )内は総貸付残高に対する比率です。

## (15) リスク管理債権の推移

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
破綻先債権額			200
延滞債権額	6	4	98
3ヵ月以上延滞債権額			
貸付条件緩和債権額	1,616	413	188
合 計	1,622	418	487
貸付金残高に対する比率	4.0%	1.1%	1.0%
(参考)貸付金残高	40,174	36,470	47,158

(注)各債権の定義は次のとおりです。

### (1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

### (2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

### (3) 3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

### (4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金については、該当ありません。

## (16) 債務者区分に基づいて区分された債権の推移

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	185	4	298
危険債権	878		
要管理債権	558	413	188
正常債権	38,669	36,215	46,866
合 計	40,292	36,633	47,353

(注)上記の表は、債務者区分による開示情報(保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ハに規定する開示)に基づき、貸付金・貸付有価証券、及びそれらに準ずる未収利息・仮払金を基礎として区分しています。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。

(3) 要管理債権とは、要管理先に対する債権のうち3ヵ月以上延滞貸付金(元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金)です。但し上記(1)(2)に掲げる貸付金を除きます。

(4) 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)(2)(3)及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

## (17) 資産の自己査定結果

当社が保有する貸付金・有価証券等の各資産について資産の健全性維持を目的として、合理的かつ客観的な査定基準を策定し、適正な償却及び引当金の計上を行っています。なお、平成16年度末において 分類資産については、その全額について償却または引当を行っています。

平成15年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	非分類資産 ( 分類 )	分 類 資 産				合 計
		分類	分類	分類	計	
貸 付 金	34,705	1,761		4	1,765	36,470
有 価 証 券	276,842	205		1,863	2,068	278,911
不動産及び動産	38,996	326		212	539	39,535
そ の 他	132,196	354	13	428	795	132,992
合 計	482,740	2,647	13	2,508	5,169	487,909

平成16年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	非分類資産 ( 分類 )	分 類 資 産				合 計
		分類	分類	分類	計	
貸 付 金	46,307	552		298	851	47,158
有 価 証 券	276,649	309		19	329	276,979
不動産及び動産	37,989	403		1	404	38,393
そ の 他	130,843	189	3	405	599	131,442
合 計	491,789	1,455	3	725	2,184	493,973

(注)1. 資産の自己査定結果における各分類債権の意義は次のとおりです。

(1) 非分類( 分類 )資産

回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。

(2) 分類資産

債権確保上の諸条件が満身に満たされていないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常  
の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。

(3) 分類資産

最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資  
産です。

(4) 分類資産

回収不能又は無価値と判定される資産です。

2. 各欄の金額は、自己査定による償却及び評価損計上実施前の残高を表示しています。

## (18) 不動産及び動産明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
土 地	21,495	21,087	21,032
営 業 用	19,254	19,694	19,875
賃 貸 用	2,240	1,392	1,156
建 物	17,159	16,425	15,659
営 業 用	14,902	14,293	14,051
賃 貸 用	2,257	2,131	1,607
土地・建物合計	38,654	37,512	36,692
営 業 用	34,157	33,988	33,927
賃 貸 用	4,497	3,523	2,764
建設仮勘定			
営 業 用			
賃 貸 用			
不 動 産 計	38,654	37,512	36,692
営 業 用	34,157	33,988	33,927
賃 貸 用	4,497	3,523	2,764
動 産	1,966	1,810	1,700
合 計	40,620	39,322	38,392

## (19) その他資産明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
未 収 保 険 料	49	37	33
代 理 店 貸	9,855	9,619	9,405
共 同 保 険 貸	539	507	491
再 保 険 貸	7,456	6,706	6,334
外 国 再 保 険 貸	2,086	2,431	3,230
未 収 金	3,224	3,111	3,245
未 収 収 益	764	740	707
預 託 金	1,924	1,650	1,425
地震保険預託金	7,561	8,003	8,466
仮 払 金	4,249	3,566	3,564
金融派生商品	22	927	233
繰延ヘッジ損失	326	283	1,242
その他の資産	4,299	3,783	3,136
合 計	42,360	41,368	41,517

## (20) 支払承諾の残高内訳

該当ありません。

## (21) 支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

## (22) 長期性資産

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
長 期 性 資 産	143,211	127,159	114,969

(注) 長期性資産の金額は、責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる、積立型保険の収入積立保険料等とその運用益の累積残高です。

## 3 負債・資本の明細

### (1) 保険契約準備金の推移

#### 支払備金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
火 災	4,890	4,121	5,047
海 上	761	569	452
傷 害	2,992	2,786	2,815
自 動 車	25,359	24,070	22,824
自動車損害賠償責任	3,083	4,368	5,325
そ の 他	5,563	5,190	4,007
合 計	42,652	41,106	40,473

#### 責任準備金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末
火 災	141,005	139,439	133,364
海 上	2,897	2,877	2,857
傷 害	104,655	96,051	89,465
自 動 車	41,579	40,829	38,721
自動車損害賠償責任	33,002	39,785	43,862
そ の 他	24,084	24,464	23,467
合 計	347,226	343,446	331,739

責任準備金の残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計	
平成 15 年度末	火 災	76,584	23,680	39,037	137	139,439
	海 上	417	2,459			2,877
	傷 害	4,207	6,654	84,781	408	96,051
	自 動 車	25,476	14,304	1,048		40,829
	自動車損害賠償責任	39,785				39,785
	そ の 他	13,145	8,437	2,871	10	24,464
	合 計	159,616	55,535	127,738	556	343,446
平成 16 年度末	火 災	77,750	22,006	33,460	147	133,364
	海 上	384	2,473			2,857
	傷 害	4,173	6,654	78,237	399	89,465
	自 動 車	24,909	12,940	871		38,721
	自動車損害賠償責任	43,862				43,862
	そ の 他	12,557	8,105	2,794	10	23,467
	合 計	163,637	52,179	115,364	557	331,739

〔責任準備金積立水準〕

区 分		年 度	平成15年度末	平成16年度末
積 立 方 式	標準責任準備金対象契約		標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約		平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積 立 率			100.0%	100.0%

- (注)1 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
- 2 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
- 3 積立率 = (実際に積み立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)~(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金 (保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(2) 引当金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成15年度末 残 高	平成16年度 増 加 額	平成16年度減少額		平成16年度末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	253	174		253	174	洗い替えによる取崩額
	個別貸倒引当金	360	674	49	311	674	
	特定海外債権引当勘定						
計	614	848	49	564	848		
賞 与 引 当 金	707	658	707		658		
価 格 変 動 準 備 金	2,473	403			2,876		

個別貸倒引当金における平成16年度減少額・その他のうち、18百万円が回収による取崩額、292百万円が洗い替えによる取崩額です。

(3) 貸付金償却の額

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
貸付金償却額	674		

(4) 資本金等明細表(含む利益準備金及び任意積立金)

(単位:百万円)

区 分		平成15年度末残高	平成16年度増加額	平成16年度減少額	平成16年度末残高	摘 要
資 本 金	うち既発行株	15,634	0		15,635	1
	普通株式	(189,157,000株) 15,634	( 2,475株) 0	( 株)	(189,159,475株) 15,635	2 1
	計	(189,157,000株) 15,634	( 2,475株) 0	( 株)	(189,159,475株) 15,635	
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	7,865	0		7,865	1
	(その他資本剰余金) 自己株式処分差益	1	3,880		3,882	3
	計	7,866	3,881		11,747	
利 益 準 備 金 及び任意積立金	利 益 準 備 金	4,635	300		4,935	4
	任 意 積 立 金					
	特別準備金	2,100	17,740		19,840	4
	配当引当積立金	5,400	300		5,700	"
	退職慰労積立金	640		640		"
	特別危険積立金	16,100		16,100		"
	不動産圧縮積立金	1,566		13	1,553	"
計	30,441	18,040	16,753	32,028		

- 1 当期増加額は転換社債の株式転換によるものです。
- 2 当期増加株式数は、転換社債の転換によるものです。また、平成16年度末における自己株式数は2,173,075株です。
- 3 当期増加額は自己株式の処分によるものです。
- 4 当期増加額及び減少額は、すべて前期決算の利益処分によるものです。

## 4 損益の状況

### (1) 売買目的有価証券運用益の内訳

該当ありません。

### (2) 売買目的有価証券運用損の内訳

該当ありません。

### (3) 有価証券売却益の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
国 債 等	273	399	170
株 式	2,859	2,388	2,053
外 国 証 券	1,507	150	45
そ の 他 の 証 券	0	39	95
合 計	4,640	2,978	2,364

### (4) 有価証券売却損の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
国 債 等	44	354	115
株 式	2,972	379	54
外 国 証 券	121	1,022	924
そ の 他 の 証 券		44	47
合 計	3,139	1,801	1,142

### (5) 有価証券評価損の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
国 債 等			
株 式	5,727	1,659	19
外 国 証 券	297	106	
そ の 他 の 証 券	194	0	
合 計	6,219	1,766	19

(6) 不動産・動産処分益の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
不 動 産	351	523	1,494
動 産	0	1	0
合 計	351	525	1,495

(7) 不動産・動産処分損の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
不 動 産	159	84	215
動 産	80	90	55
合 計	239	174	270

(8) 事業費(含む損害調査費)の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
人 件 費	18,547	19,064	18,927
物 件 費	13,293	13,526	14,095
税金・拠出金等	2,129	2,028	1,916
諸手数料及び集金費	27,571	26,420	25,648
合 計	61,543	61,040	60,589

(注)合計欄の金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額です。

(9) 減価償却費明細表(含む賃貸用不動産等減価償却費)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	平成16年度償却費	償却累計額	平成16年度末残高	償却累計率
建 物 (賃貸用建物)	32,018 ( 3,503)	899 ( 90)	16,359 ( 1,895)	15,659 ( 1,607)	51.09% ( 54.11%)
動 産	7,988	541	6,288	1,700	78.71%
そ の 他	1,925	373	1,301	623	67.61%
合 計	41,933	1,814	23,949	17,983	

(注)その他は、ソフトウェアについて記載しています。

## (10) リース取引

平成15年度				平成16年度																													
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																													
	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高 相当額		取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高 相当額																										
動産	119百万円	70百万円	48百万円	動産	66百万円	30百万円	36百万円																										
<p>取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48百万円</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>17百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。</p>				1年内	12百万円	1年超	36百万円	合計	48百万円	支払リース料	17百万円	減価償却費相当額	17百万円	<p>取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36百万円</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>12百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11百万円</td> </tr> </table>				1年内	12百万円	1年超	23百万円	合計	36百万円	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	12百万円	1年内	4百万円	1年超	7百万円	合計	11百万円
1年内	12百万円																																
1年超	36百万円																																
合計	48百万円																																
支払リース料	17百万円																																
減価償却費相当額	17百万円																																
1年内	12百万円																																
1年超	23百万円																																
合計	36百万円																																
支払リース料	12百万円																																
減価償却費相当額	12百万円																																
1年内	4百万円																																
1年超	7百万円																																
合計	11百万円																																

## 5 時価情報等

### (1) 有価証券に係る時価情報

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類	平成15年度末			平成16年度末			
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	63,406	66,148	2,741	60,710	63,598	2,888
	株 式	47,884	77,402	29,518	47,320	84,341	37,021
	外国証券	40,724	42,569	1,845	59,903	62,220	2,317
	そ の 他	12,804	13,389	584	13,180	13,890	709
	小 計	164,820	199,509	34,689	181,114	224,051	42,937
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	15,112	14,809	302	7,960	7,629	331
	株 式	6,879	6,481	397	6,208	5,678	530
	外国証券	42,073	39,382	2,691	22,190	20,789	1,400
	そ の 他	7,200	6,996	203	10,359	10,151	207
	小 計	71,265	67,670	3,594	46,719	44,249	2,469
合 計	236,085	267,179	31,094	227,833	268,300	40,467	

(注)「取得原価」欄には減損処理後の帳簿価額を記載しています。

前期及び当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	平成15年度			平成16年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	73,706	2,978	1,801	61,716	2,364	1,142

時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

平成15年度末	平成16年度末
1. 満期保有目的の債券 該当ありません。	1. 満期保有目的の債券 該当ありません。
2. 子会社株式及び関連会社株式 株式 83百万円 (店頭売買有価証券を除く非上場の国内株式) 外国証券(非上場の外国株式) 4,138百万円	2. 子会社株式及び関連会社株式 株式 83百万円 (非上場の国内株式) 外国証券(非上場の外国株式) 3,500百万円
3. その他有価証券 株式 4,408百万円 (店頭売買有価証券を除く非上場の国内株式) 外国証券(非上場の外国株式) 500百万円 買入金銭債権 3,999百万円 (コマーシャルペーパー) その他 738百万円	3. その他有価証券 株式 3,859百万円 (非上場の国内株式) 外国証券(非上場の外国株式) 500百万円 買入金銭債権 3,999百万円 (コマーシャルペーパー) その他 716百万円

その他有価証券のうち満期のあるものの償還予定額

(単位:百万円)

種 類	平成15年度末				平成16年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	2,321	8,713	2,091	12,067	6,130	1,072	1,018	12,360
地 方 債	41	1,479	221		169	1,255	30	
社 債	8,395	28,583	8,827	8,215	7,094	26,867	6,897	8,331
外 国 証 券	5,999	33,415	25,293	3,602	8,724	32,362	31,489	3,193
そ の 他	4,022	2,462	4,778		4,618	1,696	4,941	
合 計	20,781	74,653	41,212	23,884	26,735	63,253	44,378	23,885

(注)「その他」には買入金銭債権として計上しているコマーシャルペーパーを含めています。

(2)金銭の信託に係る時価情報

運用目的の金銭の信託

該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

(3)デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

1.取引の内容・取引に対する取組方針・取引の利用目的

当社は、公社債の投資に係る将来の金利変動によるリスクを軽減する目的で、債券オプション取引を行っているほか、外貨建有価証券の投資に係る将来の為替変動によるリスクを軽減する目的で先物為替予約・通貨オプション取引及び通貨スワップ取引を、また株式投資に係る将来の価格変動によるリスクを軽減する目的で、株式オプション取引を行っています。

当社では、取引の方針として、主として将来の金利・為替・価格の変動によるリスクを軽減するためにデリバティブ取引を活用することとし、投機を目的とした取引及びレバレッジ効果の高いハイリスクな取引は行わないこととしています。

上記のようなヘッジを目的とするデリバティブ取引以外に、一定のリスクの範囲内で運用収益を獲得する等の目的で行う為替予約取引、通貨オプション取引、債券オプション取引、株式オプション取引及びクレジットデリバティブ取引があります。

2.取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を内包しています。

市場リスクは、取引対象物の将来の市場価格(為替・金利・株価等)の変動とボラティリティー(予想相場変動率)等の将来の変動によって損失を被る可能性です。

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初の契約どおりに取引を履行できなくなった場合に損失を被る可能性です。当社は、取引先について、資産規模・決算状況及び格付等を吟味し慎重に選定しているため、信用リスクは極めて小さいものと判断しています。

なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しています。

### 3.取引に係るリスク管理態勢

当社のデリバティブ取引に係るリスク管理は、経営上多額な損失を被ることがないように、市場リスクに晒されている資産に対し、そのリスク軽減のため適切かつ効果的にデリバティブ取引が利用されているか、また、取引限度を超えた単独の取引が存在していないか、等の点検に重点を置いて行っています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引担当セクションと業務管理セクションを分離し相互牽制を行うとともに、取引量に応じた決裁権限規程及び資産運用規程等を定め、当該規程に基づき取引を行っています。デリバティブ取引の総量・リスク状況・含み損益の状況及びリスク軽減効果の状況については、定期的に、当社の金融リスク管理を担当しているリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

#### 取引の時価等に関する事項

次の表における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体は、デリバティブ取引に係る市場リスクまたは、信用リスクを表すものではありません。

### デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

#### 1.通貨関連

(単位:百万円)

区分	取引の種類	平成15年度末			平成16年度末				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建								
	米ドル	4,950		4,753	196	2,104	2,140	36	
	ユーロ	1,611		1,569	41	2,364	2,355	9	
	買建								
	米ドル	4,434		4,225	209	2,616	2,676	59	
	ユーロ					699	692	6	
	豪ドル					409	411	1	
	計	10,996		10,549	29	8,194	8,276	27	
	通貨スワップ取引								
受取米ドル固定・支払米ドル変動	2,950		336	336					
計	2,950		336	336					
合計	13,946		10,885	365	8,194	8,276	27		

(注)1.時価の算定方法

為替予約取引 ... 先物為替相場によっています。

通貨スワップ取引 ... 通貨スワップ契約を締結している取引金融機関から提示された価格によっています。

2.通貨スワップ取引において、元本部分については、スワップ契約開始時点で受取米ドル・支払円、スワップ契約終了時点で受取円・支払米ドルの契約になっています。

3.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、記載対象から除いています。

## 2. 金利関連

該当ありません。

## 3. 株式関連

(単位:百万円)

区分	取引の種類	平成15年度末			平成16年度末				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引	株式オプション取引 売建 プット				300 ( 54)	300 ( 54)	37	17	
	買建 コール	( )	( )		300 ( 32)	300 ( 32)	28	3	
	計				600	600	66	13	
合計					600	600	66	13	

(注)1.時価の算定方法

株式オプション取引... 株式オプション契約を締結している取引金融機関から提示された価格によっています。

2. オプション取引については、契約額の下に( )で契約時のオプション料を示しています。

## 4. 債券関連

該当ありません。

## 5. その他

(単位:百万円)

区分	取引の種類	平成15年度末			平成16年度末				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引	クレジットデリバティブ取引 売建	4,000	3,000	46	46	3,000	3,000	32	32
合計		4,000	3,000	46	46	3,000	3,000	32	32

(注)時価の算定方法

クレジットデリバティブ取引... クレジットデリバティブ契約を締結している取引金融機関から提示された価格によっています。

# 企業集団の状況

## 1 主要な事業の内容及び組織の構成

当社及び当社の関係会社において営まれている主な事業の内容及び、各関係会社の当該事業における位置付けは、次のとおりです。

### (1) 保険及び保険関連事業

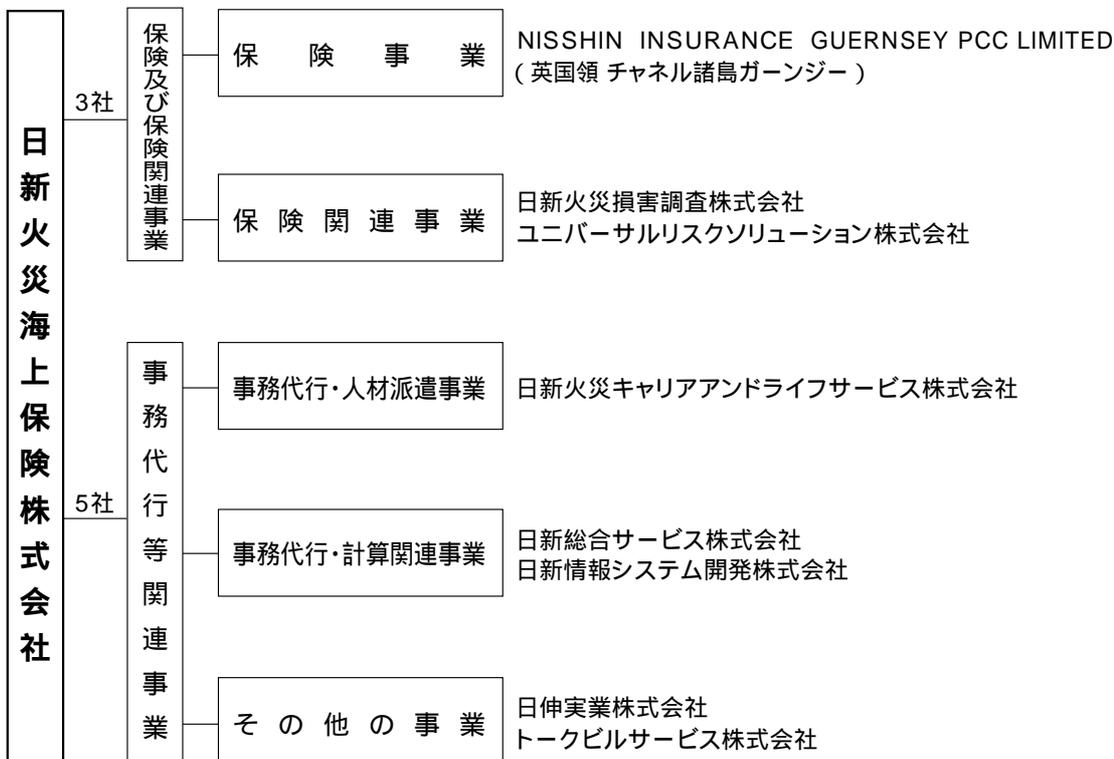
各種損害保険の元受・再保険の引受業務及び保険金の支払業務等を営む部門で、関係会社はこのうち保険金支払に係る損害調査業務及びリスクコンサルタント業務並びに海外での保険引受業務を行っています。

### (2) 事務代行等関連事業

上記以外の各種業務を営む部門で、関係会社は物流関係のほか、各種事務代行業務を行っています。

### [ 事業系統図 ]

(平成17年3月31日現在)



- (注) 1. 東京海上日動火災保険株式会社は、当社と合意した資本提携を含む業務提携契約に基づき、平成17年2月23日付で当社株式38万株を取得し、従来の保有株式と合わせて58万株を保有しています。その結果、当期末において、31.7%の議決権を所有しています。  
2. 当社保険事業子会社のANF INSURANCE COMPANY LIMITED(ホンコン)については当事業年度において清算しています。

## 2 子会社等

(平成17年3月31日現在)

会社名	設立年月日	資本金	当社の議決権の 所有割合	当社子会社等の 議決権の所有割合	本社所在地	主な事業内容
日伸実業(株)	昭和 32. 7.24	百万円 20	10%	90%	東京都千代田区 神田駿河台2-3	保険代理業、個人ローン 業務、リース業務
日新火災損害調査(株)	45. 4. 1	20	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	自動車保険、その他 保険の損害調査業務
日新火災キャリアアンド ライフサービス(株)	55. 9.26	20	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	計算受託・福利厚生業務、 人材派遣業務
トークビルサービス(株)	58. 2. 1	10	10	90	東京都千代田区 神田駿河台2-3	不動産・付随設備保守・ 管理業務等
日新情報システム開発(株)	63.11. 1	20	100		埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、 ソフトウェア開発
日新総合サービス(株)	平成 3. 4. 1	10	100		埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	荷造・梱包及び印刷・ 製本、集配業務
NISSHIN INSURANCE GUERNSEY PCC LIMITED	12. 2.16	700	100		PO BOX 384, The Albany, South Esplanade, St. Peter Port, Guernsey GY14NF	損害保険業
ユニバーサルリスク ソリューション(株)	12. 4.11	10	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務

## 3 連結財務諸表

連結子会社 THE NISSHIN FIRE INVESTMENT( EUROPE )S.A. 及び THE NISSHIN FIRE INVESTMENT ( CAYMAN )LIMITEDは、平成14年3月に清算したため、連結の範囲に含めるべき重要な子会社がなくなったことから、平成13年度より連結財務諸表を作成していません。

[ 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移 ]

(単位:百万円)

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
連結経常収益	218,933				
連結正味収入保険料	147,520				
連結経常損益	7,883				
連結当期純損益	2,579				
連結純資産額	82,642				
連結総資産額	542,652				
連結ベースの 1株当たり純資産額	424.23円	円	円	円	円
連結ベースの 1株当たり当期純損益	13.18円	円	円	円	円
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	11.11円	円	円	円	円

# 設備の状況

## 1 設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業において、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。このうち主なものは岐阜ビル新築であり、その他のものを含め当期中の投資総額は9億7千万円でした。

また、当期中の設備の減少の主なものとして、大阪ビルの売却があります。譲渡価格は17億円で、それに伴う売却益(特別利益)は約14億円です。

## 2 主要な設備の状況

(平成17年3月31日現在)

店名	所在地	所属 出先機関	帳簿価額			従業員数
			土地(面積 m <sup>2</sup> )	建物	動産	
本店 / 東京本社 <sup>1</sup>	東京都千代田区	19 <sup>店</sup>	11,349 ( 3,939)	5,831 <sup>百万円</sup>	396 <sup>百万円</sup>	646 <sup>人</sup>
さいたま本社 <sup>2</sup>	さいたま市浦和区	8	3,091 ( 9,015)	1,893	469	210
神奈川統括営業部	横浜市 中区	6	0 ( 234)	377	49	131
長野統括営業部	長野市	4	87 ( 947)	117	4	46
新潟統括営業部	新潟市	4	203 ( 1,041)	48	5	43
北海道統括営業部	札幌市 中央区	9	5 ( 705)	240	21	98
北東北統括営業部	盛岡市	12	57 ( 811)	182	16	85
中東北統括営業部	仙台市 青葉区	8	854 ( 1,791)	140	8	90
福島統括営業部	郡山市	4	164 ( 886)	177	4	66
静岡統括営業部	静岡市	4	60 ( 496)	185	19	85
東海本部	名古屋市中区	12	555 ( 2,491)	1,004	91	215
北陸統括営業部	富山市	5	65 ( 1,026)	430	10	74
西日本事業本部	大阪市 北区	32	379 ( 2,733)	548	100	515
九州営業第1部	福岡市 博多区	7	227 ( 1,448)	73	11	112
九州営業第2部	熊本市	8	201 ( 720)	146	11	77

1 東京営業第1部、東京営業第2部、西東京統括営業部、東関東統括営業部を含む

2 埼玉統括営業部、北関東統括営業部を含む

(注)1 上記「店名」は、本部又は独立統括営業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本部又は統括営業部に属する支店、支社及び営業所等出先機関の合計を記載しています。海外駐在員事務所は本店の所属出先機関に含んでいません。

2 上記は全て営業用設備です。

3 上記の他、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位:百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m <sup>2</sup> )	建物
名古屋ビル (名古屋市中区)	1 ( 337)	496
武蔵野ビル (東京都武蔵野市)	119 (1,090)	282
京都ビル (京都市下京区)	0 ( 293)	41

4 上記の他、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位:百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m <sup>2</sup> )	建物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	594 ( 2,613)	734

5 主要な設備のうちリース契約によるものについては該当ありません。

# 損害保険用語の解説

## あ行

### 一部保険

保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)よりも保険金額(契約金額)が少ない保険のことです。この場合、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

## か行

### 価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券などの資産の価格変動による損失に備えるため、資産の一定割合をあらかじめ積み立てる準備金のことです。

### 過失相殺

損害賠償額を算出するにあたり、被害者にも過失があった場合、その過失の割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

### 金融商品販売法

消費者保護を目的として平成13年4月1日に施行された法律で、金融商品を販売する業者は、顧客に対し重要事項を説明すること、勧誘方針を策定し公表することなどを定めています。

### 契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)の積立保険料部分において、保険会社が予定利率を超える運用益をあげた場合に、満期返れい金と合わせて保険契約者に支払われる配当金をいいます。

### 契約内容登録制度

損害保険制度が健全に運営されることを目的として平成13年6月より実施している制度です。保険契約者の同意を得て、保険契約内容を(社)日本損害保険協会に登録し、登録された情報は保険契約存続や保険金支払の判断などの参考とします。

### 契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が成立していないのと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などによる解除の場合は、契約の当初まで溯らず、将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。

### 契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険金支払の対象とならない事故によって保険の対象が滅失した場合には、保険契約は失効します。

### 告知義務

保険契約を結ぶときに、保険契約者は保険会社に対し重要な事実を申し出なければならないという義務、また重要な事項について不実のことを申し出てはならないという義務のことをいいます。

## さ行

### 再調達価額

時価(額)に対する言葉で、保険の対象と同じ物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。

### 再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するための保険のことをいいます。

### 再保険料

再保険上の責任を負担する対価として支払う保険料のことをいいます。

### 時価(額)

再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた金額のことをいいます。

### 事業費

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会社では損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称したものです。

### 質権設定

被保険者が保険金請求権を他人に質入れすることをいいます。火災保険において多く行われており、保険の対象(例:火災保険の建物)の上に担保権を持つ者(例:抵当権者)の債権を保全するための一つ的手段です。

### 支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金がまだ支払われていないものについて、保険金の支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

### 責任準備金

将来の保険金支払などの保険契約上の債務に対して、保険会社があらかじめ積み立てる準備金をいいます。これには、次年度以降の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」、異常災害時に備える「異常危険準備金」、積立保険の満期返れい金・契約者配当金の支払に備える「払戻積立金」「契約者配当準備金」などがあります。

### 全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼、全壊)や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。

### 損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

### 損害保険契約者保護機構

損害保険会社が破綻した場合に、その保険会社の保険契約者を保護することを目的として設立された法人で、保険会社全社の加入が義務づけられています。

### 損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された特殊法人で、自動車保険・火災保険・傷害保険・介護費用保険の参考純率、自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準料率の算出や金融庁長官に対する保険料率の届出、また自動車損害賠償責任保険の損害調査を主な業務としています。

### 損害率

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

## た行

### 大数の法則

サイコロを振ったときに1の目が出る確率は、振る回数を増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、その事象の発生する確率が一定値に近づくと法則のことで、例えば、火災などの事故を長年にわたって統計学的に調べると、その発生率を全体として予測できることになります。保険料の算出のもととなる保険事故の発生率は、この「大数の法則」に基づいて算出されています。

### 超過保険

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるもの実際の価額)を超える保険のことをいいます。

### 重複保険

一つの保険の対象について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また複数の保険契約の保険金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるもの実際の価額)を超える場合をいいます。

### 通知義務

保険契約締結後、保険の対象を変更した、譲渡したなど、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者がそれを保険会社または代理店に通知しなければならない義務のことをいいます。

### 積立勘定

特定の積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことで、

### 積立保険(貯蓄型保険)

火災保険・傷害保険などの補償機能のほかに貯蓄機能を持ちあわせた長期保険のことで、満期時には満期返れい金が支払われます。

## な行

### ノンフリート契約者

自らが所有・使用し、自動車保険契約を締結している自動車が9台以下の契約者のことです。これに対し、10台以上の契約者をフリート契約者といいます。

### ノンフリート等級別料率

ノンフリート契約者の自動車に適用する無事故割引(割増)制度です。事故の有無により翌年の継続契約の等級が決められ、その等級に応じて保険料が割引(割増)されます。

### ノンマリン

「ノンマリン・インシュアランス」の略で、海上保険(船舶保険・貨物保険・運送保険)以外の保険のことをいい、火災保険・自動車保険・傷害保険などが該当します。

## は行

### 被保険者

保険事故が起こったとき、保険の補償を受ける人または保険の対象となる人をいいます。

### 比例てん補

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるもの実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に応じて保険金が削減されることをいいます。

### 分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

### 保険価額

保険事故が発生した場合に、被保険者が被る可能性のある損害の最高限度額をいいます。保険契約によって時価(額)または再調達価額のいずれかを基準として評価します。

### 保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料の払い込み以前であれば保険金は支払われません。

### 保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

## 保険金額

保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となり、その金額は、保険会社と保険契約者との契約によって定められます。

## 保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人のことをいいます。契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする保険契約もあります。

## 保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払などの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金の中で、責任準備金・支払準備金などがあります。

## 保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払を約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

## 保険の目的

保険を付ける対象のことです。例えば、自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財などがこれにあたります。

## 保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費などの保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険の引受によって得られる利益を示すものです。なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

## 保険約款

保険契約者が保険会社と結ぶ保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約の全てに共通する契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・変更・削除する特別約款(特約条項)があります。

## 保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

## 保険料控除制度

損害保険契約または生命保険契約を締結し保険料を支払った場合、その一定額までがその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です。これには、損害保険料控除制度と生命保険料控除制度があります。

## 保険料即収の原則

保険契約を結ぶと同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合にはこの原則は適用されません。

# ま行

## マリン

マリンは「マリン・インシュアランス」の略で海上保険を意味し、船舶保険・貨物保険・運送保険のことをいいます。

## 満期返れい金

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間の満了まで契約が有効に存続し、保険料全額の払い込みが完了している契約について、満期時に保険会社が保険契約者に支払う金銭のことをいいます。この金額は契約時に定められています。

## 免責

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには、例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」や「てん補しない損害」などとうたわれています。

## 元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険を元受保険といえます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険の全てを指す場合もあります。

# 店舗所在地の一覧

## 1 営業店舗所在地一覧

東京本社(本店)  
〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 ☎(03)3292-8000

さいたま本社  
〒330-9311 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 ☎(048)834-2211

ロンドン駐在員事務所  
c/o Willis Ten Trinity Square ,London ,EC3P 3AX ,U.K.  
☎44(0)20-7488-8121

### 北海道統括営業部

〒060-0063 札幌市中央区南3条西3-12-1 (011)241-1311  
札幌第1支店 (011)241-1315 旭川支店 (0166)26-4431  
小樽支社 (0134)27-3311 稚内事務所 (0162)22-9765  
函館支社 (0138)54-8591 道東支店 (0154)23-8251  
札幌第2支店 (011)241-1316 帯広支社 (0155)22-8711  
苫小牧事務所 (0144)34-8191 北見支社 (0157)24-6471  
室蘭事務所 (0143)45-3441

### 本店営業第1部

〒101-8329 千代田区神田駿河台2-3 (03)5282-5548

### 本店営業第2部

〒101-8329 千代田区神田駿河台2-3 (03)5282-5554

### 神奈川統括営業部

〒231-0007 横浜市中区弁天通5-72 (045)633-5280  
横浜支店 (045)633-5288 神奈川県央支店 (042)749-1912  
横浜中央支店 (045)633-5291 湘南支店 (0463)21-2176  
横須賀支社 (046)822-0974 小田原支社 (0465)23-0155  
川崎支店 (044)244-0171

### 横浜自動車営業部

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1 (045)461-2223

### 静岡統括営業部

〒420-0031 静岡市葵区呉服町1-1-2 (054)253-3105  
静岡支店 (054)254-8861 富士支店 (0545)52-1532  
藤枝支店 (054)645-2200 浜松支店 (053)455-4311  
沼津支店 (055)962-1311

### 長野統括営業部

〒380-0901 長野市居町47 (026)244-8016  
長野支店 (026)244-0232 諏訪支社 (0266)57-6600  
上田支社 (0268)27-3240 飯田事務所 (0265)52-0280  
松本支店 (0263)33-3210

### 新潟統括営業部

〒950-0087 新潟市東大通1-3-8 (025)245-0320  
新潟支店 (025)245-0324 六日町支社 (025)773-3547  
新発田事務所 (0254)23-5011 三条支店 (0256)33-1045  
長岡支店 (0258)32-2285

### 北陸統括営業部

〒930-0026 富山市八人町8-5 (076)433-2533  
金沢支店 (076)263-2150 武生支社 (0778)24-3523  
七尾支社 (0767)53-0878 富山支店 (076)433-3545  
福井支店 (0776)21-0401 高岡支店 (0766)22-1824

### 東北事業本部

〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-3-16 (022)227-3153

### 北東北統括営業部

〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通15-19 (019)623-4330  
盛岡支店 (019)623-4316 弘前支社 (0172)36-1555  
花巻支社 (0198)24-7655 むつ事務所 (0175)23-8621  
岩手南支店 (0197)65-3821 八戸支店 (0178)43-1567  
一関事務所 (0191)21-3221 秋田支店 (018)837-5255  
大船渡営業所 (0192)25-0595 大館事務所 (0186)49-3568  
釜石担当 (0193)24-3118 大曲事務所 (0187)63-0680  
青森支店 (017)775-1461 本荘事務所 (0184)24-2922

### 中東北統括営業部

〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-3-16 (022)222-5201  
仙台支店 (022)263-5465 山形支店 (023)622-4006  
仙南支社 (022)382-6811 天童支社 (023)654-4471  
古川支社 (0229)24-1620 米沢事務所 (0238)22-7883  
東支社 (022)365-6881 酒田支社 (0234)23-5106  
気仙沼事務所 (0226)24-2004

### 福島統括営業部

〒963-8871 郡山市本町2-1-12 (024)932-3151  
郡山支店 (024)932-2266 いわき支店 (0246)22-1881  
白河支社 (0248)22-6618 会津若松支店 (0242)24-5661  
福島支店 (024)531-1621

### 首都圏事業本部

〒101-8329 千代田区神田駿河台2-3 (03)5282-5555

### 東京ダイレクトサポートセンター 東京オフィス

〒101-8329 千代田区神田駿河台2-3 (03)5282-5596

### 東京営業第1部

〒101-8329 千代田区神田駿河台2-3 (03)5282-5556  
東京中央支店 (03)5282-5556 東京東支店 (03)3886-0111  
江東支店 (03)3625-2040

### 東京営業第2部

〒170-6051 豊島区東池袋3-1-1 (03)3987-4888  
池袋支店 (03)3987-4061 渋谷支店 (03)3464-1221  
新宿支店 (03)3343-3941 城南支店 (03)3733-2251

### 西東京統括営業部

〒190-0012 立川市曙町2-22-22 (042)525-2821  
立川支店 (042)527-7771 山梨支店 (055)228-1277  
三鷹支社 (0422)55-8177 富士吉田支社 (0555)22-5801

**東関東統括営業部**

〒101-8329 千代田区神田駿河台2-3 (03) 5282-5555			
水戸支店	(029) 221-9125	木更津支社	(0438) 23-2262
土浦支社	(029) 822-5748	市川支店	(047) 376-3321
下館支社	(0296) 25-0320	柏支店	(04) 7163-7443
千葉支店	(043) 244-0521		

**埼玉統括営業部**

〒330-9311 さいたま市浦和区上木崎2-7-5 (048) 834-1479			
埼玉新都心支店	(048) 834-2295	埼玉北支店	(048) 523-1313
埼玉中央支社	(048) 834-1352	埼玉西支店	(049) 226-3411
埼玉東支店	(048) 761-6181		

**北関東統括営業部**

〒330-9311 さいたま市浦和区上木崎2-7-5 (048) 834-1479			
群馬支店	(027) 224-3622	黒磯事務所	(0287) 64-1200
太田支店	(0276) 45-4691	小山営業所	(0285) 24-4094
宇都宮支店	(028) 635-1571		

**東海事業本部**

〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-11 (052) 231-7111			
--	--	--	--

**中日本営業第1部**

〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-11 (052) 231-7196			
三河支店	(0564) 21-1601	一宮支店	(0586) 72-0178
豊橋支店	(0532) 54-3188	知多営業所	(0569) 22-8267
愛知北支店	(0568) 81-8400		

**中日本営業第2部**

〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-11 (052) 231-7531			
岐阜支店	(058) 264-7261	三重支店	(0593) 51-2477
高山支社	(0577) 32-1277	津支社	(059) 227-5185
多治見支店	(0572) 22-7268	松阪支社	(0598) 51-2030
中津川営業所	(0573) 65-0451		

**西日本事業本部**

〒530-0002 大阪市北区曽根崎新地2-2-16 (06) 6343-3610			
---	--	--	--

**関西ダイレクトサポートセンター 関西オフィス**

〒530-0002 大阪市北区曽根崎新地2-2-16 (06) 6343-3323			
---	--	--	--

**四国統括サービス部**

〒760-0033 高松市丸の内10-21 (087) 851-0026			
高松支店	(087) 851-0030	徳島支店	(088) 622-3711
松山支社	(089) 941-8298	高知支店	(088) 823-4488
伊予三島支社	(0896) 24-5306	中村支社	(0880) 34-6010

**京滋統括営業部**

〒600-8004 京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358 (075) 211-4591			
京都支店	(075) 211-4592	彦根支店	(0749) 22-1826
福知山支社	(0773) 22-6327	八日市支社	(0748) 23-6378
大津支店	(077) 522-4077		

**大阪営業第1部**

〒530-0002 大阪市北区曽根崎新地2-2-16 (06) 6343-3600			
---	--	--	--

**大阪営業第2部**

〒556-0011 大阪市浪速区難波中1-12-5 (06) 6647-7054			
難波支店	(06) 6647-7055	新宮支社	(0735) 22-2353
堺支店	(072) 238-1985	大阪東支店	(06) 6745-8516
和歌山支店	(073) 422-1131	奈良支店	(0744) 23-3650
田辺支店	(0739) 24-1621		

**阪神統括営業部**

〒530-0002 大阪市北区曽根崎新地2-2-16 (06) 6343-3801			
北大阪支店	(072) 623-6146	姫路支店	(0792) 88-5580
梅田支店	(06) 6343-3608	枚方支社	(072) 805-5571
神戸支店	(078) 242-4911		

**中国統括営業部**

〒730-0051 広島市中区大手町2-8-1 (082) 247-9261			
広島支店	(082) 247-9262	周南営業所	(0834) 21-1204
福山支店	(084) 922-2129	宇部担当	(0836) 21-4491
尾道支社	(0848) 25-5131	岡山支店	(086) 225-0541
山口支店	(0835) 25-1711	倉敷担当	(086) 424-5556

**山陰統括営業部**

〒690-0886 松江市母衣町34 (0852) 22-2627			
松江支店	(0852) 22-3525	浜田事務所	(0855) 23-1090
米子支社	(0859) 34-5357	鳥取支店	(0857) 23-4651
出雲支社	(0853) 23-6699		

**九州事業部**

〒812-0025 福岡市博多区店屋町8-30 (092) 281-8162			
--	--	--	--

**九州営業第1部**

〒812-0025 福岡市博多区店屋町8-30 (092) 281-8162			
福岡第1支店	(092) 281-8161	久留米支店	(0942) 35-2819
沖縄事務所	(098) 863-3235	佐賀支社	(0952) 22-4181
福岡第2支店	(092) 281-8165	北九州支店	(093) 923-1581
唐津事務所	(0955) 73-9449	大分支店	(097) 535-2143
大牟田支社	(0944) 55-1311		

**九州営業第2部**

〒860-0844 熊本市水道町14-27 (096) 325-7211			
熊本支店	(096) 325-7211	宮崎支店	(0985) 24-3833
八代支社	(0965) 35-5270	長崎支店	(095) 825-4131
阿蘇事務所	(0967) 32-3242	諫早支社	(0957) 21-4855
鹿児島支店	(099) 254-1115	佐世保支店	(0956) 23-3171

**海上保険部門**

<b>海上保険室</b>			
営業グループ (03) 5282-5552 西日本グループ (06) 6343-3619			

## 2 サービスセンター一覧

### 北海道

#### 北海道統括営業部

損害サービス課	(011) 241-1314	旭川サービスセンター	(0166) 23-2732
札幌サービスセンター	(011) 241-1313	道東サービスセンター	(0154) 23-8260

### 東北

#### 東北損害サービス部

損害サービス課	(022) 227-3620	秋田サービスセンター	(018) 837-5254
仙台サービスセンター	(022) 227-2133	岩手南サービスセンター	(0197) 65-3833
山形サービスセンター	(023) 624-2900	郡山サービスセンター	(024) 932-2280
酒田サービスコーナー	(0234) 23-5968	福島サービスセンター	(024) 631-1645
盛岡サービスセンター	(019) 623-4368	いわきサービスセンター	(0246) 22-1951
青森サービスセンター	(017) 775-1465	会津若松サービスセンター	(0242) 24-5797
八戸サービスセンター	(0178) 44-5309	火新サービスセンター	(022) 227-2135

### 関東・甲信

#### 首都圏損害サービス第1部

損害サービス課	(03) 5282-5557	土浦サービスセンター	(029) 826-1322
東京第1サービスセンター	(03) 5282-5560	下館サービスセンター	(0296) 25-0320
東京第2サービスセンター	(03) 5282-5668	立川サービスセンター	(042) 624-0711
千葉サービスセンター	(043) 244-3130	山梨サービスセンター	(055) 228-1218
市川サービスセンター	(047) 376-3350	火新サービスセンター	(03) 5282-5558
柏サービスセンター	(04) 7163-8256	傷害サービスセンター	(03) 5282-5559
水戸サービスセンター	(029) 224-0823	医療保険サービスセンター	(03) 5282-5647

#### 首都圏損害サービス第2部

損害サービス課	(048) 834-2249	群馬サービスセンター	(027) 224-5021
太田サービスセンター	(0276) 45-4702	埼玉新都心サービスセンター	(048) 834-1834
松本サービスセンター	(0263) 333-9700	埼玉東サービスセンター	(048) 755-2836
長野サービスセンター	(026) 244-0442	埼玉西サービスセンター	(049) 226-3413
宇都宮サービスセンター	(028) 635-1183	埼玉北サービスセンター	(048) 623-1215

#### 首都圏損害サービス第3部

損害サービス課	(045) 633-5345	静岡サービスセンター	(054) 254-8896
神奈川県央サービスセンター	(042) 749-1921	沼津サービスセンター	(055) 962-7086
神奈川サービスセンター	(045) 633-5295	富士サービスセンター	(0545) 61-9731
湘南サービスセンター	(0463) 21-6651	浜松サービスセンター	(053) 455-4395
横須賀サービスセンター	(046) 822-0576	藤枝サービスセンター	(054) 645-2210
横浜サービスセンター	(045) 461-2521	火新サービスセンター	(045) 633-5345
川崎サービスセンター	(044) 244-4446	静岡サービスコーナー	(054) 254-8896
小田原サービスセンター	(0465) 24-3381		

### 東海・北陸

#### 中日本損害サービス部

損害サービス課	(052) 231-9292	豊橋サービスセンター	(0532) 66-4744
名古屋サービスセンター	(052) 231-9226	岐阜サービスセンター	(058) 264-8231
津サービスセンター	(059) 227-6231	愛知北サービスセンター	(0568) 81-6911
三重サービスセンター	(0593) 61-2977	一宮サービスセンター	(0586) 72-0511
多治見サービスセンター	(0572) 25-8661	火新サービスセンター	(052) 231-9225
三河サービスセンター	(0564) 21-1576	富山サービスコーナー	(076) 433-3557

### 北越損害サービス部

損害サービス課	(076) 433-3557	新潟サービスセンター	(025) 245-0345
金沢サービスセンター	(076) 263-2180	三條サービスセンター	(0256) 32-8159
福井サービスセンター	(0776) 27-2851	長岡サービスセンター	(0258) 32-2293
高岡サービスセンター	(0766) 28-1834		

### 近畿

#### 近畿損害サービス部

損害サービス課	(06) 6343-3628	神戸サービスセンター	(078) 242-4930
京都サービスセンター	(075) 211-4594	姫路サービスセンター	(0792) 88-5376
福知山サービスコーナー	(0773) 24-6390	堺サービスセンター	(072) 222-3873
彦根サービスセンター	(0749) 23-1960	和歌山サービスセンター	(073) 422-1134
大津サービスセンター	(077) 622-4179	田辺サービスセンター	(0739) 24-1671
大阪サービスセンター	(06) 6343-3639	奈良サービスセンター	(0744) 23-3982
大阪東サービスセンター	(06) 6745-8609	火新サービスセンター	(06) 6343-3634
北大阪サービスセンター	(072) 625-3071	広島サービスコーナー	(082) 247-9261

### 中国・四国

#### 中国損害サービス部

損害サービス課	(082) 247-9265	倉敷サービスコーナー	(086) 424-5556
福山サービスセンター	(084) 923-4108	松江サービスセンター	(0852) 22-3575
山口サービスセンター	(0834) 21-1585	出雲サービスコーナー	(0853) 23-6699
岡山サービスセンター	(086) 224-7976	鳥取サービスセンター	(0857) 21-7415

#### 四国統括サービス部

高松支店	(087) 851-0032	徳島支店	(088) 622-3716
松山支社	(089) 941-8229	高知支店	(088) 823-4469
伊予三島支社	(0896) 24-5324		

### 九州

#### 九州損害サービス部

損害サービス課	(092) 281-8135	熊本サービスセンター	(096) 325-7115
福岡サービスセンター	(092) 281-8164	鹿児島サービスセンター	(099) 254-1115
久留米サービスセンター	(0942) 33-4450	宮崎サービスセンター	(0985) 24-3883
大牟田サービスセンター	(0944) 65-1039	長崎サービスセンター	(095) 825-4135
佐賀サービスセンター	(0952) 22-4181	佐世保サービスセンター	(0956) 23-3230
北九州サービスセンター	(093) 923-1591	火新サービスセンター	(092) 281-8136
大分サービスセンター	(097) 635-2141		

### 海上保険部門

#### 海上保険室

業務海損グループ	(03) 5282-5532	西日本グループ	(06) 6343-3619
----------	----------------	---------	----------------

### テレフォンサービスセンター



ジコ ナシ ナシ

0120-25-7474

# 日新火災海上保険株式会社

日新火災の現状 2005 平成17年7月29日発行  
東京本社 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3  
経営企画部 TEL(03)3292-8000(大代表)